

中世後期の社会と禅宗

—戦国期における山隣派の展開を中心にして—

竹貫 友佳子

(京都府立大学大学院学術研究員)

目次

序章 研究史と課題	7
はじめに	7
一、古代・鎌倉・南北朝期	8
二、室町・戦国期	9
(1) 五山派	9
(2) 林下・山隣派	11
(3) 地方展開と外護者	12
三、課題	14
四、本稿の構成	15
【註】	17
第一章 日明交流と天界寺―日本国僧宗嶽等についての一考察―	23
はじめに	23
第一節 南京天界寺住持季潭宗渤と日本僧への対霊小参	25
一、天界寺	25
二、季潭宗渤	25
三、入明僧のための対霊小参	26

第二節	季潭宗泐と大応派	28
一、	洪武八年の季潭宗泐詩文	28
二、	南浦紹明語録の叙文	29
三、	入元、入明の大応派僧と大慧派との関係	32
第三節	洪武七年の入明僧たち	33
おわりに		37
【註】		39
第二章	戦国期、禪寺の入寺制度に関する一考察―特に山隣派を中心に―	45
はじめに		44
第一節	山隣派の入寺	48
一、	禪院の新命住持の補任状	48
(1)	公帖	48
(2)	繪旨	49
二、	山隣派の入寺勅許	50
(一)	後奈良天皇在位期以前の妙心寺僧への住持勅許	50
(1)	妙心寺の入院	50
(2)	妙心寺の居成	52
(二)	正親町天皇在位時期の妙心寺入院	54
三、	大徳寺僧の入寺勅許	58

(一)	戦国期以前の大徳寺入寺	58
(1)	大徳寺創建初期	58
(2)	養叟宗頤以後の入寺	59
(二)	後奈良天皇在位時期の大徳寺入院	60
(1)	入院	61
(2)	居成	62
(三)	正親町天皇在位時期の大徳寺入寺	65
(1)	入院・居成・再住	65
(2)	南派の大徳寺運営	68
四、「立成」の出現	71	
第二節	入寺勅許の御礼進上	75
一、五山官寺の入寺官錢と御礼	75	
(1)	五山官寺の官錢	75
(2)	戦国期の五山官寺の官錢と御礼	77
二、山隣派の入寺官錢と御礼	79	
(1)	山隣派の入寺官錢	79
(2)	妙心寺の入寺勅許の御礼	81
(3)	大徳寺の入寺勅許の御礼	83
第三節	山隣派以外の禅院・他宗派寺院の参内	86
一、浄土宗寺院の香衣の勅許と御礼	86	

	二、禅院の紫衣の勅許	88
	三、山隣派以外の禅宗寺院の参内	89
	おわりに	91
【註】		94
	第三章 山隣派の地方展開―大徳寺真珠庵派と朝倉氏―	109
	はじめに	109
	第一節 山城国紫野真珠庵・薪酬恩庵の寺院運営	110
	一、薪酬庵	110
	二、真珠庵	111
	第二節 真珠庵派の寺院運営と外護者	112
	一、山城国における真珠庵への年貢・地子銭の納入	112
	二、真珠庵の祠堂銭とその納入者	114
	第三節 真珠庵派の越前国深岳寺運営	116
	一、越前国の深岳寺の性格	116
	二、深岳寺の在住僧	118
	三、真珠庵派と商人・文化人	120
	おわりに	123
【註】		124

	第四章 戦国期の大徳寺運営と地方展開―大徳寺龍泉派に注目して―	129
	はじめに	129
	第一節 戦国期の龍泉派	130
	一、龍泉軒と陽峰宗韶	131
	二、龍泉派僧	133
	第二節 龍泉派の関東進出・展開	135
	一、早雲寺の開創と以天宗清	135
	二、春松院の創建	136
	第三節 龍泉派の大徳寺住持輩出	137
	一、奉勅入寺（入寺・入院）	138
	二、居成	139
	第四節 龍泉派と檀越	144
	一、早雲寺住持の大徳寺入寺	144
	二、龍泉派僧の居成職銭の納入	145
	おわりに	150
	【註】	152
	終章	157
	表・法系略図	163

序章 研究史と課題

はじめに

本稿は中世社会を構築する一要素である寺社の勢力において、特に戦国期の禅宗の勢力の実態解明を主とするものである。考察の軸は京都に拠点を置いて展開した大徳寺と妙心寺の二カ寺とする。この両寺の寺院運営を考察することにより、当該時期の禅宗の展開について明らかにし、寺社の勢力を捉える一端としたいと考える。

近年、改めて中世後期の宗教に関して、その研究史・課題が提示されたが(1)、特に戦国期の宗教史研究の課題として指摘されたことは、個別宗派史的研究成果を踏まえつつ全体史をえがく事が必要となっている事である。しかし、一方で個別宗派史的研究も、宗派によってその研究の質量には差があることもまた実状であることも指摘されている。その一つが戦国期の禅宗史研究であろう。

禅宗史の研究状況の現状について見てみると、禅宗史全体の先行研究史は、近年では、広瀬良弘氏が概観としつつ研究分野ごとに丁寧に纏められており(2)禅宗史研究の現状把握が簡要となっている。従来から禅宗史全体に関する先行研究の整理は、広瀬氏らによって順次整理されてきており(3)、近年では、伊藤幸司氏が対外関係史の視点から重点的にまとめ(4)、また斎藤夏来氏が、先の広瀬氏を含めた先学による先行研究整理を概観し、その中で「とくに集中的な検討を要する先学」として顕密体制論の黒田俊雄氏、日本禅宗の成立に言及した船岡誠氏、禅宗史全般にわたって詳細な研究のある玉村竹二氏ら三氏の研究を追っている(5)。ここではそれら先学の先行研究史整理に依拠しつつ、改めて最近の禅宗史研究について大きく時期を二分して動向をとらえてみたい。

一、古代・鎌倉・南北朝期

中世社会で武家に受容された仏教の一つとして禅宗が注目されるが、禅僧の行的僧侶の部分に注目し、古代仏教の中で禅宗を捉えた船岡誠氏の研究（6）によって、禅宗を古代から捉える見方が提唱された影響は多大であったといえる。日本中世の禅宗の祖は栄西・道元であることは周知の事で研究も数多くある。その彼らと同時期に活躍した禅僧に能忍がおり、その後の日本禅宗で発展することはなかった彼の門派達磨宗などが、古代から中世の転換期において展開していた。特に達磨宗に関して、古くは鷲尾順敬氏（7）によって示唆されたが、近年、中尾良信氏（8）や原田正俊氏（9）らによって達磨宗の展開など明らかにされた部分は多くあるなど、古代から中世の連続性の中で捉えることが近年改めて示唆されている。

先の能忍の達磨宗は民衆に受容されやすい禅の教えをもっていたことが明らかにされているが（10）、武家による禅宗受容によって、政治・経済・文化、また地方へと大きく展開することは周知の事となっている。

日本中世社会における禅宗の影響は大きく、また幕府、将軍家の外護を得た事による宗派の展開にも影響した。葉貫磨哉氏は鎌倉幕府や執権北条氏による禅僧への帰依などを明らかにされた（11）。特に、近年では鎌倉末期、五山制度が出現し始める時期の禅宗寺院の住持について、斎藤夏来氏は入寺法語に注目しながら検討することで、禅院の住持職進退をめぐって鎌倉幕府、特に得宗が必ずしも「大檀越」的な地位には到達していなかったことを指摘する（12）。また、禅林の寺院運営において、経営を担った東班と修行教育の西班の両班があり、東班僧は寺院経済・荘園経営など幅広い室町期の「東班衆」の活動が研究されてきたが（13）、川本慎自氏は南北朝期のそれについて考察し、この時期では東班・西班の両班で特化・区別がなく「一つの僧侶宗団」であったと指摘する（14）。古代から南北朝期の禅宗寺院の組織的な研究が深められてきたといえる。

二、室町・戦国期

(1) 五山派

東班衆の活動も含め、室町期の禅宗の研究は、従来から室町幕府の政治、経済、対外政策、また將軍を檀越とするなど、室町期の社会の多岐に渡って広い視野での研究が展開している。室町幕府における足利將軍家との関係は、多方面での展開・影響がある。足利將軍家の禅宗外護において、夢窓疎石と將軍の関係、その後の夢窓派の興隆、幕府の対外政策における禅宗・禅僧の役割、五山文化の展開など研究の幅は広い。

近年、室町殿に関する研究が急速に進展をみせる中、足利將軍家と密接な関係をもつ禅僧夢窓疎石に注目した研究では、足利將軍家における夢窓の影響を『夢中問答集』を中心に西山美香氏が詳細に分析している(15)。細川武稔氏は幕府の祈祷システムにおける禅宗に注目する(16)。

特に室町幕府が推進した対外貿易など対外関係に関わる禅僧の役割が注目されるが、近年急速に進展した研究分野の一つであり、特に東アジア的な視点で捉えることの重要性が明確化し、日明、日朝、日琉等それぞれにおいて研究が進んだ。

対外交渉における禅僧の姿を、蔭涼職に焦点をあてて分析したのは竹田和夫氏(17)で、伊藤幸司氏は日明交流について、明僧が日本僧のために書いた画賛などに注目することで、時期によって日明の禅僧等の交流に大きな違いがあることを指摘する(18)。

近年では上田氏が禅僧の属する門派、また日本と明の禅宗界の門派勢力に注視することで、義満期の日明国交の開始、また義持の日明から日朝国交へのシフトについて言及している(19)。

こうした対外関係でも、とくに幕府と密接な夢窓派やその関係寺院たる相国寺や天竜寺が中心であった一四世

紀から一五世紀にかけての状況と、異なる様相がうかがえるようになる一六世紀の外交について、伊藤氏は非五山系の門派に注目し、日琉間の外交などにも言及するなど、中世末期の外交の様相も広い視点で徐々に明らかにされてきている(20)。

特に、上田氏、伊藤氏の研究で注目すべき点は、禅僧の門派に注目していることである。それによって詳細な検討が可能であることが示唆されており、対外関係の研究において非常に有効であることが明示されたことである。

禅院の制度研究に関しては、五山制度、五山派寺院の入寺制度に関する研究がある。今枝愛真氏(21)、玉村竹二氏らの研究は現在においても主となる成果を導いており、玉村氏が五山制度下寺院入寺に出される公帖を分析し(22)、上島有氏が天竜寺文書に残る室町將軍の公帖の分析、また近世の公帖(23)の詳細な研究成果がある。近年になって、斎藤夏来氏が初期の足利政権による公帖の発給、織豊期の公帖発給に言及され、さらに足利氏の公帖発給や諸山・十刹寺院の住持補任の状況から地方の禅院ほど座公文が多いことを明らかにしている(24)。この斎藤氏の研究からの示唆を得つつ、特に地方の五山派のうち、北陸地方に関して、室山孝氏が加賀・能登の五山派寺院の住持補任について考察している(25)。この斎藤、室山両氏による地方の五山派寺院の入寺状況から、必ずしも諸山寺院に出世したからといって、十刹・五山へ出世するとは限らず、また在地寺院との交流や、戦国大名化した在地の檀越外護者との密接な関係性などが明らかにされ、五山叢林の基盤が在地「夷中」での活動にあることが明らかになった。

こうした五山禅院の入寺と密接に関わるのが室町幕府の経済状況であり、先にもふれたように、従来から室町期の禅林の東班衆の活躍が注目されてきた。近年、川本慎自氏や竹田和夫氏によって東班衆の禅僧達の嗣法関係(26)、また五山領などについて分析し、蔭涼職の権限の強さなどが明らかにされている(27)。また今泉淑夫氏による蔭涼職に就いた禅僧や、その他にも多くの室町期の五山派禅院を支えた禅僧などに関する研究があり、東

班衆、蔭涼職など五山禅院を支えた禅僧達やまた蔭涼職亀泉集証など、五山派禅院の組織、経済に関する研究（28）に進展がみられ、従来以上に詳細な分析がされたことにより、室町期を通して、五山派禅院の経済状況の変化や、また寺院運営を支えた禅僧達の詳細が浮き彫りになった。

五山文化に関しては、室町期の禅僧たちの活動の一つに詩文や法語などを多く作成し、それをもって文学的交流を盛んに行った事があげられるが、近年、入寺の際の法語などの禅僧の語録や詩文集などに注目し、文学的な側面に特化した研究から、法語や讃文などからみた対外交流など（29）様々な分野でも注目されるようになってくる。

また、渡唐天神説話に関する研究も進展し（30）、室町期の五山文化研究には新たな進展がみられるようになった。このように室町期の禅宗研究は、対外関係における研究を中心に、五山派禅院の制度、経済、文化など多岐にわたって近年さらに深められている。

（2）林下・山隣派

その一方で、室町幕府における五山制度にはいらなかった寺院、門派があった。区分においても、従来の臨濟宗・曹洞宗の宗派の別による区別から、玉村氏によって中央に展開して活動した「叢林」と、地方に展開した「林下」して捉えることができるとして、二つの区分が提唱され（31）受容されている。

しかし近年、地方に拠点を置いて展開した道元の曹洞宗寺院と、京都に拠点を置いて展開した大徳寺・妙心寺とが共に林下の範疇にあることについて、この区分に厳密性を欠くとして疑問が呈された。上田氏は大徳寺・妙心寺が京都に拠点を置きながら地方へも展開しており、叢林的性格と林下的性格の両性格をあわせもった教団であることが特徴であり、この特徴を「山隣」的性格と捉える事を提唱された（32）。この示唆は注目でき、首肯できる点が多大である。本稿でも大徳寺・妙心寺の両寺を山隣（山隣派）として捉えており、五山（派）・林下

・山隣（派）の三つに区分して捉えたい。

従来、林下に関して、住持制度では今枝氏が触れており（33）、また曹洞宗の住持制度については、広瀬氏による永平寺や地方の曹洞宗寺院に注視した曹洞宗の住持制度を明らかにした研究（34）が代表的であり、近年では田中宏志氏の出世に注目した研究（35）や遠藤廣昭氏の曹洞宗の輪住制の研究（36）がある等、主に曹洞宗寺院の出世・住持制度に関する研究に蓄積と進展がみられる。

山隣派では、末柄豊氏が妙心寺の紫衣勅許に関して（37）、齋藤氏が大徳寺の紫衣に注目し（38）、中世後期・戦国期にかけての山隣派の入院に関する研究がようやくされるようになったといえる。

こうした室町幕府と五山派寺院、朝廷と林下・山隣派の関係性など、中央での禅宗展開が明らかにされつつある一方で、室町期は地方への進出も躍進した時期でもある。その地方への禅宗の進出や地方展開に注目し、各地での禅宗の進出、受容、外護者との関係などが浮き彫りにされてきている。

（3）地方展開と外護者

地方における禅宗の発展は、鈴木泰山氏（39）、今枝氏（40）らが、臨済・曹洞両宗それぞれの地方における発展を、多くの高僧と称される禅僧の活動を取り上げつつ広範に論述されている。その後、藤岡大拙氏がそれら先学を評価しつつ、高僧伝に依拠し、臨済・曹洞両宗の区別、法系の区別を意識し過ぎる傾向にあり、また地方武士の禅宗受容・外護は実証されつつも、その理由が説明不足であると指摘し、地方の禅宗受容層と禅僧に注目しながら地方伝播における受容の理由を論述する（41）。

各地方では、例えば越中、また下野、下総などの地域では広瀬良弘氏の研究（42）、九州地方では上田純一氏（43）があり、日本の臨済・曹洞両宗の地方展開について、在地の守護、守護代らとの関係性など詳細に検討し、地方で受容された実態や京都五山との密接な関係性、地方で展開した門派の特徴や、他門派との関係、ネットワ

―クなどが明示されている。

最近では、関東の禅林に関して、古河公方周辺また足利学校と密接に活躍した僧等は、仏国派（高峰頭日派祖）の特に道庵曾頭の法孫であるが、その道庵曾頭と下総の臼井氏との関係性を示唆し南北朝期に仏国派遣道庵下の展開があったことが指摘されている（44）。近年の県史など自治体史が編纂されるなかで、その地域の宗教史が詳述されていることも大きな成果であるといえる（45）。

こうした禅宗の地方展開において、戦国期では特に有力な戦国武将の禅宗外護がみられ、出雲地方の尼子氏と五山僧の惟高妙安（46）、武田信玄と妙心寺僧快川紹喜（47）など地方の武将と禅僧に注目した研究がなされている。

近年では、天野忠幸氏が一六世紀の宗教秩序の変容について、三好氏と禅宗とりわけ大徳寺との関係から、宗教秩序が転換する端緒を見いだしている（48）。この三好氏と密接に関係する大徳寺僧らには、琉球との関わりもみられる。特に一六世紀の対外関係について伊藤幸司氏が室町・戦国期の日明、日琉の貿易・交流に言及しており、日琉間の交流については、大徳寺派が深く関わっていた事が明らかになっている（49）。

この前者と後者の双方の大徳寺僧で共通するのは大徳寺僧の所属門派である。三好氏と関係をもっており、また琉球へ進出した大徳寺僧は、特に大徳寺内の門派の一つ大仙派（通称は北派）に属する大徳寺僧であった。戦国期の大徳寺では四つの門派（四派）が形成されるが、北派はその一つで、他に龍源派（南派）、龍泉派、真珠庵派がある。そのうち、従来ほとんど研究のみられなかった一休宗純を派祖とした彼の弟子達による集団「一休派」について、矢内一磨氏はその教団的活動などを明らかにしている（50）。

一五世紀末から一六世紀の時期の研究が進められるなかで、ようやく大徳寺や妙心寺（山隣・山隣派）に関して他分野から注目されるようになってきたといえる。

三、課題

こうした近年の研究の進展により、従来以上に中世全般的に多分野で多くの史料による分析が行われるようになったといえる。とりわけ十五・十六世紀の対外関係、地方展開、林下・山隣（派）に注目した研究の進展は顕著である。それはこれまでの研究史整理によって浮き彫りとなった不足点が明らかにされ、順次研究が進められた成果として評価できる。しかし、そうとはいえども室町期の五山派禅院に関する研究に比すれば戦国期の禅宗の展開、特に大徳寺・妙心寺つまり山隣派に注目した研究は手がつけられ始めたばかりといえる。それは、従来、林下の区分にあつて曹洞宗寺院研究の進展の蔭にかくれていたともいえ、今後は、大徳寺・妙心寺に注目した研究を従来以上に進めていくことが必要である。それによつて山隣（山隣派）の特徴もより一層明確になり、五山（五山派）・林下・山隣（山隣派）の三区分で捉えることの必要性も明らかになるだろう。

例えば禅宗の地方展開について、中央と地方の関連についてより詳細な検討が必要であると考え。在地での受容、展開は明確にされているが、それと中央がどのように関連し、また影響を及ぼすものであったのか等、より一層の説明が必要であろう。地方の五山派寺院などに関しては、それらの寺院の本山が五山寺院、また五山寺院に関連する門派・門派僧らが室町幕府、室町將軍、また守護・守護代などと密接に関連しながら展開することが指摘されるなど、中央の政治・経済また文化との連関する中で位置づけられるが、一方で朝廷との関係性にも注視する必要があるのではないかと考える。

それは、五山派の研究に進展がある一方で、五山制度に属さなかつた林下、また大徳寺・妙心寺の両寺つまりは山隣派に注目した研究が今後より一層必要となることと関連する。特に大徳寺・妙心寺の両派は、京都に拠点をおいており、まさに朝廷・幕府・五山禅院のすぐ隣にあつて寺院運営をおこなっていた。特に、山隣派の住持は、天皇の勅許による入寺であり紫衣着用が許されていた。このことから、当該時期の仏教諸派の中での山隣派

の位置づけもする必要があるが、中世後期、戦国期における王権の問題（51）とも直接関わる事柄であり看過できない。

日本中世の宗教、仏教について多大な影響力をもつ黒田俊雄氏の顕密体制論・寺社勢力論は、旧仏教系を中世の寺社勢力として捉え、中世前期が主たる研究対象であり、戦国期については衰退の時期という見通しにとどまっている（52）。また、戦国期には浄土真宗や法華宗が宗派また教団として確立し、その研究においても本願寺教団、一向一揆、また法華宗、法華一揆など、その教団史、寺内町研究は多くの蓄積がある（53）。このような戦国期の宗教、仏教諸派に関して認識されるなかで、当該時期の禅宗はどのように位置づけることができるのだろうか。

その一つとして当該時期の林下・山隣派の実態解明が必要であり、戦国期の禅宗の展開を位置づける上で必要となるだろう。中世後期の対外関係、特に対外交流における禅宗勢力の一つとして山隣派、大徳寺派が位置づけられた（54）。こうした研究にひきつづきより一層、山隣派に関して、広範な視点から分析し位置づけていく必要があるだろう。

従来室町期の五山派が注目されることが多かった禅宗史研究において、近年ようやく中世末期、戦国期の禅宗に関して広範かつ詳細な研究が進められるようになったばかりである。禅宗史、また戦国期の仏教諸派の研究史、さらには戦国期の宗教における全体史を描くためにも、より多くの当該時期の禅宗の個別的な研究の蓄積が必要である。

四、本稿の構成

そこで本稿では、戦国期の禅宗、特に山隣派つまり大徳寺・妙心寺の教団的展開を考察することで課題に応え

の一つとしたい。また、その際、地方展開、入寺・住持制度、門派に注視した分析をしたい。

まず一章では、大徳寺や妙心寺の禅僧等が属する法脈（門派）である大応派の禅僧達の対外交流について考察する。これは、特に二章以降で注目する戦国期の大徳寺が、九州や堺といった対外関係で重要な拠点である地域へ積極的に進出・展開を見せる事に多大な影響を及ぼしたと考えるからである。

そこで、日明交流の初期段階（一三七〇年代）の考察から始めたい。特に足利義満が最初に遣明使を派遣した一三七四年（明・洪武七年、日本・応安七年）前後における明の大禅利天界寺やその住持であった季潭宗泐と日本禅僧の交流に注目する。ここでは季潭宗泐が日本僧のために書した詩文を二つとりあげて、従来から注目されてきた足利義満による最初の遣明使について再検討を試み、加えて同時期に渡海した禅僧らの活動などを考察しながら、当該時期の日明交流の実態を明らかにしたい。特にここでは、日本禅僧でも南浦紹明を師とする弟子達（大応派僧）らの対外交流の動向について、その実態を明らかにする。これによって、二章以降で考察する同門派に属する大徳寺の、戦国期に地方進出する際、堺や中国・九州地方を範疇とする動きを解明する一端になると考える。

第二章は戦国期の山隣派の入寺・住持制度について考察したい。大徳寺・妙心寺（山隣派）は、五山派のように室町幕府の五山制度に属さず、朝廷よりの勅許によって住持となっていた。山隣派の入寺・住持制度について、大徳寺・妙心寺の両寺の入寺勅許の状況を、後奈良天皇・正親町天皇の在位時期の二つに区切って考察しながら、山隣派の入寺・住持制度、また朝廷との関係性を考察する。

加えて、戦国期の大徳寺の特徴の一つとして、大きく四つの門派（大仙派（通称名は北派）、龍源派（通称名は南派）、真珠庵派、龍泉派）が形成されることがあげられるが、この四派のうちでも、特に入寺僧を多く輩出する門派（特に本章では南派）について、その大徳寺山内、地方展開にも触れながら考察したい。

三、四章では大徳寺の地方進出・展開について、大徳寺四派のうち、二派に注目して考察する。

まず三章では、大徳寺内の門派のうち、真珠庵派について、この門派が越前国へ進出し、朝倉氏を外護者としながら、越前と山城国（大徳寺及び薪酬恩庵）の双方での活動の実態、外護者との関係性について検討する。四章では、大徳寺内門派の一つ、龍泉派について、この門派が相模国へ進出し、後北条氏を外護者としながら、どのように大徳寺内と地方の双方で活動したのかなど、従来検討があまりされてこなかった龍泉派について、その活動の実態、外護者後北条氏との関係などを考察する。

【註】

- (1) 太田壮一郎「室町幕府宗教政策論」、安藤弥「戦国期宗教勢力論」（中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年）。
- (2) 広瀬良弘編『禅と地域社会』吉川弘文館、二〇〇九年、「序章」。
- (3) 広瀬良弘『禅宗地方展開史の研究』吉川弘文館、一九八八年。竹貫元勝『日本禅宗史研究』雄山閣出版、一九九三年。原田正俊『日本中世の禅宗と社会』吉川弘文館、一九九八年。上田純一『九州中世禅宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年。
- (4) 伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』吉川弘文館、二〇〇二年。
- (5) 斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』吉川弘文館、二〇〇三年。
- (6) 船岡誠『日本禅宗の成立』吉川弘文館、一九八七年。
- (7) 鷲尾順敬「大日房能忍の達磨宗の首唱及び道元門下の関係」（『日本仏教文化史研究』富山房、一九三八年）。

- (8) 中尾良信「大日房能忍の禅」(曹洞宗宗学研究所『宗学研究』二六号、一九八四年)、『日本禅宗の伝説と歴史』(歴史文化ライブラリー一八九) 吉川弘文館、二〇〇五年など。
- (9) 「達磨宗と撰津国三宝寺」(『日本中世の禅宗と社会』第一部第二章(吉川弘文館、一九九八年)。
- (10) 原田正俊「放下僧・暮露にみる中世禅宗と民衆」(『日本中世の禅宗と社会』第一部第一章)。
- (11) 葉貫磨哉『中世禅林成立史の研究』吉川弘文館、一九九三年。
- (12) 斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』第一章(吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (13) 藤岡大拙「禅院内における東班衆について」(『日本歴史』一四五号、一九六〇年)、今谷明「室町幕府の財政と荘園政策」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年)など。
- (14) 川本慎自「南北朝期における東班僧の転位と住持」(『禅文化研究所紀要』第二八号、二〇〇六年二月)。
- (15) 西山美香『武家政権と禅宗』笠間書院、二〇〇四年。
- (16) 「禅宗の祈祷と室町幕府―三つの祈祷システム―」(『史学雑誌』一一三―一二、二〇〇四年)。
- (17) 竹田和夫「対外交渉と五山僧」(『五山と中世の社会』第二部第一章(同成社、二〇〇七年)。
- (18) 伊藤幸司「日明交流と肖像画賛」(東アジア美術文化交流研究会編『寧波の美術と海域交流』中国書店、二〇〇九年九月)。
- (19) 上田純一『足利義満と禅宗』法藏館、二〇一一年。
- (20) 一五・一六世紀の日本と琉球―研究史整理の視点から―(『九州史学』第一四四号、二〇〇六年五月)。
- (21) 今枝愛真『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年。
- (22) 玉村竹二「公帖考」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年)。
- (23) 上島有「近世の武家書札礼と公帖―南禅寺公帖の形態論的研究―」(『撰大学術B人文科学・社会科学編』五、一九八七年)、「近世の領地判物・朱印状と公帖―室町時代の御判御教書との関連で―」(『撰大学術

B 人文科学・社会科学編』八、一九九〇年)、「天龍寺の朱印状と公帖」(『撰大学術B 人文科学・社会科学編』九、一九九一年)。

(24) 斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』第二章、第三章(吉川弘文館、二〇〇三年)、「足利政権の座公文発給と政治統合」(『史学雑誌』一一三―一六、二〇〇四年)、「叢林と夷中―諸山・十刹の住持分析―」(『歴史学研究』七九一号、二〇〇四年)。

(25) 室山孝「中世加賀・能登の五山派寺院―住持補任を中心に―」(『加能史料研究』第二〇号、二〇〇八年三月)。

(26) 川本慎自「室町期における東班衆禅僧の嗣法と継承」(五味文彦・菊池大樹編『中世の寺院と都市・権力』山川出版、二〇〇七年)。

(27) 竹田和夫『五山と中世の社会』同成社、二〇〇七年、「文明く明応年間における五山領について―荘主の経営と蔭涼職亀泉集証を中心に―」(五味文彦・菊池大樹編『中世の寺院と都市・権力』)。

(28) 今泉淑夫『禅僧達の室町時代』吉川弘文館、二〇一〇年、同氏『亀泉集証』(人物叢書新訂版) 吉川弘文館、二〇一二年。

(29) 山口隼正「入寺語録の構造と年表」(『東京大学史料編纂所研究紀要』八、一九九八年、伊藤幸司「日明交流と肖像画賛」(東アジア美術文化交流研究会編『寧波の美術と海域交流』中国書店、二〇〇九年九月)、今泉淑夫『日本中世禅籍の研究』吉川弘文館、二〇〇四年)。

(30) 上田純一「渡唐天神説話の発生をめぐって」(『日本宗教文化史研究』第五卷第一号(通巻第九号)、二〇〇一年五月、細川武稔「北野社と歓喜天信仰―千本歓喜寺をめぐって―」(五味文彦・菊池大樹編『中世の寺院と都市・権力』)、芳澤元「応永期における渡唐天神説話の展開」(『史学雑誌』第一二〇編第十号、二〇一一年一〇月)。

- (31) 玉村竹二「日本中世禅林における臨濟・曹洞の異同―「林下」の問題について―」
- (32) 上田純一「大徳寺・堺・遣明船貿易をめぐる諸問題」(『講座蓮如』第四卷、平凡社、一九九七年)。
- (33) 今枝愛真「中世禅林における住持制度の諸問題」(『中世禅宗史の研究』第二章第四節)。
- (34) 広瀬良弘「瑩山禅師に始まる曹洞宗輪住制について」(『宗学研究』一六号、一九七四年)、「禅宗の教団運営と輪住制―加賀仏陀寺・越前竜沢寺の場合―」(今枝愛真編『禅宗の諸問題』雄山閣、一九七九年)、「永平寺史編纂委員会『永平寺史』上巻、大本山永平寺、一九八二年、広瀬氏執筆箇所、「中世における出世道場としての永平寺・総持寺―天文の論旨の問題を中心として―」(『宗教学論集』第二十三輯、二〇〇四年三月)など。
- (35) 田中宏志「十六・十七世紀の曹洞宗教団と朝廷―瑞世(出世)の問題をめぐる―」(『宗学研究』第四十八号、二〇〇六年三月)、同氏「禅宗寺院文書の基礎的研究―十六・十七世紀の「出世」関係史料を中心として―」(『禅研究所年報』第十八号、二〇〇七年三月)。
- (36) 遠藤廣昭「越前瀧澤寺輪住制の展開と傑堂・如仲門派の対応」(広瀬良後編『禅と地域社会』二〇〇九年)。
- (37) 末柄豊「妙心寺への紫衣出世勅許をめぐる―鄧林宗棟を中心に―」(『禅文化研究所紀要』第二十八号、二〇〇六年二月)。
- (38) 「五山制度と大徳寺・南禅寺―住持紫衣着用の論理―」(『禅宗官寺制度の研究』第四章)。
- (39) 鈴木泰山『禅宗の地方発展』畝傍書房、一九四二年。
- (40) 今枝愛真『禅宗の歴史』増補改訂版、至文堂、一九八六年、『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年。
- (41) 藤岡大拙『島根地方史論攷』ぎょうせい、一九八七年。
- (42) 広瀬良弘『禅宗地方展開史の研究』吉川弘文館、一九八八年。

- (43) 上田純一『九州中世禅宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年。
- (44) 川本慎自「道庵會頭の法系と関東禅林の学問」(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一一―五『日本中世の「大学」における社会連携と教育普及活動に関する研究』二〇〇八―二〇一一年度科学研究費補助金基礎研究(B)研究成果報告書、二〇一二―二〇一三年三月)。
- (45) 『新宇土市史』通史編第二卷中世編第九章「中世の宗教」上田純一氏執筆、二〇〇七年。)等。
- (46) 藤岡大拙「惟高妙安と尼子氏」(『島根地方史論攷』)。
- (47) 横山住雄『武田信玄と快川和尚』戎光祥出版、二〇一一年。
- (48) 天野忠幸「戦国期の宗教秩序の変容と三好氏」(『織豊期研究』第十二号、二〇一〇年)。
- (49) 伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』吉川弘文館、二〇〇二年、「一五・一六世紀の日本と琉球―研究史整理の視点から―」(『九州史学』第一四四号、二〇〇六年五月)、「硫黄使節考―日明貿易と硫黄」(『東アジアを結ぶモノ・場』勉誠出版、二〇一〇年)。
- (50) 矢内一磨『一休派の結衆と史的展開の研究』思文閣出版、二〇一〇年。
- (51) 脇田晴子「戦国期における天皇権威の浮上」(上)・(下)(『日本史研究』三四〇号、一九九〇年十二月及び三四一号、一九九一年一月)、永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(編集代表永原慶二『講座前近代の天皇』第二卷 天皇権力の構造と展開その2、青木書店、一九九三年)、池享「織豊政権と天皇」(編集代表永原慶二『講座前近代の天皇』第二卷)等。
- (52) 黒田俊雄「寺社勢力論」(初出『岩波講座日本歴史』六、岩波書店、一九七五年、『黒田俊雄著作集』第三卷「顕密仏教と寺社勢力」、法藏館、一九九五年に所収、『寺社勢力―もう一つの中世社会―』岩波書店、一九八〇年)。
- (53) 神田千里『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館、一九九八年、草野顕之『真宗教団の地域と歴史』清文堂、

二〇一〇年、藤井学『法華文化の展開』法藏館、二〇〇三年、河内将芳「中世末期堺における法華宗寺院」
『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年）等。

(54) 伊藤幸司「日琉間交流と禪宗」(『中世日本の外交と禪宗』第三部第一章)。

はじめに

室町期における対外関係についてみる時、足利義満による日明交渉は注目される。その足利義満が初めて遣明使を派遣したのは、応安七年（一三七四）で、明では洪武七年にあたり、義満が將軍に就いてから、そして明では洪武帝が即位してから七年目となる。

この足利義満と洪武帝は、ともに対外交渉に乗り出すことになる。洪武帝は西域などに積極的に遣使を派遣し、また日本にも遣使を遣わしている（1）。一方、足利義満も明との交渉に積極的であったことは周知の通りであろう。

この日明交渉において、足利義満の遣明使に注目すると、日本の遣使として派遣され、外交交渉に活躍したが、五山の禅僧達であり、彼らのもつ優れた漢文作成能力や、交渉能力の高さなどが先行研究により指摘されている（2）。

近年では、伊藤幸司氏（3）、橋本雄氏（4）、榎本涉氏（5）らにより、それぞれに独自の視点から日明交渉、日明貿易における日明の禅僧の交流や、明国での待遇、貿易品など、禅僧等の動向に注視した日明双方の対外関係の詳細な研究が進められてきている。

特に、最近の研究として注目されるのは、上田純一氏による研究である（5）。日明交渉の初期の段階である足利義満による遣明使、義満の対外交渉政策、さらに足利義持の外交などについて、日明双方の禅宗界の動向と併せて見ることでより明確になる点が多くあることを示唆された。上田氏は当該時期における日本、明、そして

朝鮮の禅宗界の動き、また禅僧等の活躍を的確に捉えられえており、中世日本の対外交政策における室町幕府の動き、またそれと密接に係る禅僧等の動向、役割の重要性がより一層明確なものとなったと言えるだろう。

本章では、これら先行研究に多くを学びつつ、日明の対外関係の初期段階、特に一三七〇年代における文化的な交流に注目してみたいと思う。その時代を区切るのは、日明双方に関わる胡惟庸・林賢の事件（洪武一三年・一三八〇年頃発覚）を契機として、国交のありかた、また中国の禅宗界において変化が見られるからである。

この事件の後に、日明の関係が断絶することになるが（7）、明の仏教界に注目すれば、洪武十五年に僧録司が置かれるなどの統轄制度の変革があるなど（8）、この事件そのものはもちろん、また日本との関係性を紐解く上で重要である。さらに中国禅宗界にあつては、その門派勢力に変化が見られること（9）も指摘されており、日明双方の交流にも大きく影響を及ぼすものであるといえる。

そこで、本章では、この事件以前つまり一三七〇年代の日明交流に注視したい。具体的には日明双方の禅僧による交流の実態や、多くの日本僧が滞在した南京の天界寺に註も楠する。また当該時期の天界寺の住持であった季潭宗泐と日本僧との交流を考察するが、特に、季潭宗泐と交流した多くの日本禅僧等のうち、南浦紹明の弟子達（大応派）の動向に注目する。それは二章以降で注目する戦国期の大徳寺運営と無関係ではないと思われるからである。この時期の大応派僧らの日明交流に対する動向は、同門派に属する大徳寺僧たちの室町期以降、特に戦国期の大徳寺運営を行う上で、非常に影響するものと考えられるのである。

第一節 南京天界寺住持季潭宗泐と日本僧への対霊小参

一、天界寺

入明した日本からの遣使等が接待された場所に、南京の天界寺がある。天界寺は、元代では大龍翔集慶寺の寺名をもった大刹であった。洪武元年になって「大天界寺」と寺号が改められ、さらに善世院が設置されるなど、禪宗寺院の、ひいては仏教界を取り締まる最高寺院（寺格は五山之上）であった（10）。

天界寺は、明の首都南京に寺格に相応しい寺域をもった寺として存在し（11）、日明交渉の窓口として（12）、また蕃使や蕃客に対し、事前に朝貢に関する儀礼のスクーリングを行う場所としても重要な役割をもっていたことが指摘されている（13）。

『太祖実録』の洪武七年六月乙卯条では、「〔乙卯〕日本国僧宗嶽等七十一人、遊方至京、上諭中書省臣曰、海外之人、慕中華而来、令居天界寺（後略）」とあって、日本から宗嶽という僧侶をはじめ七十一人が南京に到着し、彼らが天界寺に滞在していることが記されている。七十一人という人数を収容できるほど天界寺の規模が大きかったことが伺われる。

二、季潭宗泐

龍翔寺が天界寺に改名された後、義満による第一回目の遣使が派遣される頃までの天界寺の住持となっていたのは、覚原慧曇、白庵力金、そして季潭宗泐である。特に日本からの遣明使が派遣された洪武七年時に住持であったのは季潭宗泐である。

この季潭宗泐は、龍翔寺開山の笑隠大訢の法嗣で、洪武元年（一三六八）に杭州中天竺寺に住し、洪武四年

には住持に就いた白庵力金の後をうけて天界寺の住持となった(14)。その後、西域に遣使として赴く(15)など国内外双方で活躍した禅僧であった。

季潭宗泐へ参禅した日本僧としては、絶海中津が特に知られているが、他にも独芳清曇、太初啓原、無初徳始らなどがいる(16)。この季潭宗泐が、天界寺の住持として日本僧等を受け入れていたことを示す例の一つとして注目されるのは、洪武七年に日本から明へと渡った僧侶らのうち、渡海中に、また天界寺までの道中で亡くなった僧等のために对霊小参を修していることである。

三、入明僧のための对霊小参

洪武七年に天界寺住持の季潭宗泐が日本僧のために修したのが「日本比丘浄業請為亡僧周寂等对霊小参」である。

日本比丘浄業請為亡僧周寂等对霊小参

道無_二方所_一、何分_二彼此之殊_一、法離_二見聞_一、寧住_二去来之相_一、若能頓_二捨従前逆順之縁_一、発_二起勇猛精進之心_一、不_レ顧_二危亡_一、不_レ憚_二寒暑_一、行脚参方、親_二近知識_一、究_二明此事_一、期_二於必悟_一、須是慷慨特之士、方能如_レ是獨脱超群、慈明易服_二軍伍_一往参_二汾陽_一、先行不_レ到、雪峰_二登_二投子_一、九到_二洞山_一、末後太過、所以道、四海共_二参尋_一、十方同_二聚会_一、路逢_二達道人_一、不_下將_二語默_一对_上、今日本国諸比丘周寂等十人、跋_二涉鯨海_一、触_二冒酷暑_一、遠自_二其国_一来_レ此参禅、道途辛苦因致_レ斃、可_レ謂為_レ法忘_レ軀、但其不_レ得_下親_二近知識_一参_中叩此事_上、有_レ志弗_レ就、良可_レ惜也、然而於_レ身無_レ所_レ取、於_レ修無_レ所_レ著、於_レ法無_レ所_レ住、過去已滅、未来未_レ至、現在空寂、当_二此之際_一、以_レ何為_レ身、以_レ何為_レ心、以_レ何為_レ佛、以_レ何為_レ祖、以_レ何為_レ禅、以_レ何

為レ道、拈ニ主丈一、卓一下云、千古万古黒漫々、填レ溝塞レ壑無ニ人会一、復説レ偈曰、

善哉諸比丘、為レ法共忘レ寿、鯨波既不驚、酷暑復何有、

眞參無レ所レ參、眞叩無レ所レ叩、弥勒棲閣前、文殊是初友、

心々自融通、法々速成就、無レ生亦無レ滅、非レ淨亦非レ垢、

設參用資嚴、應時聊納レ祐、一句恰相当、三々不レ成レ九、

亡僧十人

周寂・正肇・至道三人、到ニ天界一亡、用怡・一桂・善資三人、海舟中亡、良徳・建萃二人、明州正慶寺亡、明輔、明州天寧寺亡、淨見、越州舟中亡、因ニ業上主請一、書ニ小參一、

洪武七年七月十有一日 天界住山 宗泐書（17）

この対霊小参について、玉村氏は、「比丘浄業」が中巖円月の法嗣の子建浄業という禅僧であることを指摘され、また亡僧十人の経歴は不明としながらも、そのうちの浄見については、子建浄業と同様に中巖円月の弟子であることを明らかにされた（18）。その子建浄業について、さらに村井氏は、彼の入明時期を検討し、応安六年（一三七三）時には日本におり、入明はそれ以後であることを指摘された。子建浄業はまさに義満の最初の遣明使である「浄業」その人であることが明らかとなっている（19）。

先の対霊小参との確認のために、『太祖実録』洪武七年六月乙未条をみると、「〔乙未〕日本国遣僧宣聞溪・浄業・喜春等来朝、」とあり、日本国から遣わされたのは、聞溪円宣、子建浄業、喜春らの一行であることがわかる。

対霊小参をみると、題にあるように、子建浄業が天界寺住持である季潭宗泐に依頼して記されたもので、

渡海中、また道中で亡くなった十名の僧らの名が書き上げられている。彼らの詳細を知るとは難しいが、依頼した子建浄業が遣明使としての役割を担った人物であったことからすると先行研究の指摘にあるように遣明使に同道した僧等であったと見ることができるとは思われるのである。しかし、季潭宗泐が文中に記している「遠自其国来此参禅」の文言は看過できないと思われるのである。

『太祖実録』の記述からは彼らの居所がどこであったのかは不明であるし、またその後の動向についての詳細は知ることが出来ない。しかし先行研究で指摘されたような天界寺のもつ役割、また季潭宗泐が記した対霊小参から、日本僧らが天界寺に居たことや、渡海僧に対しても葬礼の儀式が行われることがあったことなどを指摘することができる。

これらのことから、聞溪円宣、子建浄業、喜春らは、遣明使としては受け入れられず、正式な外交交渉には至らなかったが、禅僧として参禅のために入明したということで受け入れられたのであろう。明側の外交交渉の窓口としての役割を担っていたとはいえ、五山之上の寺格である天界寺に入ることが許され、その住持たる季潭宗泐との面会、それに加えて、亡僧への仏事が行われ、季潭宗泐によって対霊小参が作成されたことは、日明の文化交流の点で非常に重要な意味をもつものであったといえるだろう。

第二節 季潭宗泐と大応派

一、洪武八年の季潭宗泐詩文

季潭宗泐は、詩文の才に長けた禅僧（20）であり、日本からの参禅の僧も多くおり、彼の詩文を贈られている日本僧も散見する。

先に見た「日本比丘浄業請為亡僧周寂等对靈小参」は、季潭宗泐により書されており、洪武七年（応安七年・一三七四年）七月の日付をもっている。これは日本からの参禅の徒でもあり、なおかつ遣明使であった禅僧たちへの小参という、二つの側面から重要となる詩文といえる。

この小参に加えて、当該年頃に季潭宗泐が日本僧へ贈った書が伝来していることは看過出来ないだろう。その一つは、伊藤幸司氏が紹介、指摘された独芳清曇のための賛文である（21）。

独芳清曇は豊後の人で、大鑑派に属する。入元経験をもち、用章廷俊や季潭宗泐などに歴参した禅僧である（22）。この独芳清曇のために作成された賛文とは、独芳清曇の頂相に付された賛文のことである。

その中で、日付が洪武八年（永和元年・一三七五）四月朔日であること、「天界全室叟宗泐」が書いたことが記されていること、そして独芳の弟子霊岳の依頼であることが記されていることから、先にもみた洪武七年に入明した遣明使ら一行との関連性、そして遣明使の南京滞在期間についても、少なくとも賛文の日付にある洪武八年四月であることを指摘しているのである（23）。遣明使の一行の規模、同行を検討するにあたり、重要な手がかりであるといえるだろう。

二、南浦紹明語録の叙文

この指摘をふまえつつ、今ひとつ当該時期の季潭宗泐の日本僧への書で注目したいのが、南浦紹明の語録の序文である。

日本国建長寺明禪師語録叙

吾仏、以_三教外別伝之旨_一、付_三大迦葉_一、廿八伝至_三菩提達磨_一、当_三梁武帝時_一徠_三中国_一、以_三無上心印_一、授_三可大師_一、而中国始有_三禅宗_一、自_レ後派別支分弥布_三華夏_一、唐宋之間号为_三極盛_一、日本国遠在_三大海之東_一、雖_三

自_レ唐以徠若_ニ空海・最澄・奝然・寂照之流_一、但徠_ニ中国_一伝_ニ教乘_一而已、至_ニ宋南度_一千光禪師榮西者、徠_ニ参_一天童虚菴敞公_一、得_ニ禪学_一以帰、日本之有_ニ禪宗_一、則自_ニ西公_一始、而覚阿徠_ニ参_一靈隠瞎堂遠公_一、妙悟心要、亦言彼国未_レ有_ニ禪学_一、由_レ是而言、則西与阿、蓋同時云、厥学_レ禪自_ニ中国_一而帰者、不_レ可_ニ勝計_一、至_レ今彼国禪宗大盛、凡叢林典礼、一放_ニ中国之制_一、茲誑_ニ建長寺円通大応国師明公語録_一信然、公得_ニ徑山虚堂愚公之道_一、帰化_ニ其国_一、四遷_ニ名利_一、大敷_ニ玄旨_一、学徒駢集、而王公貴人入室問道者甚衆、蓋其履_ニ踐真実_一、開_ニ示学者之語_一簡古嚴整、無_ニ毫髮虚偽_一、真一代宗師也、嗟乎中国之於_ニ日本_一、同在_ニ閻浮提之内_一、同一天地、同一日月、雖_レ有_ニ山海之限_一、而人物性情、与_レ夫所_レ得_ニ道德之懿_一、其有_ニ不同者_一乎、觀_ニ公之言行_一卓異如_レ此、古人所謂何地無_ニ才良_一有_レ徴矣、三復_ニ感歎_一、乃叙_ニ其録之首_一、

洪武八年倉龍乙卯五月十有九日戊寅

天界善世禪寺住持天台釈宗泐叙 (24)

「日本国建長寺明禪師」とは、南浦紹明（大応国師）の事である。南浦紹明は駿河国の人で、建長寺で蘭溪道隆に師事した後、正元元年（一二五九）に入宋しており、そこで虚堂智愚に師事した。文永四年（一二六七）に帰国し、文永七年（一二七〇）に筑前の興徳寺に住持し、文永九年（一二七二）に筑前の崇福寺に住持した。建長寺の住持となったのは徳治二年（一三〇七）である（25）。在宋中の南浦紹明に関して、虚堂智愚に師事したこと（26）、動向の詳細についても明らかにされている（27）。

その南浦紹明語録序文の末には「洪武八年倉龍乙卯五月十有九日戊寅」の日付と「天界善世禪寺住持天台釈宗泐叙」の署名があり、注目すべき点である。

日付は、独芳清曇の頂相の賛文の日付より一ヶ月ほど後のもので、天界寺住持季潭宗泐の作成であることがわかる。そして「茲誑建長寺円通大応国師明公語録」とあり、季潭宗泐が南浦紹明の語録を読んだうえで序文を記

した事が記されていることも看過できない。

南浦紹明の語録については、侍者の祖照等が編集しており、その後、応安五年（一三七二）十二月に、当時京都の龍翔寺住持の滅宗宗興等によって刊行されている（28）。

『大応国師語録』の末にはその刊行に携わった僧等の名が記されており、

時応安五年歲次壬子冬十二月十五日

西京龍翔寺住持法孫比丘宗興命工入梓

前妙興寺住持法孫比丘性守助縁

前真如寺住持法孫比丘宗任同助

築州聖福寺住持法孫比丘宗越同助

前崇福寺住持法孫比丘宗璨同助 （29）

とあり、何れも南浦紹明の法孫らの名が記されている。特に「宗興」は滅宗宗興で、応安五年時には十一月に東福寺にて前堂首座を三日の間つとめ、その後、筑前の聖福寺の住持に請われるも辞して、山城の龍翔寺に住している（30）、まさにその時に、師である南浦紹明の語録の刊行をしたことになる。また、大用宗任（31）、象外宗越（32）、玉林宗璨（33）といった南浦紹明の法孫らの協力があつたことがわかる。

南浦紹明の語録が、どのような経緯で季潭宗泐の目に触れることになったのか、また序文が書されることになったのか、その詳細を知ることが難しい。が、少なくとも、この応安五年の日付をもった語録を彼が見た可能性は、全く無いとはいえないだろう。また、その際、この語録を持参して入明できるのは、おそらく南浦紹明の法孫たち、つまり大応派僧であることは想像に難くない。

また、南浦紹明らと季潭宗泐の門派に注目すると、季潭宗泐は大慧派であり、大応派は松源派につながる法系である。南浦紹明が虚堂智愚の法嗣であり、松源派に連なる門派でありながら、大慧派に連なる季潭宗泐が序文を記していることは看過できない点ではないだろうか。

三、入元、入明の大応派僧と大慧派との関係

先にみた季潭宗泐によって書かれた南浦紹明語録の叙文とともに注目したいのが、『円通大応国師塔銘』（34）である。これを撰したのは「杭州路中天竺天曆万寿永祚禅寺住持廷俊」つまり明僧の用章廷俊である。

用章廷俊による塔銘が書された経緯については、次のような事情があった。南浦紹明の法嗣の月堂宗規が撰した南浦紹明の「行状」を月堂宗規法嗣の無我省吾が持参して入元し、至正二十五年（一三六五）に中天竺寺住持の用章廷俊に塔銘を依頼したことによることが指摘されている（35）。

用章廷俊（一二九九～一三六八）は、大慧派笑隠大訶の法嗣であるので、季潭宗泐とは兄弟弟子である（36）。また、入元した無我省吾は、月堂宗規の法嗣である。はじめ南浦紹明の法嗣である宗峰妙超（大燈国師）のもとに参じた後、龍翔寺に住していた月堂宗規に参じている（37）。無我省吾は二度の入元経験をもち、二度目に入元した際には帰国することなく、明国で入滅している。

無我の一度目の入元（38）は、貞和四年（一三四八）春で、『延宝伝統録』などの記述をみると、承天寺の仲銘克新、浄慈寺に用章廷俊、霊隠寺の用貞輔良、見心來復に参じ、さらに、楚石梵琦、了庵清欲、月江正印に参じ、径山で虚堂智愚の塔を拜している。帰国の際には楚石梵琦と季潭宗泐から詩をおくられている（39）。

ここで注目したいのが、無我が歴参した禅僧等の門派である。仲銘克新、用章廷俊、用貞輔良、楚石梵琦は大慧派で、見心來復、庵清欲、月江正印は松源派である（40）。

無我省吾は宗峰妙超に参じ、月堂宗規の法嗣となっているので、大応派の僧である。この大応派は、派祖であ

る南浦紹明が虚堂智愚の法嗣であり、その虚堂智愚が松源派祖の松源崇岳の法嗣であることから、松源派に連なる門派に属することになる。

留学僧の歴参においては、門派の別によらず、多く高僧らに参禅することが行われるので、松源派大応派の無我省吾が、大慧派の禅僧に参禅することは不思議ではない。季潭宗泐などは「詩文の大家」ともいわれるような詩文に長けた禅僧であったことが知られている(41)。このような中国の禅僧達のもとへ日本僧らが歴参し、交流が行われていたのであり、門派の別にとらわれない禅僧達による文化交流が盛んであったことを知る。その中で、大応派の僧等が、彼らが連なる松源派の僧はもちろん、大慧派の僧等へも歴参していることから、南浦紹明の塔銘や語録序文を大慧派僧の用章廷俊や季潭宗泐に依頼した背景に、大応派と大慧派の密接な関係性が見えてくるのである。

第三節 洪武七年の入明僧たち

これまで、洪武七年、洪武八年の時期に、南京天界寺の住持である季潭宗泐が日本僧に対して作成した詩文、賛文に注目してきた。これにより、南京の天界寺において入明僧らに対する葬礼の儀式が行われ、その住持たる季潭宗泐によって対霊小参が記されるなど、日本僧達が非常に丁寧な待遇をもって受け入れられていたことが示されている。

特にこの対霊小参については、洪武七年(一三七四)に室町幕府將軍足利義満による最初の遣明使の派遣と時期を同じくしており、なおかつ遣明使の一人である子建浄業の依頼によるものであることから、最初の遣明使の一行の構成員とされてきた。そのこと自体は正しいであろう。

だが、この洪武七年頃にみられる日本からの入明僧たちの多くを、全て遣明船に乗船して渡海したと考える必

要はないように思われるのである。

従来の研究においても、この洪武七年頃における入明僧については、ほとんどを遣明船にて入明したと捉える考え方と、遣明船での入明のほかに、それとは別の方法で入明した僧達がいたと捉える考え方に大きく二分することができる。結論を先に述べるとすれば、筆者は後者の考え方、つまり遣明船とは別に入明した一行がいたであろうと考える。

改めて『太祖実録』洪武七年六月における、日本からの僧達が入明した記述が見られる箇所をあげてみよう。

〔乙未〕日本国遣僧宣聞溪・浄業・喜春等来朝、(中略)是時、其臣有志布志島津越後守臣氏久、亦遣僧道幸等、進表貢馬及茶布刀扇等物、上以氏久等、無本国之命、而私入貢、仍命却之、而賜道幸等文綺紗羅各一匹、(中略)先是、上賜日本高宮山報恩禪寺僧靈枢袈裟、至是、靈枢亦遣其徒靈照謝恩、貢馬一匹、詔賜靈枢衣履及文綺帛各二匹、靈照錢一萬文綺帛各一匹僧衣一襲、遣還、

〔乙卯〕日本国僧宗嶽等七十一人、遊方至京、上諭中書省臣曰、海外之人、慕中華而来、令居天界寺、人賜布一匹為僧衣、(42)

洪武七年六月乙未朔条では、日本からの入明した僧達の名がいくつか散見する。まずはじめに見られるのは、宣聞溪(聞溪円宣)、浄業(子建浄業)、喜春らである。これらは、これまでも述べてきたとおり、遣明使としての来朝であり、対霊小参の記述と併せて遣明使の一行が知られている。この記事からは、彼ら一行がどこに居していたのかはわからないが、対霊小参から少なくとも翌七月には南京天界寺にあったことがわかる。

次にみられるのが、島津氏久から僧道幸等が遣わされており、それは「私入貢」であることが記されている。

さらに日本の報恩禅寺僧靈柩によって靈照が遣わされており、その理由は靈柩が袈裟を賜った御礼としての入明であった。この日の記述に記されている日本からの入明僧は、大きくは三つのグループとして見ることができ、この記述から、日本国遣使であるのは、はじめに名が出てくる聞溪円宣らだけであることは明らかであろう。

そして、その二〇日後にあたる乙卯条では、日本国僧宗嶽等七十一名が南京に至り、天界寺に居すこととなった。いったいこの宗嶽等はどのような一行であったのだろうか。

『太祖実録』洪武七年六月の乙未条と乙卯条に見られる入明した僧等で、特に乙卯条にみられる宗嶽等七十一人の僧達についての見解は大きく二つに分かれている。

一つは、乙卯条にある「日本国僧宗嶽等七十一人」が乙未条に見られる聞溪円宣ら遣明使らとともに遣明船に同船し、天界寺に入った一行とする見解である(43)。

それとは別の見解では、宗嶽らは聞溪ら遣明使とは別に入明した一行として捉えられている(44)。

確かに、前者が指摘するように、遣明使も宗嶽等も同時期に天界寺に留まっていると思われるが、彼らを必ずしも同じ一行としてみる必要はないかと思われるのである。

まず、この『太祖実録』洪武七年六月にある記述において注目できる点は、遣明使らと宗嶽等の入京したことが記されている日付に開きがあることである。遣使らのことは「乙未」に記され、宗嶽等は「乙卯」に記されており、この間二〇日程の差があることは看過できない。

また、記述においても、聞溪円宣らは「日本国遣僧」とあり、日本国の使いとしての役割をもった僧侶であることが明確である。

その一方で、宗嶽らは「日本国僧」で「遊方至京」とあり、宗嶽等は日本国からの僧侶で、参禅を目的に南京に至った者たちであることが記されており、ここからは遣使として入京した僧侶として読み取ることができないのである。これらからすると、宗嶽等を必ずしも遣明船に乗船した一行として捉える必要はないかと思われる。

考える。

また、天界寺が首都南京における対外交渉の際に重要な役割を担った禅宗寺院であったことは、先行研究により指摘されている通りであり異とするところではないが、その一方で、対霊小参にみられるように、日本から「参禅」のために入明した僧等の葬礼が行われていることに留意が必要であろう。

対霊小参を依頼した子建浄業は遣明使の一員ではあったが、天界寺住持季潭宗泐の門流と同じ禅僧であったし、また、葬礼をする際においても、季潭宗泐の書からは、遣明使僧としてではなく、「参禅」の僧達に対する葬礼であることが読み取れるのである。このように見ると、天界寺は、参禅の徒に対しての接待という、本来の禅寺としての一面も有していたことが伺えるだろう。

この点を踏まえれば、宗嶽等はまさに「慕中華而来」僧達であり、やはり遣明使という意味合いはそれほど強くない。たとえ遣明使でなくとも、南京に到着した入明僧たちは、対外交渉の拠点になった天界寺に留められることとなったから、彼らの中には、天界寺において、季潭宗泐やそこに留まって参禅修行する日本の留学僧らと、面会することを目的に入明した僧等がいたと考えることも可能ではないかと思われる。

では、改めて「宗嶽」をはじめとする七十一人の日本僧たちはどういった一行だったのであろうか。詳細を知ることができないが、一つの可能性としてあげたいのは、先にみた南浦紹明の語録序文との関係性である。

伊藤氏は、独芳清曇の頂相の賛文について、独芳法嗣の靈岳の依頼であることがわかり、靈岳が遣明使の一行と乗船して入明したとされている(45)。では、この賛文の一ヶ月後の日付で書かれた季潭宗泐による南浦紹明の序文は、どのように考えることができるだろうか。

誰が南浦紹明の語録を持参し、季潭宗泐に序文作成を依頼したのかは不明であるが、先にあげた洪武七年六月乙卯に記された、「宗嶽」ら一行によったものではなかったかと推測したい。

「宗嶽」が誰であるのかを知ることが出来ないが、「宗」の字をもつ僧侶であることを考慮すれば、その系字

を多く持つ大応派の僧（46）である可能性を否定することはできないだろう。

また、先に述べたように、大応派僧らが入元、入明した際に、大慧派の僧にも歴参した者達が多くおり、その中には、この洪武七年、八年頃にまさに天界寺住持となっている季潭宗泐に参禅経験をもつ者達がいたことは無視しえないだろう。

季潭宗泐から序文を作成してもらったこと、また塔銘を撰しのが、季潭宗泐とは兄弟弟子たる用章廷俊であったことなどからすると、そのように考えてみたくなるのである。

日明交流の初期においては、義満が初めて送り出した遣明使等はもちろん、それらも含めて多くの参禅の徒が渡海しており、諸寺院を歴参し、また天界寺やその住持季潭宗泐との面会を目指して、いまだ自由に交流を行うことが出来ていた時期であったと思われる。

おわりに

日本禅僧と明の禅僧らによる交流の一端を見てみた。一三七〇年代において、それは比較的自由で活発であったといえる。

洪武七年（一三七四）の足利義満の第一回目の遣明使派遣は、国書をもっていなかったとして、受け容れられることはなかった。しかし、遣明使として乗船した禅僧等が、当時天界寺の住持季潭宗泐に対霊小参を修してもらっている点からは、日本の禅僧らに対する季潭宗泐の心配りが読み取れると同時に、遣明使として入明した日本僧等が、参禅の徒として天界寺では受け入れられた側面が伺える。そこからは禅僧としての彼らによる交流が行われていたといえる。

また、季潭宗泐に参禅した日本の禅僧等が、彼らの師などの語録や頂相への詩文作成を求め、季潭宗泐はそれに応えていることも注目すべき点であろう。

日明の国交の視点から見ると、派遣された禅僧等については、明における仏教界の頂点にたつ天界寺住持季潭宗泐と同門派である事が考慮されたとする指摘もあり、それは非常に重要な点であることは間違いないだろう。

一方で、禅僧たちは当該時期では参禅を目的とした行動をとっていたことも認められるのであり、そこでは、門派の別は厭わず、広く日本からの参禅の僧等を受け入れ、それに応えている。

こうした実態を知る鍵を握る一つが「宗嶽等七十一人」一行の存在であろう。「宗嶽」について、またその一行について詳細を知るのは難しい。

しかし、洪武八年（一三七五）に大慧派の季潭宗泐が作成した南浦紹明語録の序文があること、そして彼がその語録を実際に読んだ上で作成したことを考慮することで、「宗嶽」等が南浦紹明の法孫にあたる大応派僧であり、季潭宗泐に序文作成依頼をしに入明したと考えることも可能となることを提示した。

さらに、この大応派が中国禅宗の松源派に連なる門派であることを考慮すると、胡惟庸の事件と関係性が浮かび上がってくる。上田氏が胡惟庸の事件を禅宗界との関係について、処罰された禅僧等の門派は松源派、破庵派の僧であり、その理由には、その門派が日本においては、博多の禅寺と関係し、また九州の南朝方の勢力とも関係性のある門派であったことを提示された（47）。

既に指摘されているとおり、大応派は九州博多や太宰府の寺院を拠点に展開していた門派である。このことからすると、大応派である可能性が高い「宗嶽」たちが、博多や太宰府に拠点を置き、そこから直接に渡明した禅僧達であり、この点からも遣明使達とは別の一行であったと考える事は難くない（48）。

このような、大応派僧達の外国への関心、渡海の実態は、同門派に属する大徳寺僧達が地方へと進出するとき、大内氏の領国であった周防・長門国や、九州地方へと進出・展開を積極的におこなう事にも影響したものと考え

られる。二章以降では、この点に注意しつつ考察することとしたい。

本章で注目した日明交流に深く関わった日明双方の禅僧の門派勢力については、胡惟庸の事件の以後では、明では大慧派が優勢となること、そして日本からの遣明使、国書の起草などに絶海中津ら大慧派と接近する夢窓派僧が抜擢されることになる(49)。ここで見た事件以前に見られる交流からは、複数の禅宗門派が入明し、日明双方の禅僧達によって、自由で活発な文化交流があったといえるだろう。

【註】

- (1) 長谷部幽蹊「西域諸国への遣使」(『明清佛教教團史研究』第二章僧徒の内政および外交補弼)第二節、同明社出版、一九九三年)。
- (2) 田中健夫『前近代の国際交流と外交文書』吉川弘文館、一九九六年、西尾賢隆『中世の日中交流と禅宗』吉川弘文館、一九九九年など。
- (3) 伊藤幸司「日明交流と肖像画」(東アジア美術文化交流研究会編『寧波の美術と海域交流』中国書店、二〇〇九年九月)、「硫黄使節考」(『東アジアを結ぶモノ・場』勉誠出版、二〇一〇年)、「東アジア禅宗世界の変容と拡大」(川岡勉・古賀信幸編『日本中世の西国社会③ 西国の文化と外交』清文堂、二〇一一年)など。
- (4) 橋本雄「室町日本の対外観」(『歴史評論』六九七号、二〇〇八年五月号)など。
- (5) 榎本渉『東アジア海域と日中交流―九一―一四世紀―』吉川弘文館、二〇〇七年など。
- (6) 上田純一『足利義満と禅宗』法蔵館、二〇一一年。
- (7) 川添昭二「室町幕府成立期の対外関係」(『対外関係の史的展開』第三章五、文献出版、一九九六年)。

- (8) 野口善敬「元・明の仏教」(新アジア仏教史08中国Ⅲ宋元明清『中国文化としての仏教』第二章、佼成出版、二〇一〇年)、上田純一「僧録司制度」(『足利義満と禅宗』第三章)。
- また、この事件の頃に日本からの入明僧達が雲南へ行った足跡があり、それに関して伊藤幸司氏「日明交流と雲南―初期入明僧の雲南移送事件と流転する「虎丘十詠」―」(『佛教史学研究』第五二巻第一号、二〇〇九年十月)、上田純一氏「雲南の日本禅僧たち」(『足利義満と禅宗』第四章)による研究がある。
- (9) 上田純一「日明国交回復への道」(『足利義満と禅宗』第一章)。
- (10) 西尾賢隆『中世の日中交流と禅宗』吉川弘文館、一九九九年。野口善敬『元代禅宗史研究』禅文化研究所、二〇〇五年。
- (11) 伊藤幸司「南京天界寺の故地」(『市史研究ふくおか』第三号、二〇〇八年)。
- (12) 村井章介『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年。
- (13) 橋本雄「室町日本の対外観」(『歴史評論』六九七号、二〇〇八年五月)。
- (14) 野口善敬「元・明の仏教」(『新アジア仏教史08中国Ⅲ宋元明清 中国文化としての仏教』、佼成出版社、二〇一〇年)。
- (15) 長谷部幽蹊「西域諸国への遣使」(『明清佛教教團史研究』)。
- (16) 無初徳始については、佐藤秀孝「入明僧無初徳始の活動とその功績―高山少林寺に現存する扶桑沙門徳始書筆の塔銘を踏まえて―」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第五十五号、一九九七年三月)によって詳細をすることができる。
- (17) 「萬法語」(『大日本史料』第六編之四十)。
- (18) 玉村竹二「建仁寺妙喜庵看寮子建浄業小傳」(『日本禅宗史論集 上』思文閣、一九七六年)。
- (19) 村井章介「遣明使のメンバー」(『アジアのなかの中世日本』Ⅳ「日明交渉史の序幕―幕府最初の遣使に

いたるまで——四、校倉書房、一九八八年)。

(20) 長谷部幽蹊「西域諸国への遣使」(『明清仏教団史研究』)。

(21) 伊藤幸司「日明交流と肖像画賛」(東アジア美術文化交流研究会編『寧波の美術と海域交流』中国書店、二〇〇九年九月)。

(22) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(講談社、一九八三年)「独芳清曇」。

(23) 伊藤幸司「日明交流と肖像画賛」(『寧波の美術と海域交流』)。

(24) 「大応国師語録」叙文(『大徳寺禅語録集成』第一卷、法蔵館、一九八九年)。

(25) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』「南浦紹明」。

(26) 南浦紹明と虚堂智愚の交流について、偈頌に注目して考察された西尾賢隆氏「虚堂智愚から南浦紹明へ」(西山美香編『古代中世日本の内なる「禅」』勉誠出版、二〇一一年)の研究がある。

(27) 佐藤秀孝「虚堂智愚と南浦紹明——日本僧紹明の在宋中の動静について——」(『禅文化研究所紀要』第二十八号、二〇〇六年二月)。

(28) 「石城遺寶解説」(廣渡正利編著『石城遺寶』文献出版、一九九一年)。

(29) 「大応国師語録」(『大徳寺禅語録集成』第一卷)。

(30) 『妙興開山円光大照禅師行状』(『続群書類従』第九輯下)、『延宝伝燈録』卷第二十(『大日本仏教全書』仏書刊行会、一九一七年)。

(31) 『横嶽山前住籍』(『横嶽志』附 横嶽山前住籍)、崇福寺、二〇〇七年)第十五世大用宗任。

(32) 「石城山宗系略伝」(『石城遺寶』)、『横嶽山前住籍』第十八世象外宗越。

(33) 『横嶽山前住籍』第廿二世玉林宗璨。『延宝伝燈録』(『大日本仏教全書』)。

(34) 「大応国師語録」(『大徳寺禅語録集成』第一卷)、「圓通大應国師塔銘」(『続群書類従』第九輯上卷第二

二九)。

(35) 西尾賢隆「日中交流における大応の塔銘(上)」(『禅文化研究所紀要』第二十四号、一九九八年十二月)、佐藤秀孝「虚堂智愚と南浦紹明―日本僧紹明の在宋中の動静について―」(『禅文化研究所紀要』第二十八号、二〇〇六年二月)、榎本渉「一四世紀後半、日本に渡来した人々」(『道元文信』(『東アジア海域と日中交流―九一四世紀―』吉川弘文館、二〇〇七年)。

(36) 『増集続伝燈録』巻五(『新纂大日本統藏経』第八十三卷、国書刊行会、一九八八年)。

(37) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』「無我省吾」。

(38) 無我の一度目の入元に関して、菊池武光の護送があり、南北朝期における南朝方菊池氏と関係があったことが指摘されている(上田純一『足利義満と禅宗』第五章)。

(39) 『延宝伝燈録』巻第二十一(『大日本佛教全書』)、「無我省吾関係頌偈」(廣渡正利編著『石城遺寶』)。

(40) 玉村竹二「日本禅僧の渡海参学関係を表示する宗派図」(『日本禅宗史論集 下之二』思文閣出版、一九八一年)。

(41) 「石城遺寶解説」(『石城遺寶』)。また、季潭宗泐に関して、長谷部幽蹊氏「季潭宗泐傳の原資料」(『明清佛教教團史研究』同明舎出版、一九九三年)、佐藤秀孝氏「入明僧無初徳始の活動とその功績―高山少林寺に現存する扶桑沙門徳始書筆の塔銘を踏まえて―」(『駒澤大學佛教學部研究紀要』第五十五号、一九九七年三月)、同氏「季潭宗泐と『全室和尚語録』―『全室和尚語録』の紹介とその翻刻―」(『駒澤大學佛教學部研究紀要』第五十六号、一九九八年三月)の研究がある。

(42) 『太祖実録』巻九〇 洪武七年六月乙未朔条、同年月乙卯条。

(43) 村井章介「遣明使のメンバー」(『アジアのなかの中世日本』IV「日明交渉史の序幕―幕府最初の遣使にいたるまで―」四)、伊藤幸司「日明交流と肖像画賛」(『寧波の美術と海域交流』)など。

- (44) 田中健夫『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二年、上田純一『足利義満と禅宗』。
- (45) 伊藤幸司「日明交流と肖像画賛」(『寧波の美術と海域交流』)。
- (46) 玉村竹二「禅僧稱號考」(『日本禅宗史論集 上』)。
- (47) 上田純一「胡惟庸・林賢の謀反事件」(『足利義満と禅宗』第一章)。
- (48) 上田純一「筑前博多への禅宗の流入と展開」(『九州中世禅宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年)、伊藤幸司「臨濟宗大応派の動向と室町幕府の外交姿勢」(『中世日本の外交と禅宗』第三章、吉川弘文館、二〇〇二年)、上田純一氏の御教示による。
- (49) 上田純一「絶海中津と大慧派コネクション」(『足利義満と禅宗』第四章)。

はじめに

日本中世の禅宗は、将軍や守護らの帰依、保護を得て展開した。前章では足利義満の日明交流における禅僧らに注目したが、この義満の時期には、幕府の官寺制度としての五山制度が、南禅寺を五山之上として確立し、臨済系の禅宗寺院は五山・十刹・諸山の寺格をもち、幕府の統制下に置かれていた。

これら五山派は、戦国期になると幕府とともに衰退することとなる。その一方で、戦国期に勢力を拡大したが、幕府の統制下になく、地方展開していた林下であり、曹洞系の永平寺・総持寺、また臨済系の大徳寺・妙心寺がその範疇にある。

戦国期における林下寺院は、戦国大名を外護者とし、地方展開をしつつ、寺院運営の態勢を整えながら発展していく。その過程において、朝廷への働きかけも見られ、紫衣の着用の勅許を得るなど、戦国期は林下寺院の展開において重要な動向が見られる時期である。

このような紫衣の勅許のほか、戦国期には国師号などの称号や勅願寺の勅許などが、禅宗だけでなく他宗派の寺院や僧侶に対しても多く出されている。脇田晴子氏は戦国期に天皇の權威が浮上することを指摘される中で、宗教統制に関して、勅願寺の勅許、また称号の勅許などが天皇家の収入源になると同時に「權威が天皇家を頂点として集約される傾向をもつことになった」と指摘されている(1)。また、伊藤克己氏は、脇田氏の論を継承しつつ、とくに勅願寺や紫衣の勅許に注目され、それらの勅許が身分・地位や寺格・権利を示し、また外護者の正当性の主張にも機能するものでもあり、複雑な寺格・身分秩序を形成していたこと、またその主導権を握って

いたのが寺院や外護者大名であったことを指摘されている(2)。戦国期の天皇の権威や寺院教団にとって、称号や勅願寺化などの天皇の勅許による付与は看過できない問題であることは明かである。これらの先行研究に学びつつ、本章では天皇の勅許の一つである禅寺の入寺勅許に注目してみたいと思う。

禅寺の入寺に関しては、五山派の禅院に入寺し住持となる場合、幕府將軍による補任状(公帖)が発給され、入寺の際に必要な費用である入寺官銭は幕府に納入されていた。こうした、五山派の入寺の手続き、住持制度については、今枝愛真氏(3)や玉村竹二氏(4)の研究によって明らかにされている。また、今谷明氏は幕府の財政における五山叢林に注目し、五山禅院の寺領やその経営などに注目されるなかで、入寺官銭についても考察されており、幕府財政における五山官寺の重要性が明かにされている(5)。近年では斎藤夏来氏によって、幕府將軍の補任状の発給について、五山だけではなく、地方の十刹、諸山の住持補任に注目した考察もされており(6)、また、室山孝氏は中世の加賀・能登の五山派寺院のあり方について、住持補任に注目し、寺院の特徴を明示し検討された(7)。こうした五山官寺を中心とした研究の進展によって、その入寺は幕府の政治、経済とも密接に関わること、また五山叢林とその末寺寺院とにおける住持補任の実状や相違等が明かとなってきている。

ところで林下の寺院に入寺する場合、天皇の勅許がなされ、論旨が発給されて住持となる場合がある。林下のうち、本章では深くは触れることはしないが、曹洞宗の永平寺や総持寺の住持制度については、広瀬良弘氏(8)の研究が代表的であり、近年では田中宏志氏(9)により研究されている。

一方、臨済宗の大徳寺と妙心寺に注目すると、入寺の際に紫衣着用が勅許されているが、両寺がそれぞれ独自の展開をみせる上で紫衣の勅許の獲得が重要であったことなどや、近世に確立する住持制度などについての深い指摘がある(10)。しかし、戦国期の入寺、住持の実態については十分な検討はまだなされていない。入寺も勅許によっている事から、その入寺、住持の制度は、戦国期の天皇の権威の問題、また寺院の教団展開を明らかにする上で看過出来ない問題であると言える。

また、従来から林下の範疇で捉えられてきた曹洞宗永平寺・総持寺と、臨済宗大徳寺・妙心寺であるが、近世の妙心寺無著道忠（一六五三～一七四四）撰『禅林象亀箋』の「山隣」の項で「大徳寺妙心寺ヲ稱ニ山隣ト矣、」と記述があつて、五山に隣接して両寺が存在していること、また、序章でも触れた通り、大徳寺・妙心寺のもつ叢林・林下の両性格を「山隣」的性格と表現し、新たな範疇化が提唱されていることから（11）、大徳寺派・妙心寺派を山隣あるいは山隣派として捉える事が妥当であると思われることから、本章でも両寺を山隣派として捉え、五山（五山派）、山隣（山隣派）と区分することを改めて述べておく。

このように林下のうちでも大徳寺と妙心寺を山隣派として区別して考えた場合、両者にはどのような差異があるのか、この点についても、入寺制度に注目することによって違いの一端を提示できると考える。

以上に述べたような観点から、本章においては、戦国期（特に一六世紀）にみられる大徳寺と妙心寺の両方の入寺、住持の実態を把握し、山隣派の入寺制度について明らかにしたい。その際、『御湯殿上日記』（12）を手掛かりとしながら、後奈良天皇在位時期と正親町天皇在位時期の二期に分けて、それぞれの天皇の時に出示された山隣派寺院の入寺勅許について分析していくことにする。

大徳寺・妙心寺の住持制度については、今枝愛真氏が、妙心寺が永正六年に紫衣勅許の出世道場となった経緯について簡潔に示され、また再住式が早くから見られることをなど示唆されている（13）。さらに紫衣については、妙心寺の紫衣勅許の経緯、それに関わる有力外護者の存在とその影響力などについて指摘もある（14）。また、近世初頭の大徳寺・妙心寺の紫衣や居成の出世についても研究があり、紫衣事件に関わる朝廷、幕府の関係等について再検討がなされている（15）。このように、先行研究により重要な示唆が多々なされているが、戦国期の入寺制度、住持の補任やそれに関する実態などについては、現段階では検討が十分になされているとは言い難い。補任状の発給、また入寺の形式、入寺の際に必要な職銭などについて、実態を明確に捉えることが重要であり、それが当該時期の山隣派の発展を解明する鍵にもなるであろう。

第一節 山隣派の入寺

一、禅院の新命住持の補任状

(1) 公帖

禅院の入寺すること、つまりは住持となってその寺の「前住持」の称号を得るには、二通りの方法がある。それは「入院（じゅえん）」と「居成（いなり）」である。

まず「入院」とは、入寺式を行って寺に入り住持の任を経て「前住持」の称号を得るものである。一方の「居成」とは実際に入寺せずに「前住持」の名義を得られる方法である。

このどちらの場合であっても、入寺に際して新命住持となる禅僧に対しては補任状が出される。その補任状は、五山官寺の禅寺に対しては、主として室町幕府將軍により出される御判御教書にあたるものが出されており、それを「公帖」と称している（16）。

公帖は、「公文」とも称されており、「入院」の際に出される公帖の事を示すものである。一方、居成の場合に出される公帖は「坐公文（ざくもん・いなりくもん）」と称されている（17）。禅僧の日記などでも、入院の場合、居成の場合とは、公帖を区別して表記しており、入院のときには「公帖」や「公文」と称され、一方の居成のときには、「坐公文」「居公文」「居成公文」と称されている。しかし、実際に発給される文書の文言には、公文と坐公文とは違いが無いことは明らかになっている（18）。

(2) 綸旨

林下、山隣派の場合は、天皇の綸旨がだされている。その綸旨を受けて住持となる大徳寺や妙心寺でも、五山同様に居成がみられることはすでに指摘されている(19)。

入寺の際に天皇からの綸旨が出されている事に間しては、『晴右記』永禄八年(一五六五)五月廿八日、廿九日条に大徳寺の入寺に関して、

廿八日 天晴、大徳寺入院申入、勅許以長橋披露、

廿九日 天晴、大徳寺住持 綸旨廿八日之分ニ相調候て遣之、伝奏へ式百疋、奏者二十疋、書出へ百疋、同奏者二十疋、

(後略) (20)

とある。大徳寺から入院、つまりは入寺の申し入れがあり勅許があった。そして翌日、綸旨が調えられ大徳寺へ遣わされているので、綸旨が出されていることが確認できる(21)。妙心寺の場合も同様のことが行われていたと思われる。

そこで、次に妙心寺の住持の勅許について検討してみたい。

二、山隣派の入寺勅許

(一) 後奈良天皇在位期以前の妙心寺僧への住持勅許

妙心寺は大徳寺と同様に朝廷の勅許によって住持となるいわゆる勅住の寺院で、なおかつ紫衣着用が許された寺院であったことは知られている。妙心寺が紫衣勅許の住持勅許を得るようになったのは永正六年(一五〇九)である(22)。それ以前の妙心寺では、大徳寺の住持になってから、妙心寺の住持となっていた時期があった(23)。妙心寺が勅住寺院となる以前の関山派の僧等は、大徳寺の住持として朝廷に勅許御礼に参内していることが確認できる(24)。

妙心寺の住持に関する規定などについては、近世の史料が残されており、これにより知ることができる。その中で、近世における再住の綸旨や資紫の綸旨、また出世の種別に三種(再住成、前住成、歴住成)あることが指摘されている(25)。しかし、こうした規定が確定するまでの間、つまり戦国期の状況については示されていない。そこで永正期以降の妙心寺の住持勅許について『御湯殿上日記』の記述に注目してみたい。後奈良天皇在位時期の『御湯殿上日記』の記載にある妙心寺の入寺については、表にまとめている通りである。

妙心寺に入寺の際、「入院」と「居成」いずれの場合もの入寺勅許の御礼に参内している。そこで、それぞれの場合について見ていくことにする。表A①参照。

(1) 妙心寺の入院

まず、後奈良天皇の在位時期に注目し、妙心寺の入院の記事をあげてみると、四件の入院について記載がある。それをあげてみると次の通りである。

享祿三年（一五三〇）二月二十七日条、

廿七日。（前略）めうしん寺しゆゑんあり。かんろしより申さるゝ。ちよくし右少弁。ちやうらう御れいにまいらせらるゝ。御たいめんあり。十てう。とんす代にて六百疋まいる。

天文八年（一五三九）三月二三日条、

廿三日。（前略）。めうしん寺へしゆゑんありて。ちやうらう御れい申さるゝ。御たいめんあり。御ほん。かうはこ代六百疋まいる。

天文十九年（一五五〇）三月三十日条、

卅日。（前略）大けんめうしん寺へしゆゑんする／＼とありて御れいにまいらるゝ。御たいめんあり。右中弁ちよくしにて申つきにもまいる。これは昨の事なり。

弘治三年（一五五七）五月二十六日条、

廿六日。めうしんしにしゆゑんありて。かんろしちよくしなり。しんめい御れい申さるゝ。御たいめんあり。六百疋まいる。せつさいのてしなり。

新命住持僧の名前が記されておらず、誰の入寺であるかを明確にはし難いが、天文十九年については、「大けん」とあることから、妙心寺三五世の太原崇孚（26）の入院であることがわかる。また、弘治三年五月の入院は、「せつさいのてし」とあることから、太原崇孚の弟子が入院している（27）。

ここにあげた『御湯殿上日記』にみる入院記事が、妙心寺の入院をすべて記載しているとは言いがたいので、正確さを欠く部分もあるが、入院の状況を示す貴重な記述である。入院の場合は、長老が御礼のために参内し、天皇と対面し、檀紙十帖や六百疋を進上している。

(2) 妙心寺の居成

妙心寺の居成は入院よりも多く見られる。およそ二十人以上おり、ここではいくつかを例としてあげてみようと思う。

大永六年(一五二六)六月二〇日、二二日条、

廿日。(前略) めうしん寺(妙心寺)よりちうち(住持)の事申さるゝ。御心えのよしおほせらるゝ。

廿一日。雨そとふる。めうしん寺よりいこうふん(居公文)にてしゆゑん(入院)ふたりありて。こたかたんしにとんす兩人よりまいる。

享禄三年(一五三〇)四月二六日条、

廿六日。(前略) めうしん寺のいこうふん(居公文)の御れいに。ちやうらうまいらせらるゝ。御たいめんあり。御か

うはこの代六百疋。十てう。御あふきまいる。(後略)

天文一六年(一五四七)五月二五日条、

廿五日。めうしん寺よりいなる(居成)の御れい六百疋まいる。大きう(大休宗休)まいりて御物かたり申さるゝ。(後略)

同年八月二日条、

十二日。めうしん寺(居成)いなりの事申さるゝ。御心えありて。六百疋まいる。

弘治三年(一五五七)三月二日条、

廿一日。めうしん寺(居成)より三人のふん千八百疋まいる。またつゝきの御れいに三百疋まいる。

大永六年の居成では、二人の僧が「いこうふん(居公文)」つまり居成で入院しているし、弘治三年では三人の僧が居成で入院している。このように複数人を一度に輩出していることは、一つの特徴である。大徳寺の場合、造営費用として居成を三人に限って輩出することが規定にあつたので(28)、一度に三人の居成を輩出することあつたことを知る。妙心寺にこれと同様の規定が当該時期にあつたかは定かではないが、一度に、また年に複数人の居成を多数輩出している例は大徳寺では見られず、妙心寺独自のものであるといえる(29)。

このように、妙心寺の場合では居成の入寺は、入院の入寺に比べて非常に多く、『御湯殿上日記』で確認できるだけでも二五人が居成で入寺している。後ほど考察する同史料により確認できる大徳寺のそれと比較しても、妙心寺の方が圧倒的に多い。

ここでみたように、入寺について入院と居成とを書き分けており、朝廷でも入寺に「入院」と「居成」とがあることを把握をしていたことは明かである。これは、入院の場合には入寺式を行うが、その際に勅使を立てる必要があるからという理由が挙げられるだろう。しかし、妙心寺の居成に対して、朝廷には制限の意思が見られる。

『御湯殿上日記』大永七年(一五二七)十一月二三日条で、

廿三日。かんろしよりめうしん寺(居成)のいなり事申よし申さるゝ。ことしはや。あなり(居成)をなされたるによりて。

このたひはしゆゑ（入院）なるへきを。寺よりへちして御わひ事申によりて御心えたるよしおほせらるゝ。しなのくにより申よし申。かんろし（甘露寺）中な（伊長）こんも色／＼しいて申うへ。まつ御心えあるよしおほせらるゝ。そうして先皇の御代にいこうふん（居公文）の事。しゆゑ（入院）とかへ／＼になして申ましきよしおほせらさためらるゝ。しゆゑんの事はれんめむの事也。

とある。妙心寺から居成の事を申してきたが、今回の入寺は入院であるべきだが、寺から特に申す事があつたので、天皇の許可があつたということである。また、先皇つまり後柏原天皇の御代に、居公文（居成）に関して、入院と取り替へてはならないことが定められていたようである。

妙心寺の入寺に関して、朝廷は入院と居成での入寺を把握しており、そして居成を規制しようとする定めがあつたのである。しかし、妙心寺側としてはこれを厳守する状況にはなかつたと思われる。

妙心寺の居成に関して、朝廷がこのように規制をしていたのは、入寺の際に勅使をたてる必要性からだけであつたのか、どうか。そして、その規制によつて朝廷が妙心寺をどのようにコントロールしようとしていたのか。これらの点については、現段階では明確な事は言い難い。しかしながら、少なくとも、大徳寺よりも多くの居成による住持僧が輩出されており、それは朝廷にとつて好ましくない状況にあると認識されていたことだけは確かである。

(二) 正親町天皇在位時期の妙心寺入院

正親町天皇の在位時期（弘治三年（一五五七）から天正一四年（一五八六）まで）について、『御湯殿上日記』

で確認できるものを一部あげてみたい。当該時期の『御湯殿上日記』については、欠年部分もいくつかあることから、後奈良天皇在位時期のように入院・居成の区別はせずに挙げてみたいと思う。表A②参照。

永禄元年（一五五八）十一月十日条、

十日。めうしん寺（妙心寺）へい（居成）なりの事。かんろし（甘露寺）申さるゝ。御返事あり。御代はしめの御事にてまいられ候ほとに。たち（立成）なりにとおほせられ候へとも。色／＼きねん申され候まま。ち（勅許）よきよの御返事まいられ候。（後略）

同 十七日条、

十七日。（前略）かんろしめうしん寺（居成）い（居成）なりの事。なかはしして申さるゝ。ち（勅許）よきよあり。

永禄三年三月九日条

九日。（前略）めうしん寺（居成）い（居成）なりの事。けふ御かへりあり。色々申されてうけ文まいるまゝ御心えのよしあり。

永禄三年六月十五日条、

十五日。ことなる事なし。昨日せうみやう院（称名院殿）との御まいりのついでに。ふしみ（伏見殿）とのよりめうしん寺（居成）い（居成）なりの事申さるゝよし申さるゝ。はやこんと三人まてい（居成）なりの事にて候ほとにとの御事ながら。せうみやう院との。ふしみとのゝはや御申候て。御れい文までまいり候まゝ。このたひの事は御心え候よし。せうみやう院へおほせられて。かんろしやかてなかはしへめて。このいわれおほせられ。又寺へも申され候へのよしおほせらるゝ。

同 十八日条、

十八日。(前略) かんろしより。めうしん寺(居成)いなるの事。ふしみ(伏見殿)とのより申され候て。御心え候とのよし申され候。されはいなりつゝき候とて。めうしん寺へはかんろしして。色／＼おほせられ候へとも。これはふしみとのよりへちにて申され候まゝ。御心えなされて。かんろしして。めうしん寺のち(長老)やうらう御れい申さるゝ。(30)

永禄三年七月二七日条

廿七日。めうしん寺よりふしみとのより申さるゝ。(居成の御礼)いなるの御れい六百疋まいる。(後略)

永禄九年九月四日条

四日。よる雨ふる。めうしん寺よりとし／＼のまつ(松茸)のおりまいる。同めうしん寺よりい(居成)なるの御れい六百疋まいる。めうしん寺。たけのうちとの御まいりありて。花たてらるゝ。(後略)

永禄一三年二月十五日条

十五日。(前略) 妙心寺より濃州湖前座元居成申請。(甘露寺経元)頭 弁申。

元龜三年四月六日条

六日。右大弁宰相めうしん寺(立成)のたち(吹)なり(状)のす(勅)いき(兼)よしやうな(使)かはしま(広橋兼勝)てもちま(弁)いらるる。御らんせられてやかてかへさるゝ。しゆ(入院)ゑん十八日のよし申さるゝ。ちよくし(弁)右少 弁。

同年三月廿七日条

廿七日。めう心寺のいなりのくせん(居成)一は中山頭中將(中山親綱)。一は左少弁おほせらるゝ(日野輝資)。

(頭書)「(前略)めう心寺いなり。一人は三月一日。一人は同十日なり。御れい(御礼)やかてまいる。」

天正一四年(一五八六)五月十日条

十日。雨ふる。めうしん寺よりいなりの事申。五人めのよし申あいた御心えのよしあり。かんろし。なかはしして御ひろうあり。

以上の他、数件の入寺に関する記事を合計すると一一件みられ、そのうちの九件が居成での入寺であることが確認できる。これに、永禄三年に「三人までいなりの事」、天正九年の二人分、天正一四年では「五人め」であることなどの記述を含めると、実際に居成で入院した人数は十人以上となる。当該時期の『御湯殿上日記』では欠年があつて全てが確認しえないが、後奈良天皇在位時期から一度に複数人の居成出世が見られる事、続く正親町天皇在位時期では一度に三人以上の出世があつた事などから、当該時期では後奈良天皇在位時期に比べてさらに多くの居成出世者があつた事は想像に難くない。また、その逆の出世をさす「じゅえん(入院)」がみられず、新たに「たちなり(立成)」という語句が見られるようになっており、「たちなり」は二件確認できる。「立成」については、後の節で改めて考察することにする。

三、大徳寺僧の入寺勅許

(一) 戦国期以前の大徳寺入寺

(1) 大徳寺創建初期

山隣派の一方、大徳寺の場合について見ていくことにする。大徳寺の住持制度は、草創期から戦国期までのあいだ、一時的には五山、十刹の寺格を有したこともあり、室町幕府の干渉、また先にも触れたように妙心寺僧らの入寺があるなど、常に大徳寺開山の宗峰妙超の法系による一流相承刹であったわけではなかった(31)。

大徳寺入寺における勅許のはじまりは、宗峰妙超が嘉暦元年(一三二六)十二月八日に、「承詔開堂」(32)とあり、開山宗峰妙超からと捉えることができるように思われる。

以後、第一世の徹翁義亨など、随時勅許による入寺が見られるようになる。この場合、宗峰妙超への勅許がどのように出されたのかは明確にはし難いが、続く徹翁義亨の場合、光厳上皇の院宣がだされていたことを知る(33)。

次に勅命によって入寺したことが明確となるのが、第七世の言外宗忠である(34)。また、言外宗忠と同日に、六世蔣山仁禎が出世しているが、詳細は不明である(35)。八世は、言外宗忠の兄弟子の卓然宗立だが、奉勅かは不明であり(36)、以後、第二五世までの入寺についての詳細は、『龍宝山大徳禅寺世譜』(以下『世譜』と略す)に記載が無いこともあり、知ることができない。

永享元年(一四二九)に、養叟宗頤が入寺するが、このときは、後花園天皇と足利義教の両者からそれぞれ論旨、公帖をうけている(37)。その後、養叟宗頤は文安二年に再住も果たしている(38)。三十世の日照は居成であった(39)。

このように一五世紀前半の大徳寺歴代住持については、詳細を知ることができず、実態を明らかにすることは非常に難しいといえる。

しかし、開山宗峰妙超ならびに第一世徹翁義亨は、法皇の勅許であったことは初期の大徳寺入寺において注視すべき点であろう。また、養叟宗頤の時には、天皇の綸旨と足利將軍から公帖がだされており(40)、この時期における大徳寺の寺格の問題、五山官寺制度や足利幕府との関係性などが如実にあらわれているといえ、注意が必要となる。

しかし、初期の歴代住持については、その詳細が記されておらず、明確なことはわからないが、必ずしも、朝廷の勅許を得ているとは言い難いのではないかとも思われるのである。また、入寺開堂をしたのかも不明であり、居成の入寺も初期の頃からすであつた可能性は全く無いとは言い難く、入寺や歴代住持に列せられる際に必ずしも規則性はなかったと言えるだろう。

(2) 養叟宗頤以後の入寺

一五世紀中頃、大徳寺二六世養叟宗頤の再住(文安二年・一四四五年八月二十八日、再住)より以降、大徳寺の歴代住持に変化が見られるようになる。それは、先に見た妙心寺の僧ら、つまりは関山派僧らが入寺するようになることである。

『世譜』の記述によると、文安元年(一四四四)に官命によって日峯宗舜が入寺したのがそのはじめとなる(41)。妙心寺派の介入とそれにおける大徳寺への影響などが先行研究で明らかにされており(42)、この時の入寺は、大燈・徹翁派の一流相承刹として大徳寺入寺が行われてきたところに、関山派僧の住持が出現し、大徳寺と妙心寺との関係性や寺院運営に影響が見られるようになることに加え、大徳寺住持が紫衣着用を許されるようになり、大徳寺の寺格や入寺の問題において看過出来ない。

この後には、先にみたように妙心寺側が独自の寺院運営をはじめ、朝廷より紫衣着用を許され、独立した寺院として展開を始めるのである。こうした、妙心寺派の介入と離脱は、大徳寺の寺院運営における節目であり、住持については再び大燈・徹翁派の一流相承刹として、歴代住持を輩出するようになるなど、大徳寺にとつても本格的な独自の寺院運営へ転換したといえる。それと同時に、大徳寺内でみられる変化として、四派の出現がある。四派とは、戦国期の大徳寺に台頭するようになる四つの門派のことであり、真珠庵派、龍泉派、龍源派（通称南派）、大仙派（通称北派）と、派祖が開山となった塔頭名を冠して呼称される四つの門派のことである。入寺に關して、門派の別にみられる特徴の一つとしては、一休を派祖としたその弟子達による門派の真珠庵派からは、大徳寺住持を輩出していないことである。では、その他の門派にも特徴はあるのだろうか。そこで、大徳寺の場合の入寺では、入寺僧の門派にも注意しながら見ていきたいと思う。

（二）後奈良天皇在位時期の大徳寺入院

そこで先にみた妙心寺同様に、後奈良天皇在位時期（一五二五～一五五七）の大徳寺入寺について考察したい。大徳寺の『御湯殿上日記』で確認できる入寺記事の数は十六件あるが、「入院」と「居成」とでわけてみていくことにする。

大徳寺の場合、歴代住持が記載された『龍宝山大徳禪寺世譜』（『世譜』）を基本に、『龍宝山前住籍』（以下『前住籍』と略す）（43）、『龍宝山住持位次』（以下『住持位次』と略す）（44）があるので、それと照合することで誰の入院の事かを確定することができる。但し、完全に日付が一致するとは限らないので、その点について注意しつつ、誰の入院であったか提示しながら見てみることにする。

(1) 入院

後奈良天皇在位時期の大徳寺の歴代住持は、八八世（伝庵宗器）から一〇二世（江隠宗顕）までの一五名が該当する。まず、入院については『御湯殿上日記』で五件確認できる。それをあげてみると次のようになる。表B
①参照。

①大永八年（一五二八）四月一二日条（伝庵宗器・北派）

大徳寺（大徳寺）に（入院）しゆゑん（勅使）。ちよくし（勅修寺尹豊）左中（長老）弁なり。しゆゑんはてち（長）やう（老）らう御れいにまいらるゝ。ほんにとん（綴子）すまいる。（45）

②天文六年（一五三七）二月二六日条（清庵宗胃・南派）

大とく寺に（入院）しゆゑんありて。ちやうらう御れいにみらせらるゝ。御（御）たい（対）めんあり。ひ（引合紙）き（十帖）十てうまいる。（46）

③天文七年（一五三八）一月三日（大室宗碩・龍泉派）

むらさき野（紫野・大徳寺）へ（入院）しゆゑんあり。ちやうらう御れいにまいらせらるる。御（御）たい（香）めんあり。御（御）かう（箱）はこ（十帖）。十てう（十帖）まいる。ちよくし（勅使）すけ（町資）ゆき（禰）。申しつきもをなし。（47）

④天文十一年（一五四二）六月三日条（龍谷宗登・南派）

大とく寺（入院）しゆゑんの事。くわん（勅修寺尹豊）しゆ寺大納言申さるゝ。御心えあるよしおほせらるゝ。

同年 六月二十三日条

大とく寺にしゆゑん(入院)。ちよくし左中弁(広橋国光)なり。しゆゑんはてちやうらう御れいにまいらるゝ。ほんにとんすまいる。(48)

⑤天文二十年(一五五一)九月二十一日条 (江隠宗顕・北派)

大とく寺へしゆゑん(入院)ありて。御れいにまいらるゝ。御たいめんあり。十てう。とんすまいる。(49)

以上が、後奈良天皇在位時期の『御湯殿上日記』にみえる大徳寺の入院である。このほかに、『御湯殿上日記』では確認できないが、天文七年には天啓宗胤(璽十欠)(南派)に「九月十三日奉勅入寺」(50)しており、それに関して『鹿苑日録』の同年月「十三日、紫野有入寺、興臨院(マ) 天啓和尚贈杉原襪子」とあって、鹿苑院主(鹿苑僧録)からの贈り物の御礼があり、後日鹿苑院主のもとを尋ねている(51)。これを含めても、この時期の大徳寺への入寺において、入院は六件である。先に見た妙心寺の場合と大きな差は無い。また、その時期や間隔には、妙心寺の場合では『御湯殿上日記』で見える限りにはなってしまうが、入院の間隔は七年、また十年以上の間があいてから見られることが特徴であるといえるが、大徳寺の場合は、天文七年(一五三八)には二人輩出されていることもある一方で、九年ほどの間があいて入院記事が見られることもあり、その間隔は一定しておらず、またその期間も長い点で妙心寺とほぼ同様の入院状況であったことが伺える。両寺で大きく違うのは、先の妙心寺の検討でも述べたように「居成」の場合である。

(2) 居成

では、次に大徳寺の場合の居成(居公文)をみてみることにする。当該時期の『御湯殿上日記』で確認できる

記事は七件あり、それを以下にあげてみることにする。

①享祿三年（一五三〇）五月一九日条

（第八九世月浦玄珠カ 大模派）

大とく寺い（居公文）こうふんの御れいに十（十帖）てう。とんす（殿子）の代三百疋まいる。

②天文五年（一五三六）二月十六日条 （九〇世 大林宗套・北派）

大とく寺い（居成）なりの事。新中納言申（勅修寺尹豊）。御心えのよし御ほせられて。御れいに五百疋まいる。

③天文五年十一月廿九日条 （九一世 徹岫宗九・南派）

大とく寺よりい（居公文）こうふんの事申されて。ちやうらう御れいにまいらるゝ。御たいめんあり（御対面）。ひき十（引合紙十帖）てう。
とんす（殿子）まいる。

④天文八年（一五三九）五月二十九日条（九六世 謹甫宗テイ（王十貞） ・大模派）

大とく寺い（居公文）こうふん御れい（御礼）。こたかたんし（小高檀紙）。とんすの代五百疋まいる。

⑤天文十三年（一五四四）四月十二日 （九八世 春林宗俣・南派）

大とく寺にしゆえん（入院）いなり（居成）にて御れいまいらるゝ。御たいめんあり。とんす。こたかたんし代にて百疋まいる。

⑥天文二四年（一五五五）十月十七日（一〇五世 怡雲宗悦・南派）

十七日。大とく寺へ（居成）いなりありて。御れいにまいらるゝ。御たいめんあり。（広橋国光）ひろはしより申さるゝ。（後略）

⑦弘治三年（一五五七）五月廿七日（一〇六世 大歌宗用・南派）

大とく寺に（居成）いなりにて。御れいに（御礼）こたか十てう。とんすしん上申さるゝよし。ひろはし（広橋国光）大納言ひろう申さるる。

後奈良天皇在位時期の『御湯殿上日記』で確認できる居成記事は以上の七件である。享祿三年（一五三〇）の出世は確定し難いが、享祿元年出世の八八世伝庵宗器、天文五年二月出世の九〇世大林宗套の間で、出世日が不詳の八九世月浦玄珠の可能性は高い。また、天文一八年（一五四九）十二月七日出世の一〇〇世泰嶽宗康（南派）（52）については、『御湯殿上日記』での記載がないため確認できないが、他の事例からすると、居成の勅許があり、御礼参内があったものと推測される。

大徳寺の場合、輩出される住持と、『御湯殿上日記』で確認できる入寺に関する参内記事はほぼ合致する。このことから、天文五年に二人の居成が確認できるほかは、およそ一年に一人の居成輩出で、また年数の間隔もあいていること、また居成での入寺の場合も歴代住持として認められていたことが明確である。先に見た同時期の妙心寺では居成を二十人以上輩出しており、同時期の両寺の寺院運営の違いの一端が顕れている。

(三) 正親町天皇在位時期の大徳寺入寺

(1) 入院・居成・再住

正親町天皇在位時期の入寺についてみてみよう。この時期の大徳寺入寺をみると、歴代住持では一〇七世から一三〇世までの二三名の出世が該当する。このうち、『御湯殿上日記』で出世に関する記事と照合できるのは一三名いるが、そのいくつかあげてみることにする。表B②、表B②α参照。

永祿元年(一五五八)十一月十八日条 (一〇八世玉叟宗璋・南派)

十八日。(前略)。ひろはし^(広橋)大納言^(国光)むらさきの^(紫野・大徳寺)いなりの^(居成)事申さるゝ。ちよき^(勅許)よあり。

同 廿六日条

廿六日。むらさきの^(玉叟宗璋)きよく^(居成)そう。いなりの^(御礼)御れいに。こたか^(小高)たんし^(檀紙)にとんす^(殿子)まいる。ひろはし大納言申つ

きなり。(後略)

永祿十三年(一五七〇)二月一日条 (一一二世玉仲宗琇・南派)

十三日。雨ふり神なる。むらさきの^(紫野・大徳寺)しゆ^(入院)ゑんあり。くわんし^(勸修)ゆ^(寺請)寺左中弁^(豊)ちよ^(勅使)くしなり。しゆ^(入院)ゑんの^(長老)ちやうらう御れい申さるゝ。御ほんにとんすまいる。(後略)(53)

元龜三年(一五七二)三月一四日条 (一一四世大岫宗初・龍泉派)

十四日。(前略)。むらさきの大とく寺よりいなるの御れいにきやうそく。こたかたんしまいる。(中略)い
なりの人とうこくの人とて。いなかにてさんたいはなし。くわんしゆ寺中納言ひろう。

元龜四年(一五七三)八月十二日条 (一一七世古溪宗陳・北派)

十二日。(前略)むらさきのたちなるのしゆゑんに。右中弁ちよくしのち(よ脱)くやくの事申。御心えの
よしあり。四つし大納言にもちやくさの事。なかはしより文にておほせらるゝ。

同年 八月廿七日条

廿七日。むらさきのゝ大とく寺しゆゑんのすいきよしやう

くわん中納言なかはしまてもちて御まいり。御心えのよしあり。

りんし中山頭中將。らい月五日のとりおきせいりやうてんあり。(後略)(54)

天正九年(一五八一)二月七日条 (一二三世竹澗宗紋・南派)

七日。(前略)むらさきのゝ大とく寺よりいなるの事。くわんしゆ寺中納言申さるゝ。まへもれいあら

は御心へのよしおほせらるゝ。(中略)むらさきのまへいなりしけきよしおほせられて。いまは立ちなり。

いなりに。かくねんにさたまりたるよし。くわんしゆ寺中納言申さるゝ。

同十一日条

十一日。(前略)むらさきのゝちやうらうしゆゑんのおれいにまいらるゝ。小たかたんしにあさきのとんす
しん上。御たいめんあり。

天正十一年（一五八三）閏一月十七日条（一二四世先甫宗賢・南派）

十七日。はるゝ。むらさきのゝちやうらうしゆけ（えカ）ん。いなりの御れいさんたい申さるゝ。ひき十てう。まき物まいる。くわんしゆ寺しん大納言申つき也。（後略）

同年三月五日条（一二五世太素宗謁・南派）

五日。（前略）むらさきのゝたいとくちにしゆゑんありて。はむろちよくし也。御れいにちやうらうまいる。こたかたんしに。もんさしん上申。きやう所にて御たいめんあり。申つき。くわんしゆ寺大納言。

大徳寺入寺に関する『御湯殿上日記』の記事のいくつかをあげてみたが、これによると、入院は四件で居成は七件確認できる。このほかに、再住の勅許に関する記事が二件あり、

永禄元年一二月二日（一〇五世怡雲宗悦・南派 初住は天文二四年一〇月一六日）

二日。（前略）ひろはし大納言十三日むらさきのゝさいしゆの事。大すけして申。御心えのよしあり。ちよくしすけふさ。おなしくりんしの事。すけふさにおほせらるゝ。

永禄七年（一五六四）六月五日（一〇九世督宗紹董（南派）の再住。同年二月二十八日に居成にて出世）（55）

五日。ことなることなし。むらさきのゝしゆゑんありて。ひきにとんすすへてしん上申さるゝ。たちなりにて。くわんしゆ寺 はれとよちよくし。

これら正親町天皇在位時期の『御湯殿上日記』で確認できる大徳寺出世では、居成が七件、入院・立成が四件、再住が二件である。正親町天皇在位時期にみられる特徴としては、妙心寺の場合でも見たように、「たちなり（立成）」が見られるようになることである。また、入院より居成の方が多いが、その数は妙心寺に比べれば少ないことは、後奈良天皇在位時期と状況は大きく変わる事はない。

後奈良・正親町両天皇の時期を通して、大徳寺に関しては『御湯殿上日記』で確認できる記事と、歴代住持の数や再住など照合が可能であり、『御湯殿上日記』また公家の日記などで確認できない出世もあることを考慮しても、歴代住持僧の数と大きな違いはないといえる。その点でいえば、正親町天皇在位時期の住持輩出数は、そのまま該当する歴代住持者の数と大きく違うということはないと考えてよい。また、歴代住持には、居成の出世でも世代に数えられることも明確である。全体として、入院より居成出世は多いが、その数は妙心寺に比べれば少ない。

また、大徳寺の場合に注目した点は、住持出世僧の門派である。戦国期の大徳寺の特徴として、先にも触れたように四派つまり龍源派（通称は南派。以下南派と称す）・大仙派（通称は北派。以下北派と称す）・真珠庵派・龍泉派が出現するが、後奈良天皇在位時期に真珠庵派を除く三派から輩出するような体制が調う。そこで、出世僧の門派をみると、両天皇の在位時期に住持に出世僧を多く輩出しているのは、南派であることに気がつくのである。そこで、少し当該時期の南派の活動について見ておくことにする。

（2）南派の大徳寺運営

後奈良・正親町天皇在位時期の大徳寺歴代住持を多く輩出した南派は、東溪宗牧（開創塔頭は龍源院）を派祖とした法嗣たちで形成されている。

当該時期の寺内では、天文年間中に小溪紹愨が畠山能登守義総を開基として興臨院を創建し（56）、徹岫宗九が大友義鎮を開基に瑞峰院を創建（57）するなど、大徳寺内に塔頭を創建している。さらにこの時期の大徳寺内での事で看過できない事に、山城国安井の龍翔寺を大徳寺内へ移建・再興したことが挙げられる。

天文一〇年（一五四一）、龍翔寺（南浦紹明開山）を大徳寺山内に移建再興するが、その際に中心となったのが、天啓宗之及び彼と同門である南派僧達であった。それには後奈良天皇（58）、室町幕府（59）の両方から移建再興の許可を得て行っていた。そして、龍翔寺の寺領が、大内氏の領国内にあることから、大内義隆へ再三願い出て、天文十一年に長門国阿内包光名の還補がなされる（60）。その際、大内氏側と大徳寺との間を往来していたのが南派僧であり、南派が積極的に動いていた事が伺える。

こうした寺内で塔頭を創建、また移建・再興するなど大徳寺内での積極的な活動が見受けられるが、その一方で大内氏との関係を結ぶなど、地方展開とも関連した動きも見られる。能登の畠山氏、豊後の大友氏との師檀関係に加え、龍翔寺移建・再興することによって大内氏との関係も密接なものとなった。

しかし、その後、長門国が毛利氏の領国となって以降は行き来がなく、拠点としていた寺院及び大徳寺僧の動きはつかめない。

他に南派僧の地方進出としては、豊後国高田の円福寺に住持した休翁宗萬がいる。この寺は大内弘政が創建し、請いて絶崖宗卓が住すが、師の南浦紹明を勧請開山とした寺である。そこに享禄年中（一五二八〜一五三二）に大徳寺八七世休翁宗萬（大永六年（一五二六）二月二十一日出世）が円福寺第十一世として住した。しかし、寛永六年（一六二九）には北派の清巖宗渭が住持し、以来は大徳寺塔頭高桐院（北派）に属している（61）。近世にまで続く南派の地方拠点とはならなかったが、西国への進出がみられることは、南派の地方進出の特徴といえるのではないだろうか。これは、第一章で注目した室町期の大応派僧等が、積極的に対外交流を行っていた事実にならなからず影響を受けていると思われるのである。

これらから、当該時期の南派は大徳寺内に塔頭を創建し、龍翔寺の移建・再興を中心的に行う事で、大徳寺山内で門派の拠点を固めつつ地方進出も積極的に行っていたことが伺える。しかし、地方へ進出するものの、その地での活動は一時的であり、その後にもまで続くほどの門派の地方拠点となるような寺院を持ち得なかった事実も留意しなければならぬだろう。

後に触れるが、入寺には官銭納入が伴い、居成であればその額は大きい。その事をふまえれば、南派は多く入寺者を輩出できる程に塔頭運営を円滑に進めていたと考えられ、また大徳寺運営を中心となって行っていたことが伺える。

残る大徳寺住持を輩出した門派のうち、深くは触れないが例えば北派については、堺での展開がみられ、拠点となったのが南宗寺である。これは、もとは南宗庵と称する北派（大仙派）の派祖古岳宗亘の隠居所であったのを、後に三好長慶が父元長の菩提寺として創建し、開山を大林宗套（古岳宗亘の法嗣）とした。以後、歴代の南宗寺住持は、北派僧らが入寺し運営をしている。南宗寺は、三好氏の外護（62）の他、茶人等の禅問答の場でもあり（63）、堺商人、茶人との密接な関係も伺え、彼らを外護者として得た事で、大徳寺山内の塔頭運営をする上で重要な地方拠点であったといえる。また、龍泉派は四章で考察するが、相模国に進出し後北条氏を檀越外護者にもち、その地に拠点寺院を有している。

これらから推察すると、少なくとも戦国期の南派では、他派同様に地方進出・展開がみられるが、確固たる地方拠点寺院を有するまでには到らず、大徳寺山内の塔頭寺院を複数創建・運営することによって大徳寺内に門派拠点を確立しながら、住持を多く輩出する等しながら大徳寺運営を中心となって行っていたのが、当該時期の南派の特徴といえるだろう。

四、「立成」の出現

これまで山隣派寺院の入寺について、『御湯殿上日記』の記事を「入院」と「居成」の二つに注意して見てきたが、正親町天皇の在位時期になって、入寺の事を示す語句として、新たに「たちなり（立成）」という語が見られるようになった。これは注目すべき事である。

「立成」については、斎藤夏来氏がすでに指摘されており、「立成＝開堂入院」であることを示唆されているが（64）、ここでは、改めて同期での立成の実態を見ておきたい。

先に「立成」という語について、近世の史料ではあるが、『妙心寺紫衣成記』（65）で確認してみよう。該当する条項をあげてみると、

一、紫衣ニ成ルを改衣与申候、改衣ニ立チ成リ与申候事御座候、立チ成リ申ハ、勅使を奉ケ一日妙心寺之住持を務むる法式を行ひ、即日参内仕を立成りとも申、又奉勅与申候、居成与申候ハ、立成之人、耆人有之ハ、其次ニ居成之人四人ツ、有之候、是を連続与申而、勅使を奉ケすに妙心寺之住持職ニ成申候、参内も勝手次第第二候、若参内之望有之人ハ、伝奏急相願、参内仕候、（後略）

とある。「紫衣ニ成ルを改衣」と称するが、これはつまり入寺することである。それについては、同史料の別の条項で、妙心寺は「後柏原院、初而紫衣之綸旨を賜りてヨリ、代々之帝王、於于今紫衣之綸旨を賜て、妙心寺住持職を被仰付候、」（66）とあり、紫衣勅許と住持職は同時に得ることが明確に記されている。そして入寺には立成と居成があり、立成とは、奉勅とも称し、勅使を奉げ、一日妙心寺の住持を勤める法式を行って、即日参内することであり、また、居成は、勅使を奉けず妙心寺之住持職に成ることであることが説明されている。

実際に「立成」の語がいつから使用されたのか、その正確な時期はわからないが、少なくとも正親町天皇の在位期頃から見られることが、先にも見たように『御湯殿上日記』で確認できる。永禄元年（一五五八）十一月十日条に「たちなり」とあるのが『御湯殿上日記』における立成の初見である。改めてその記事をあげると、

十日。めうしん寺（妙心寺）へいなり（居成）の事。かんろし申さるゝ。御返事あり。御代はしめの御事にてまいられ候ほとに。たちなり（立成）にとおほせられ候へとも。色／＼きねん（龜年禪愉）申され候まま。ちよきよの御返事まいられ候。（後略）

とあり、居成での入寺が申し入れられたのに対し、立成での入寺をするように天皇の仰せがあったようだが、妙心寺僧の龜年禪愉が色々と申すことがあったので、勅許とされた。実際にこの入寺は、妙心寺の申し入れの通り居成での入寺となっている（67）。

また、元龜三年（一五七二）三月十六日条では、

十六日。（前略）めうしん寺よりたちなり（立成）ちよくし（勅使）申候へきよし。かんろし。はりまより御申。御心へのよしありて。日のおほせらるゝ。

とあり、妙心寺の入寺が立成なので、勅使の事について天皇の心得があったことがわかる。

また立成というのは、妙心寺の場合だけではなく、大徳寺にも適用されていることが確認できる。永禄七年六月五日条で、

五日。ことなることなし。^(紫野・大徳寺)むらさきの^(入院)しゆゑんありて。ひきにとんすすへてしん上申さるゝ。たちなりに^(勸修寺晴豊)て。くわんしゆ寺はれとよちよくし^(勸使)。

とあり、大徳寺の「しゆゑん（入院）」があり、それが「たちなり（立成）」であったことが記されている。先の正親町天皇在位時期の大徳寺入寺でみた通り、この入院は、大徳寺一〇九世督宗紹董の再住事である。督宗紹董の出世については、『世譜』で「永禄七甲子二月二十八日出世、同年六月 勸使繪旨アリテ開堂」とあり、すでに二月に出世はしており、開堂の式をしての入寺を六月に行っている。『御湯殿上日記』の記事は、この六月の入寺であることは確認できるので、二月の出世は居成であったといえる。永禄七年五日条は再住にあたる。『龍宝山住持位次』では、出世を「永禄七年甲子三月。」としてはいるが、「再住」の記載があり、督宗は再住をした住持であった。再住に関しては、今枝愛真氏が示唆されており、「再住式」での入寺の法式があり、それは「公帖を最初にうけたときは入寺しないで、しばらくしてから再住のときはじめて入寺する」という法式であるときれている（68）。この督宗紹董もそれにあたるといえる。開堂しての入寺の場合は「たちなり（立成）」と称していたことが伺える。

また、『御湯殿上日記』以外では、勸修寺晴豊の日記の文禄三年（二五九四）十月十七日条に、

十七日、天晴、今日大徳寺入院有之、立成也（69）、

とある（70）。これら両寺の例を見てみると、先に見た『妙心寺紫衣成記』に「勸使を奉ケ」とあるように、立成での入寺には、「入院」の時同様に、勸使がいることが確認できることから、斎藤氏の指摘の通り立成は開堂入院である事は確実であるが、先に見た『妙心寺紫衣成記』で「一日妙心寺之住持を務むる法式を行」う事が記

されていることからすると、「一日」という期限がついた入寺であることも注意しなければならない。

「立成」は、永禄期頃から次第に増えてくるようになるが、注目すべきは永禄十三年（一五七〇）二月の次の記事である。

十三日。雨ふり神なる。むらさきの（入院）しゆ（入院）ゑん（入院）あり。くわん（勅修寺晴豊）しゆ（勅修寺晴豊）寺左中（勅使）弁（勅使）ちよ（勅使）く（勅使）し（勅使）なり。しゆ（入院）ゑん（入院）のちやう（入院）らう御れい申さるゝ。御ほんいとんすまいる。（後略）

大徳寺で入院があり、この時、勅使を勅修寺晴豊がつとめている。このことからだけでは、これが「入院」であるのか、「立成」であるのか判断できない。永禄七年六月のように、「立成」と同様の入寺が行われ、その日にうちに住持が参内している点に注目すれば、これは「立成」の例であるとも判断できるが、ここでは単に「入院」と表記されているのである。今後は住持期間に違いまで考慮して「入院」「立成」の判断を下す必要があるだろう。

これまで「入院」の語は、「居成」の対義語として扱われてきた。しかし、ここで「入院」の一つの形式として、「立成」の語が使われるようになったことは注目すべきである。「立成」を使用するようになった理由は明確にはできないが、後奈良天皇・正親町天皇の両時期ともに、特に妙心寺の入寺には居成が多くあったこと、また入院時期の期間に一定の間隔等が見受けられないことなど、入寺期間の不規則的な事も要因の一つであったと言えるだろう。

また、この語を使用するのは、妙心寺と大徳寺の場合、つまり山隣派の入寺の場合に見られる特徴といえるだろう。『鹿苑日録』で当該時期の記述を見た限り、「立成」という語は見いだすことができない。五山官寺の場合、主に「坐公文」という公帖の名称によって、居成かどうかを区別していたことも、「立成」が五山官寺では

みられないことの要因ではないかと推測する。以上、これらの点については、現段階では指摘のみにとどめ、今後の課題としたい。

第二節 入寺勅許の御札進上

一、五山官寺の入寺官銭と御札

これまでの考察により、山隣派の住持となる場合、天皇の勅許をうけ、綸旨が発給されて「入院」、「立成」か「居成」の何れかで入寺していることが確認できた。そこで次は、その入寺の際に必要な入寺の「官銭」と、勅許の「御札」の進上の方法に注目してみたいと思う。

ここで、確認しておきたいことは、山隣派の入寺の際、朝廷に納入されるものが「御札」でと呼ばれていたことである。すでに、先学で朝廷経済の一つの財源に各種称号等の授与に対する札銭があったことは明らかにされているが(71)、改めて山隣派の入寺官銭がどこに納入されていたのか、また朝廷と山隣派寺院との経済的な関係について知る一端となると考えている。

そこでまず、禅宗寺院への入寺の際、納入されることになっていた「官銭」について、納入額、納入先から確認をしてみたいと思うが、山隣派の場合を見る前に、五山官寺の官銭について確認してみたいと思う。

(1) 五山官寺の官銭

五山派禅院に入寺する場合、その補任は將軍の公帖によっていたことは先にも記した通りである。そして、入

寺の「官銭」についても、五山派は基本的には幕府に納入されていたことは先行研究でも指摘がされており、幕府の重要な財源の一つとなっていたことなどは明らかにされている(72)。

その官銭額については先学でも指摘されており、五山派禅院における官銭額は、戦国期では五山が五十貫文程度、十刹が十貫文程度、諸山(甲刹)は五貫文程度、というように額が定められていた(73)。時期によって、実際に納入される官銭額には変動があり一定しなかったことは留意しなければならないが、およそ五山でも十貫文程度から五十貫文の間で推移していたようである。

また、五山官寺の坐公文の官銭について、近年では斎藤氏が、特に『蔭涼軒日録』に注目し、およそ永享七年から明応二年までの記載が三つの記録期間(74)に分けられることから、それぞれ三つの期間ごとに、坐公文の発給やその官銭の拠出元や官銭の納入先等について詳細な分析をされている(75)。

こうした研究により多くの重要な指摘がなされてきているが、ここで一つ疑問となるのが、公帖の発給にともなう官銭納入の際、「公文」と「坐公文」の別による官銭額の違いはあったのかどうか、である。

そもそも、五山官寺の場合の官銭額は、寺格による違いであることは示唆されていても、その官銭に「公文」か「坐公文」なのかによって官銭額に差があるのか否か、という問題は、注視されておらず、明確な説明もなされていない。

また、公文の場合にも官銭支払いがあったことが示唆されているが、一方では、官銭が払われるのは坐公文の場合である、といった理解のされ方もみられる(76)。

この五山官寺の官銭額についてみると、発給される公帖の違いによる官銭額の差の有無は明確にしておく必要があるのではないだろうか。後述するように山隣派、特に大徳寺では「入院」と「居成」とでは官銭額に大きく差を設けている。このことから、五山派・山隣派の差異を明らかにしておく必要があると考えるので、先に戦国期にみられる五山官寺の官銭から考察してみることにはしたい。

(2) 戦国期の五山官寺の官銭と御礼

戦国期の五山官寺において、坐公文の官銭額が決められていたのかどうかを知ることは難しい。その一つの理由としては、官銭額を示す記述に、「坐公文」の場合の官銭額の記述がみられないことがある。

戦国期の五山官寺の公帖の発給については、今後より一層の検討を要するが、『鹿苑日録』で「公文」として表記が見られることから判断すれば、坐公文ではなく、公文の発給がされていることの方が多くあったようである(77)。

このように、出された公帖が「坐公文」であるか「公文」(「公帖」)であるかにより居成かどうかの違いがわかる。しかし、「坐公文」申請者があつた後、その官銭が払われた記載があつたとしても、払われた官銭が「坐公文」の「官銭」である、というような記載がなされていないことから、支払われた額が坐公文の官銭額もしくはそれ相当の額なのか、断定することは難しいと言わざるを得ない。

公帖を受ける人物の在所などから判断して、坐公文と判断することは可能であるだろうが(78)、実際には明確に区別することは難しいと思われる。

その公文官銭について、実際に戦国期に見られる官銭額や納入先について、例えば天文五年(一五三六)六月に出された建仁寺の公文では、

十四日。驢庵(雪)鷹瀬西堂建仁之公文禮百疋来。侍衣報之。官資十五緡。交府_江納之。向後者五山者貳十緡。十刹十緡。甲利五緡相定云々。(後略)(79)

とあり、驢庵(雪)鷹瀬西堂に建仁寺の公文(80)が出されている。この鷹瀬西堂は、六月六日条で「鷹瀬西

堂建仁可入院志在之。自越上之。自舟中癰發背。以故先為拝領居公文云々。於本復者。春上洛。可遂入院望也。」とあり、先ず居公文で拝領していたようであるが、公文札として鹿苑院に百疋の納入があった。そして、官資つまり官銭（81）として十五緡が公府つまり室町幕府に納められているのである。

ここで、五山の官銭が二十緡、十刹は十緡、甲刹（諸山）は五緡と定まったことがわかる（82）。そして、この官銭額は、公文の官銭額であり、特に「坐公文（居成）」の官銭額ではないと思われるが、それはこのように定められて以後の十二月にみられる甲刹公帖の官銭納入で確認できる。

天文五年の十一月二十二日に、繼天壽猷首座の「甲刹御点」が出され（83）、五日後の二十七日に「壽猷首座公帖御判（84）」が出されているが、この官銭は十二月に、

三日。雲峰興首座来。拝領繼天猷首座甲刹公帖。官銭五緡御倉_江納之。自蔭涼有状。公文禮銭未納也。（85）

とあり、七月の時点で定められた甲刹の官銭額である五緡が、御倉へ納められている。この記述からは、天猷首座の甲刹公帖が「公文」なのか、「坐公文」であるのか、その区別をすることは難しいだろう。その場合、記載に従うのであれば、単に「公帖」とあるので、すなわち入寺式をしての入寺であろうと判断しておくことが妥当であろう。

このことから、先にみた官銭額が公文の官銭額のことであるといえるだろう（86）。

では、坐公文（居公文）の場合、官銭額に公文との違いがあったのであろうか。それについて明確な事はわからないが、坐公文官銭として納入した事がみられず、また「坐公文」の官銭としての規定が見受けられないことから、五山官寺の場合、坐公文と公文とは官銭額に違いは無かった可能性があるのでないか、もしくは差額があったとしても、公文の官銭額と大きく違うようなことはなかったのではないかと思われるのである。

つまり、五山官寺の官銭額は、寺格によつて官銭額が決められているのであり、公文・坐公文の別に官銭額の違いは反映されていなかったと思われる。

但し、公文にしる坐公文にしる、公帖が出された際に必ず官銭が納入されたのかどうかの確認は難しい。先に見たように明らかに官銭の納入があった事が記載されていることもあれば、「官銭納入」そのもの、またそれに関する記載が見られないことが多くあるからである。しかし、公文官銭の額が規定されている以上、官銭は基本的には納入されるべきものであったと思われる（87）。

また、御札に関しては、公帖が出されたことによる「公文札」として、鹿苑院に札銭が納められていることが確認できる。例えば、先にあげた天文五年六月一四日の驢庵（雪）鷹瀨西堂の場合の「建仁之公文禮百疋来。」や、同年十一月二十二日の天叡首座の場合の、「甲利公帖官銭五緡御倉_江納之。自蔭涼有状。公文禮銭未納也。」とあつて、官銭とは別に「公文札」が鹿苑院に納入されていた（88）。

二、山隣派の入寺官銭と御札

（1）山隣派の入寺官銭

では、山隣派の場合の官銭はどのように納入されていたのであろうか。

戦国期における妙心寺の官銭額については、残念ながら史料で確認することができないので、官銭額に規定が設けられていたのかどうかなど、官銭に関わる情報は残念ながら知り得ない。近世では、「改衣諸費之諸費、立成六百金程、居成三百金程入申候」（89）とあることから、立成と居成とで差額が見られる。しかし、戦国期の場合のそれは残念ながら知り得ない。

そこで参考となるのは大徳寺の官銭額であろう。大徳寺の官銭額については、大永二年（一五二二）に、入院

が五十貫文、居成が百五十貫文を納入することが定められ、永正三年（一五〇六）七月二八日付の大徳寺塔主等の連署による壁書に、

定

- 一、入院事、省略晩間翌日之経営、以五千疋可被補之、為入院費用上者、於当座可被納之、又五千疋者、為一回住院諸色之煩費之間、一回之内仁可被納之、

- 一、居成事、如前々停止之畢、万一於為寺家用者、以衆評可請申、但官錢佰五拾貫文於当座可被納之者也、

（後略）（90）

とあり、入院は五千疋つまり五〇貫文を入院費用として納めること、居成については、停止されてはいるが、寺家用として必要な場合は衆評により請申し、官錢たる百五〇貫文を納めるべきことが規定されている。

また、大永二年一月十一日の大徳寺塔主等の連署による規式で、

定

- 一、入院之事、於当座五十貫文可被納、又五十貫文一貫之内仁可被納之、

- 一、居成職錢之事、於当座百五十貫文可被納之、

（後略）（91）

と、入院は五〇貫文、居成職錢は百五〇貫文を納めるべきことが改めて規定されている。

まず、大永三年の壁書きで見られるものは、居成の「官錢」として明確に認識されていること、そして、永正

三年では、「官錢」という語はなくとも「居成職錢」として額が設定されていることは注意すべき点であろう。

大徳寺の場合、入院、居成とで官錢額の違いが設けられており、しかも、居成は入院の三倍の額を必要とした。居成での入寺には、高額な官錢納入ができる経済力が必要であったことがうかがえる。

おそらく妙心寺でも入院と居成とでは差額に違いがあったのではないかと思われるのである。その額自体については史料を欠くため、大徳寺の官錢額と同様の設定がなされていたかどうかは定かではないが、「居成職錢納下帳」というものが存在し(92)、これを踏まえて考えるならば、少なくとも入院と居成とで官錢は別に考えられていた可能性があったと思われる、幾らかの差額が設けられていた可能性もあったと推測したい。

また、山隣派の官錢の納入先は、入寺する寺、つまり妙心寺であり、大徳寺であれば大徳寺に納められていたと思われる。それは、妙心寺の「居成職錢納下帳」の存在、またここであげた大徳寺の官錢の規定に明確な納入先を示す文言は見られないが、その文脈からすると寺納されるべきものであると捉えられるのであり、妙心寺や大徳寺で「官錢」として認識されていた入寺費用は寺納されていたと考えられる。

では、入寺の際、綸旨を発給する朝廷に対し、妙心寺が持参していたのは何であったのかを見ていくことにする。

(2) 妙心寺の入寺勅許の御札

前章で妙心寺は勅許によって住持補任がなされ、その際には「入院」、「立成」および「居成」で入寺していることをみてきた。そして、それらと同時に見られるのが、勅許の「御札」である。朝廷経済において、これら称号等の授与に付随する御札が財源の一部であった事は自明ではあるが(93)、山隣派寺院では入寺方法によって官錢額が規定されていること、また朝廷側も山隣派寺院の入寺方法の違いを把握していることから、その御札への反映があるのかどうか考察してみたい。

例えば五山官寺の場合、補任状たる公帖を發給する室町幕府に対して「官錢」が納入されていたが、山隣派の場合、補任状たる論旨の發給元には「御札」が進上されていることに注意しなければならない。

山隣派の参内の様子を見ると、「入院」でも「居成」でも、どちらの場合も「御札」として朝廷に御礼物が進上されていることがわかる。「入院」の場合には長老、新命住持が御礼のために参内し、天皇と御対面をしている。「居成」の場合では、長老の参内、御対面はない場合が多くみられる。ここでもいくつか史料をあげて御礼の様子を見てみよう。まず、妙心寺の場合の御礼参内では、

大永七年（一五二七）十一月廿七日、

廿七日。めうしん寺よりい（居公文）こうふんの御れい（御札）御かう（香箱）はこの代五百疋。ひき（引合）の代百疋まいる。

天文元年（一五三二）九月廿三日、

廿三日。（前略）めうしん寺よりい（居成）なりの事申。かんろし申さるゝ。ちよつきよあり。御れいに五百疋まいる。

天文二年（一五三三）八月廿九日、

廿九日。めうしん寺よりい（居成）なりの事この度かんろしより申されて。その御れいに六百疋まいる。御し（支配）はいともあり。（後略）

天文三年（一五三四）四月五日、

五日。（前略）めうしん寺よりい（居成）なりの事申て六百疋まいる。かんろし申さるゝ。しきしはのふはるにおほせらるゝ。

天文十一年（一五四二）六月二日、

二日。かんろしよりめうしん寺（居成）いなりの事申されて。ふたりの分千二百疋まいる。

大永七年は香箱代、引合代として合計六百疋、また天文元年は五百疋の御札が進上されている。また、緞子や香箱、紙なども持参していることもある（94）。

しかし、妙心寺の場合、ここであげた「居成」の御札記事、そして前章でもあげた「入院」の記事などを見てもわかるように、一人につき六百疋が御札として進上されていることが殆どであった。およそ六百疋が通例であったと推測される。故に、二人、また三人分とまとめて居成があつた場合の御札は、御札も人数分まとめて、千二百疋、千八百疋といった額を進上していることが確認できる。このように額が定められているのは、妙心寺の特徴であるといえる。

（3）大徳寺の入寺勅許の御札

これに対し、大徳寺の場合をみると、入院では、

大永八年（一五二八）四月一二日条

大とく寺のしゆ（入院）ゑん。ちよくしやなきはら。御（御札）れいにまりらるる。申つきやなきはら。御（御札）たいめんあり。
こた（小高檀紙）かたんし（緞子）にとんすまいる。

天文二〇年九月二十一日

大とく寺へしゆ（入院）ゑんありて。御（御札）れいにまいらるゝ。御（御札）たいめんあり。十（引合紙十帖）てう。とんすまいる。

天正九年（一五八一）二月十一日

むらさきのちやうらうしゆゑんの御れいにまいらるゝ。小たかたんしにあさきのとんすしん上。

また、居成の場合では、

享祿三年（一五三〇）五月十九日

大とく寺いこうふんの御れいに十てう。とんすの代三百疋まいる。

天文五年（一五三六）十一月廿九日条

大とく寺よりいこうふんの事申されて。ちやうらう御れいにまいらるゝ。御たいめんあり。ひき十てう。とんすまいる。

とあつて、大徳寺の入寺に関し長老の参内しており、その際の御礼物は、入院の場合、小高檀紙と緞子を献上していることが多く、居成の御礼の場合も、引合十帖（檀紙）と緞子、もしくは緞子の代わりに三百疋を進上していることが確認でき、大徳寺の場合では基本的に物による御礼進上だったことがわかる。

大徳寺の場合でも、入院と居成との場合の御礼がほぼ同じであり、大徳寺の入寺官銭が、寺内塔主等の連署規式によって、入院の場合と居成の場合とで差が設けられていること、また、朝廷側においても、入院か居成かを把握しているが、その差異は御礼に反映されていない事は明らかである。

先にもみたように、五山官寺の場合、基本的には公帖を発給する室町幕府に対しては、寺格ごとに規定された

官銭額が納入されている。しかし、ここで見たように、山隣派の入寺の場合、勅許を出す天皇のもとへ納入されているものは、「御札」と称されているのであり「官銭」とは記されていない。もちろん、「官銭」とは表記していないだけで、「御札」を則ち「官銭」と捉えていたとも考えられるが、史料に即して捉えるのであれば、当該時期の段階では、山隣派が入寺の勅許に際して進上していたのは「御札」であり、妙心寺入寺の「官銭」は、妙心寺に、大徳寺であれば大徳寺自体に納入されるものであったといえるのではないかと思われる。

また、官銭額には入院と居成では納入額に差があること、また朝廷にも入院か居成のどちらでの入寺なのか知らされているのにも関わらず、朝廷に進上される御札銭には入寺の違いが反映されていないことにも注意しておくべきであろう。

このことから、朝廷にとって山隣派の入寺「御札」は、朝廷経済を担うものとして期待するほどの額ではなかったと思われるのである。但し、妙心寺の場合は、居成を多く輩出していた実態があるので、妙心寺から輩出される居成出世者数の人数に伴う御札銭収入は、大徳寺よりも多く、全く期待できないという事はなかっただろう。しかし、山隣派寺院側としても、朝廷に御札をするのみであり、また朝廷から寺院運営に必要な経費を得るようなことはしておらず、両者にとって入寺に関する経費の類に関しては、経済的な相互扶助の関係を期待するようなものではなかったといえるだろう。

室町幕府にとつては、公帖の発給が増えれば増えるほど、その経済に少なからず影響するが、一方で価値は下がることにもなり、いくら五山寺院の前住持を得たとはいえども、戦国期においてそれがどれほどの効力をもつものであったのかは、今一度考える必要があるだろう。そうした中で、天皇の勅許によって得られる大徳寺、また妙心寺の「前住持」の称号を得ることがもつ意味は決して小さくなかったのではないかと考えられるのである。

では、朝廷に御札として納入された額であるが、妙心寺の場合を一般的な額と考えて良いのかどうか、それを確認する上でも参考になる香衣の勅許について少し考察してみようと思う。

第三節 山隣派以外の禪院・他宗派寺院の参内

これまで、妙心寺の入寺勅許に注目し、大徳寺の参内も視野に入れながら考察してきたが、ここでは他派、他宗派による朝廷の勅許の御札にも注目してみたいと思う。

寺院に対して出される勅許には、入寺の勅許（住持職）の他、勅願寺や称号や僧侶の纏う色衣の勅許がある。その中でも、香衣の勅許は後奈良天皇の在位時期の『御湯殿上日記』で多く見られる。

香衣は、袈裟の色の一つで、黄に黒みを帯びた色で、勅許を必要とする色衣であった。その色は、宗派によって色を異にするが、紫以外の色をもって香衣としていた。香衣の勅許は、主に浄土宗寺院がもっていたことが『御湯殿上日記』で確認できる。そこで、まず、香衣の勅許御札について見てみたい。

一、浄土宗寺院の香衣の勅許と御札

『御湯殿上日記』で香衣の勅許を求める寺院の多くは、知恩院および百万遍知恩寺などの浄土宗の寺院である。禅宗寺院からの求めも全く無いわけではないが（95）、香衣勅許の御札参内に見られる殆どが浄土宗寺院からのものである。

特に、知恩院や知恩寺の参内は多く見られ、両寺の香衣に加え、それぞれの末寺寺院の香衣の勅許にも参内しているのである。

両寺のこのような香衣の勅許の動きに関して、中井真孝氏が知恩院と知恩寺の本末関係を論究されるなかで、香衣等の出世綸旨の執奏の権限を有し、それが公的に承認されることで本末関係の強化になることなどを指摘されている(96)。浄土宗寺院、特に知恩院や知恩寺にとって、香衣の勅許は重要なものであったことは明かである(97)。

実際に、戦国期の両寺の香衣勅許の御札参内を『御湯殿上日記』で追っていくと、香衣勅許の参内の数は、他寺の香衣勅許よりも、また山隣派の住持勅許御札参内よりも多く見られることは特徴的である。

では、その御札にはどのような物が進上されていたのであろうか。後奈良天皇、正親町天皇の在位期の『御湯殿上日記』にみる香衣の勅許に関する記事をみてみよう。

天文四年三月廿九日条

廿九日。(前略)ち^(知恩院)おんゑんより。みかはのくにこしん寺。かうたん寺。かうゑ^(香衣)の事申さるゝ。御たいめんあり。いづれも十^(十帖)てう。御かう^(香箱)はこの代三百疋まいる。

天文十二年九月十六日条

十六日。(前略)ちおん院のとのしやうつう寺^(香衣)かうゑの事申て。ちよつきよあり。りんし右中弁におほせらるゝ。御れいにちおんゑん。かうゑの人まいる。御かう^(香箱)はこ。たん^(檀紙)しまいる。

天文十四年七月十八日条

十八日。(前略)百^(百万通)まん^(知恩寺)へんよりかうゑ^(香衣)こそ申て。御れい四百疋まいる。

進上している御礼は、檀紙、引合十帖、香箱、御盆といった物があり、これらの中から二つほどを組み合わせていたり、またはこれらいずれかの物と香箱代、または扇代として数百疋を組み合わせて納めている（98）。

香衣の勅許の数は、年によって違いはあれども、ほぼ毎年出されていること、また一年で数件の勅許が出されていたようであることが確認できる。多いときでは、一年に四、五件の香衣勅許を出している。その多くが、知恩院及びその末寺、もしくは知恩寺及びその末寺のものである（99）。

二、禅院の紫衣の勅許

紫衣の着用を許されていたのは、南禅寺・大徳寺・妙心寺とされ、また天龍寺については浅紫衣着用を許された寺であったとされる。その根拠となっているのは、天皇の勅願寺となったことにあるようである（100）。しかし、山隣派の場合、勅願寺となった事ですぐに紫衣の着用が慣例化したと言い難いことは、近年の研究により紫衣勅許の起源が明確にされていることで証明されているといえるだろう（101）。

では、実際に紫衣着用が許可された寺院として位置づけられた妙心寺や大徳寺はどのような存在であったのであろうか。

『御湯殿上日記』で、山隣派による「紫衣」の勅許、もしくはその御礼での参内記述は見られない。それというのも、山隣派の紫衣勅許は、住持職に付随したものであったことにある。先に「立成」でもみたが、「紫衣ニ成ルを改衣」（102）といい、「立成」「居成」と分けているように、紫衣に成るといふことは、住持になることであり、住持と紫衣とが一对となっていたのである。

故に、特別に紫衣勅許は出されず、またその御礼もみられない。大徳寺・妙心寺ともに、住持の勅許により、

住持職を得ると共に紫衣も得ていたのである。また、その際の御礼も、紫衣勅許の御礼銭としての進上は必要とされていないことは、先に見た妙心寺の入寺御礼で明かだろう。また、香衣の御礼ともほぼ同等のものが進上されていることから、「紫衣」の勅許の「御礼」もしくは「官銭」のようなものは、おそらく無かったものといえるだろう。

香衣の場合、住持職はまた別であつたと思われ、朝廷としては香衣の勅許を以て、その寺院の住持補任までしていたわけではなかったといえるだろう。

朝廷は妙心寺や大徳寺に対して、住持補任と紫衣の許可の両方を与える事で、紫衣僧の把握のみならず、紫衣勅許の寺格を有する寺院の住持任命権を有することになる。

三、山隣派以外の禅宗寺院の参内

山隣派以外の禅宗寺院や禅僧の参内についても見ておくことにする。

後奈良天皇の在位時期をみると、禅僧では月舟寿桂の参内が多く見られる。月舟寿桂は臨濟宗幻住派で、建仁寺に住しているが、曹洞宗の宗旨を学び、越前にも出向いてもいる僧であつた。示寂は天文二年（一五三三）十二月八日であつた（103）。

月舟寿桂の参内は、年始に御礼に参内したり（104）、談義をしたり（105）、芍薬（106）や柿（107）などを進上したりしているなど、参内の記載が月舟の示寂の天文二年（一五三三）までよく見られる。

その他では、建仁寺の参内（108）、東福寺（109）、南禅寺の参内（110）、相国寺（111）などが見られる。特に、南禅寺や相国寺の参内は正親町天皇の在位時期で見られることが多くなる（112）。

これら、主に五山の寺院の参内がみられるが、妙心寺や大徳寺のような住持の勅許、また浄土宗寺院の香衣のような色衣の勅許での参内といものはみられない。

その他、曹洞宗寺院の参内も見られるが、やはり山隣派の参内記事に比して少ない。参内の内実には、永平寺住持による御礼参内(113)、総持寺住持による御礼参内(114)、永平寺末寺の寺に関する事(115)が見られる。また、参内は無いものの、天文八年十月七日では永平寺の勅願寺の綸旨の事の天皇の心得があったことが記されている。

こうした参内の他に見られるのが、「住持職」の御礼参内である。曹洞宗永平寺や総持寺も勅許を得ての入寺をする寺院であったが(116)、『御湯殿上日記』で確認できるものは、大徳寺や妙心寺に比べて極めて少ない。

曹洞宗の出世(117)とのみの記載の他、尾張国忍めい寺曹洞宗住持職の事での御礼参内(118)がある他、永平寺の住持職に関しては、天文七年(一五三八)四月十一日条に、

十一日。(前略)日野の中納言申。忍(永平寺)いへい寺(住持職)ちうちしきの事。御(御礼)れいとして十てう。御あふきしん上申。

(後略)

とあり、また永禄七年(一五六四)五月二十七日条に、

廿七日。ことなることなし。忍(越前永平寺)せん忍(寺門徒)いへい寺もんととて。ち(住持職)うちしき申さるゝ。御(御礼)れい五百疋。又さんたいの御れいとてひき十てう。とんすの代百疋まいる。きちやうしよにて御たいめんあり。

とある(119)。このほか、永平寺の末寺の住持御礼(120)や尾張国永平寺門徒の住持の事での参内(121)が確認

できる。

また、総持寺の住持の綸旨と思われるのは天文九年（一五四〇）三月六日条に、

六日。の^{能登}の^{総持寺}の^{長老}の^寺の^{やうらうりん}の^しの^事申入て。御ほん。かうはこ代にてまいる。つゐてにさんたいい
たしたきよし申て。御たいめんあり。ひき。あふきしん上あり。

とあるのが確認できる。これらの記載で気がつくのは、曹洞宗寺院の場合「住持職」と表記されている事、また、御礼は、檀紙十帖や扇などの物やその代銭であり、大徳寺にみられる御礼などと類似している点である。

『御湯殿上日記』にみる総持寺や永平寺に関する記事はこの他には見られない。これらが参内のすべてでは無いとは思われるが、総持寺は能登国を拠点とし、永平寺が越前国を拠点としていたことは、頻繁な参内を難しくし、また入寺に勅許を必要とする寺であったとしても、朝廷からすると大徳寺・妙心寺とは違う位置づけがなされたことも考えられる。以上のことを踏まえてみても、やはり大徳寺や妙心寺は、少なくとも寺格・僧位ともに諸寺院よりも上の位置づけであったこと、また朝廷としては、両寺をそのような存在にしようとしていたと考えてもよいのではないだろうか。

おわりに

『御湯殿上日記』を中心に妙心寺・大徳寺つまり山隣派の入寺について考察してきた。但し、他の史料で確認できる両寺の入寺の記事が、『御湯殿上日記』では記載されていない事もあり、『御湯殿上日記』の記載によつ

て両寺のすべての入院、立成、居成を網羅しているとは言いがたい。しかし、戦国期における山隣派の入寺の実態を少なからず明らかに出来たのではないかと思われる。

入寺において、「立成」という語が近世の史料によって説明されているが、その「立成」の使用が永禄元年に確認できた。『湯殿上日記』で「入院」と「立成」が同時に使用されている例もあるが、その場合では、「入院」とは「入寺」することを示し、それが勅使が派遣され、入寺式を行って入寺することから、「居成」とは違うこととは明らかである。また、「一日住持」の事を示していることが考えられることから、規定の任期を務める「入院」とも違うと思われるのである。つまり、山隣派の入寺には、「入院」、「立成」、「居成」の三つの方法があったことが考えられるが、この点については、今後の検討課題としたい。

また、ここで見た入寺に必要な費用である「官銭」は、戦国期の五山官寺の場合、官銭（公文銭・官資）とは、五山・十刹・諸山（甲刹）という寺格別に官銭額が規定されていた。一方、大徳寺の官銭額は、「入院」か「居成」かという入寺形式による違いによって規定がなされており、おそらくこうした規定が妙心寺でもなされていた可能性は十分に考えられるのである。

この官銭納入に関しては、山隣派の場合、住持補任状の発給元である朝廷への進上していたものは「御札」であった。『御湯殿上日記』で「官銭」やそれに相当するような表記はみられず、少なくとも朝廷側は「御札」として受け取っていたのである。

また御札の額も、妙心寺や大徳寺の住持勅許御札と、知恩院や知恩寺などの香衣の勅許御札の進上物が似通っており、金額としてはおよそ二百疋から五、六百疋程度であることから、「入院（立成）」と「居成」とでの官銭額の差が御札額には反映されておらず、また紫衣と香衣といった色衣の違いも意識されているとは思えないのである。こうした事を踏まえるならば、戦国期においては入寺の勅許の際に進上していたものは「御札」であるといえ、寺側も朝廷へは「御札」を進上し、「官銭」は寺納するものと認識していたことが考えられるのである。

本章では特に山隣派の入寺に関する事に焦点を絞って見たが、この他の勅許として称号（国師号・禅師号など）があり、それに対する朝廷への参内や献品、またそれらとは別に禅僧個人が参内して天皇と対面している事も少なくない。それらを含めて山隣派寺院・山隣派の僧と朝廷・天皇の関係を明らかにする必要があるが、少なくとも入寺に関しては、妙心寺と朝廷の間では経済的な相互扶助の関係ではなかったと言っているだろう。

また、入寺の制度において、五山派と山隣派とは、官寺であるか否かという違いによって、明らかに発給元に違いがあるが、それに伴う「官銭」の設定、納入先の違いは明確である。これによる五山派と室町幕府とにみられる関係性と、山隣派と朝廷における関係性とは、経済的な相互扶助や、また宗教教団の統制といった点で大きく異なるものであることは明かであろう。

この違いは、寺院運営において重要な経済基盤の問題とも密接に関わっており、財源の獲得・保持は、つまりは外護者の獲得とその関係性の維持にも影響するものである。

本章では後奈良天皇・正親町天皇それぞれの在位時期に区別して考察したが、先学で戦国期の朝廷を一括りに捉えることはし難く、後奈良天皇までの時期と、正親町天皇からの時期とを区別すべき指摘があり、近年では特に正親町天皇の在位時期の研究がすすめられている（122）。本章でより丁寧に考察した後奈良天皇在位時期は、各宗派、諸寺院にとっても、寺格や僧位が明確化しつつある時期であった。例えば、越中の国泰寺（法燈派のうち五山派に属さなかった自寺、及びその門派）は、歴代住持が論旨をうけ、紫衣着用の許可を受けての入院が行われるようになった事（123）があげられる。そうした中で、妙心寺や大徳寺は、諸寺院に先んじて朝廷の勅願寺となっていた寺院であり、天皇による住持任命と紫衣着用の勅許がなされる寺としての実績をもっており、それを保持していた。朝廷にとって山隣派は、寺格・僧位ともに最高位にある寺として位置づけるのに申し分ない存在であったと言えるだろう。それにより室町幕府の五山官寺制度とは異なる別の寺院秩序を、大徳寺・妙心寺を中心に作り上げようとしていたのではないか、そのようにも思われるのである。

また両寺の特徴として、戦国期から近世初頭に活躍した戦国大名らと師檀関係を持ち、また彼らを開基とした塔頭が創建されていることも看過できない。大徳寺・妙心寺の住持輩出における外護者との関係やその影響なども考慮する必要があるだろう。

従来から日本の中世の社会における朝廷・幕府の権威やそれらと仏教の関係等についての問題は重要な研究課題であるが(124)、その中で戦国期の天皇の権威について、戦国期の天皇の役割の主要なものは、位官の叙任、寺院の勅願寺化など寺社の格式、僧侶・神官に対する称号等の授与にあり、それらを通しての天皇の権威の認識がされた。しかし、例えば官途の叙任を望んだ戦国大名が多くいるが、戦国大名のすべてが天皇の権威に関心があつたわけではなかった事など指摘されている(125)。その指摘も含め、山隣派寺院の住持輩出と外護者については今後の検討課題としたい。

【註】

- (1) 脇田晴子「戦国期における天皇権威の浮上」(上)・(下)(『日本史研究』三四〇号、一九九〇年十二月及び三四一号、一九九一年一月)。
- (2) 伊藤克己「戦国期の寺院・教団と天皇勅許の資格・称号―紫衣・勅願寺の効果について―」(『歴史評論』五一二号、一九九二年十二月)。
- (3) 今枝愛真『日本中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年。
- (4) 玉村竹二「公帖考」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年)。
- (5) 今谷明『戦国期の室町幕府』角川書店、一九七五年。
- (6) 斎藤夏来「足利政権の坐公文発給と政治統合」(『史学雑誌』第一一三編第六号、二〇〇四年六月)、「叢

- 林と夷中―諸山・十刹の住持分析―」（『歴史学研究』七九一号、二〇〇四年八月）。
- (7) 室山孝「中世加賀・能登の五山派寺院―住持補任を中心に―」（『加能史料研究』第二十号、二〇〇八年三月）。
- (8) 永平寺史編纂委員会『永平寺史』上巻、大本山永平寺、一九八二年、広瀬氏執筆箇所。広瀬良弘「中世における出世道場としての永平寺・総持寺―天文の論旨の問題を中心として―」（『宗教学論集』第二十三輯、二〇〇四年三月）など。
- (9) 「十六・十七世紀の曹洞宗教団と朝廷―瑞世（出世）の問題をめぐって―」（『宗学研究』第四十八号、二〇〇六年三月）、同氏「禅宗寺院文書の基礎的研究―十六・十七世紀の「出世」関係史料を中心に―」（『禅研究所年報』第十八号、二〇〇七年三月）。
- (10) 荻須純道編著『妙心寺』（寺社シリーズ（2））東洋文化社、一九七七年、木村静夫『妙心寺―六百五十年の歩み―』小学館、一九八四年。玉村竹二「大徳寺の歴史」（『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年）等。
- (11) 玉村竹二「日本中世禅林における臨済・曹洞の異同―「林下」の問題について―」。『禅林象亀箋』誠信書房、一九六三年。上田純一「大徳寺・堺・遣明船貿易をめぐる諸問題」。
- (12) 『御湯殿上日記』（『続群書類従』補遺三 「お湯殿の上の日記」、続群書類従完成会、一九三二発行、一九五七年訂正三版）。本稿では、『御湯殿上日記』の表記で統一する。
- (13) 今枝愛真『中世禅宗史の研究』第二章第四節中世禅林における住持制度の諸問題」東京大学出版会、一九七〇年。
- (14) 末柄豊「妙心寺への紫衣出世勅許をめぐる―鄧林宗棟を中心に―」（『禅文化研究所紀要』第二十八号、二〇〇六年二月）。

(15) 斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』第五章 徳川政権の成立と紫衣事件(吉川弘文館、二〇〇三年)。

(16) 玉村竹二「公帖考」(『日本禅宗史論集』二之下)、上島有「近世の武家書札札と公帖」(『攝大文学』人文科学・社会科学編』第五号、一九八七年二月)。

(17) 今枝氏は禅宗と幕府の財政機構を検討する中で(「公文と官銭」(『中世禅宗史の研究』第二章第五節)、公帖に関して、「実際には入寺しないで、公帖だけをうけて、その寺の前住という資格をうけるものを、坐公文、または居成公文・居公文といった。居ながらにしてうける公帖という意味である。これに対して、実際に入寺するものを入院公文とよんだ」と説明する。加えて、幕府関係の仏事や、禅院の造営などの費用のため、「必要に応じて、官銭納入をあてにして出された公帖のことを、売公文」ということも指摘する。

これら公帖発給にともなう官銭については、「官銭は一旦幕府の公倉に納められるのが通例であった。ところが、実際には公倉には収納されないで、別の目的のために、直接使用される場合があった。功德成というのがそれで、幕府関係者の年忌仏事などの臨時の費用を捻出するために、幕府が二、三十の売公文を一時に出すことがしばしばみられた。」と、売公文の場合の官銭は「功德成」と称することができることを明示している。この功德成が多く出されていた事実を『蔭涼軒件日録』延徳三年(一四九一)十月二十四日条の「近年功德成多之、依之入寺并官銭成一向無之、(後略)」(今枝氏の解釈では「近年功德成が多く、実際にするものや、坐公文による官銭成が一向にない」とする)を取り上げて注目している。

これら今枝氏の説明をまとめると、公帖とそれに伴う官銭は、「売公文」―「功德成」の組み合わせと、「坐公文」―「官銭成」の組み合わせになっており、区別されていると思われる。近年では、斎藤夏来氏が五山派の官銭の再検討を試みられている(斎藤夏来「足利政権の坐公文発給と政治統合」(『史学雑誌』第一一三編第六号、二〇〇四年六月)。

(18) 玉村竹二「公帖考」。

(19) 今枝愛真『中世禅宗史の研究』。

(20) 『晴右記』(『増補続史料大成 九』臨川書店、一九七八年)。また、『御湯殿上日記』の同日条には大徳寺入院に関する記載は無い。

(21) また、ここでは「入院」とあるのみで、新任持の名前はわからないので、正確なことは未詳ではあるが、大徳寺百十世南岑宗菊が永禄八年六月朔日に出世している(『大徳寺世譜』百十世南岑の項)、南岑の可能性は十分にあると思われる。この南岑は居成での出世であった可能性もあり(『龍宝山住持位次』(『続群書類従』第四輯下)、居成の場合でも、論旨が出されていた可能性は十分にあると思われる)。

(22) 『正法山誌』(『妙心寺誌』)など。

(23) 荻須純道編著『妙心寺』(寺社シリーズ(2)) 東洋文化社、一九七七年、木村静夫『妙心寺―六百五十年の歩み―』小学館、一九八四年。今枝愛真『中世禅宗史の研究』東京大学出版会、一九七〇年、三九二頁等。

(24) 『御湯殿上日記』で関山派の大徳寺入院御礼参内が見られるものとして、たとえば明応七年(一四九八)四月廿八日出世の仁済宗恕(東海派)がある。『御湯殿上日記』同日条に「大とく寺へみの、すいりん寺入ゑん。ちよくしひさあき。御れいにまいらるゝ。はなかたのこほんに御かうはこすへて。こたかたんしそひてまいる。申しつきもひさあき。」と記述がある。美濃国の瑞林寺は、岐阜県美濃加茂市蜂屋に所在の寺で、土岐成頼の外護を得て、文明年間に仁済宗恕が創建し、悟溪宗頓を勧請開山としている。ここに住していた仁済が大徳寺に入院したことがわかる。また、明応七年八月二日出世の悦堂宗懌(龍泉派)は、「大とく寺ゑつたう入院とて御れるにまいらるゝ。申つきの弁ひさあき。ちよくしおなし。御かうはこたかたんしにすはる。」と御礼参内がみられる。

(25) 『正法山誌』、川上孤山著『増補妙心寺史』。

(26) 太原崇孚（一四九六―一五五五）は雪斎とも称し、駿河国の今川義元の外護を受けた妙心寺僧である。また今川義元は他の妙心寺僧も招請しているなど、妙心寺との関わりが深い（川上孤山著『増補妙心寺史』、有光有學『今川義元』吉川弘文館、二〇〇八年等）。

(27) 太原崇孚の弟子で妙心寺歴代住持となっているものとしては、四十二世東谷宗杲がいる（荻須純道編著『妙心寺』東洋文化社、一九七七年、「参考資料」参照）。

(28) 『大徳寺文書之七』（『大日本古文書 家わけ第十七』）二四六六号「大徳寺役者塔主等連署規式」。

(29) 近世では「居成与申候ハ、立成之人、耄人有之ハ、其次ニ居成之人四人ツ、有之候、是を連続与申而、勅使を奉ケすに妙心寺之住持職ニ成申候、参内も勝手次第第二候、若参内之望有之人ハ、伝奏互相願、参内仕候、」と『妙心寺紫衣成記』にあり、また、『正法山誌 第五卷』に「初住居成五人連続而第六人別人再住」とあり、居成の人が連続してあったことを知る。

(30) 『御湯殿上日記』永祿三年（一五六〇）六月十五日条、一八日条、二十七日条では、妙心寺の居成に関して「伏見殿」からの口添えがあったことがわかる。当該時期の伏見殿と妙心寺の関係についての検討は、今後の課題としたい。この時期以前の妙心寺と伏見殿の関係については、玉村氏が妙心寺教団について、廃絶時代頃を述べる中で、崇光天皇皇子の明江叡西堂の妙心寺住持就任一件に触れ、貞成親王の『看聞日記』、また貞成親王の御消息写などを分析されている。妙心寺歴代住持が日峯宗舜の一派（則ち妙心寺教団側）にあつて、法系上では開山関山慧玄の法系であるが、貞成親王は法系だけではなく血縁についても「崇光院一流の後続出身者（それはいひかへれば、花園法皇の血縁者であり、殊に萩原宮の遺跡管理者たる貞成親王の血縁者）の手に戻そうとする意図があることを示し」ていることなどを示唆されている（玉村竹二「初期妙心寺史の二三の疑点」、「初期妙心寺史研究補遺」（『日本禅宗史論集』下之二））。

- (31) 玉村竹二「大徳寺の歴史」(『日本禅宗史論集』二之下)、古田紹欽本文 坂本万七・加西宗誠写真『大徳寺』淡交社、一九六四年、竹貫元勝『紫野大徳寺の歴史と文化』二〇一〇年、淡交社)など。
- (32) 『大燈国師語録』第一巻、『大燈国師年譜』。
- (33) 『大徳寺文書』一七二号「光嚴上皇院宣」。建武四年十二月廿七日付け。これを受けて、翌建武五年三月廿六日に入寺。「天応大現国師行状」(『大徳寺禅語録集成』第一巻)では「建武丁丑冬、大燈将入滅、命師主寺事、手自書云、亨首座相従久矣、悟徹既人皆知之、宜為当山第一世住持、慈育一衆、仍付老僧常用法衣、深思善念、明年戊寅春、奉 勅住大徳、勅使入寺、以作証明、」とある。
- (34) 『増補龍宝山大徳禅寺世譜』付索引、言外宗忠の項(思文閣出版、一九七九年)。以下『世譜』と略す。
- (35) 『世譜』蒋山仁禎の項。
- (36) 『世譜』卓然宗立の項。『言外宗忠語録』(『大徳寺禅語録集成』第一巻、法藏館、一九九九年)。
- (37) 『大徳寺文書』一六四九号「後花園天皇綸旨」、『大徳寺文書』一六五〇号「足利義教公帖」。
- (38) 『世譜』養叟宗頤、『宗恵大照禅師語録』(『大徳寺禅語録集成』第一巻)。
- (39) 『世譜』日照の項「諱ハ宗光、言外忠(七世)ニ嗣ク、永享八丙辰十二月廿二日開山百年忌、当住執行ス、綸命ヲ受クトイヘドモ住山開堂セズ(俗ニ云、居成ノ長老)、(後略)」とあり。永享八年の開山百年忌に關しては、『蔭涼軒日録』永享八年十一月二十二日条に、足利義教の御成があり、また、一休が拝塔している(『東海一休和尚年譜』)。
- (40) 永享元年八月一六日、「後花園天皇綸旨」(『大徳寺文書』一六四九号)と「足利義教公帖」(『大徳寺文書』一六五〇号)。
- (41) 『世譜』日峯宗舜の項、『東海一休和尚年譜』。
- (42) 末柄豊「妙心寺への紫衣出世勅許をめぐる――鄧林宗棟を中心に――」(『禅文化研究所紀要』第二十八号、

二〇〇六年二月)。

- (43) 『龍宝山前住籍』(『大仙院文書』一八五号(統群書類従完成会、二〇〇〇年))。
- (44) 『龍宝山住持位次』(『統群書類従』第四輯下、統群書類従完成会。)
- (45) 大永八年四月十二日に入院したのは、伝庵宗器(北派)である。世譜では、「享祿元年戊子四月十二日奉勅入寺」と記されている。また、『実隆公記』には、「(四月)十二日、癸丑、晴、(中略)大徳寺入院、伝庵和尚、(紀首座、東福寺僧云々)、資定朝臣参向云々、」とあり、伝庵宗器が入院し、勅使は左中弁の勸修寺尹豊であった。また、入寺式には、柳原資定朝臣参向していることが確認できる。
- (46) この入院は、二月二一日に出世の清庵宗胃(南派)のものと思われる。『世譜』清庵宗胃の項では「天文六丁酉二月二十一日奉勅入寺」とあり、また『鹿苑日録』では「廿一日、紫野大徳寺入院、森、能二行者自昨日倩之云々、聴叫勤致安排、而後赴大徳也、」とあって、入寺式は二十一日に行われ、その後、二十六日になって御礼に参内したと思われる。
- (47) 大室宗碩(龍泉派)の入院である。世譜で「天文七戊戌十一月三日奉勅入寺」とあり、『鹿苑日録』では、「三日、紫野入院矣、祝一来、」とあり、入院の事実は明確である。
- (48) この入院及び御礼は、龍谷宗登(南派)の入院である。『世譜』龍谷宗登の項では「天文十一壬寅六月二十三日奉勅シテ入寺」とある。『鹿苑日録』では確認ができないが、長門国の保寿寺の梵永書状(『大徳寺文書之六』二二八三号「保寿寺梵永書状案」)によって経緯の一端を知ることができ、また実際に六月二十三日に入寺式があったことは、天啓宗イン(亜十欠)の書状によって知ることが出来る(『大徳寺文書之六』二二八六号(一)、(二)「天啓宗イン書状案」)。この入寺では、大内義隆等、長門国、周防国の寺院との関係性も見いだせる。一方では、龍源院門派としての意図も伺うことができ、興味深い。
- (49) 江隠宗顕(北派)の入院で、世譜では「天文二十辛亥九月二十一日奉勅入寺、」とある。

- (50) 『世譜』天啓宗イン(璽十欠)の項。
- (51) 『鹿苑日録』天文七年九月十七日条に「十七日。紫野新命天啓和尚持扇杉原来。」とある。
- (52) 泰嶽宗康は『世譜』、『龍宝山前住籍』、『龍宝山住持位次』いずれも居成。
- (53) 『晴右記』永禄十三年二月一三日条(『増補続史料大成』九、臨川書店、一九七八年。以下同)。
- (54) 古溪宗陳の出世について『世譜』では「天正元年癸酉正月十七日奉勅入寺(時二年四十二)」とあるが、『古溪宗陳行状』(『蒲庵稿』付載)に「天正元年九月、勅使引師視篆紫野、一香嗣嶺、時歳四十二、『紫巖譜略』百十七古溪に「天正元癸酉九月十五日出世、四十二歳、」とあることから、『世譜』の記載は誤記であり、天正元年九月十五日に「立成」で出世したことが確実である。
- (55) 『世譜』督宗紹董の項。「督宗和尚語録」卷上(『大徳寺禪語録集成』第四卷)に、「再住龍宝山大徳禪寺視篆法語」があり、その末に「永禄七甲子六月五日 勅使勸修寺右中弁、同年二月廿八日居成也」とある。
- (56) 『世譜』小溪紹愆、『龍宝山大徳禪寺志』(『史料大徳寺の歴史』所収、以下同。)二十四塔頭の項。開基は島山能登守義総(一四九一〜一五四五)、天文十四年七月十二日没、法名興臨院殿伝翁徳胤。(参考『古代中世人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (57) 『世譜』徹岫宗九、『龍宝山大徳禪寺志』二十四塔頭の項。瑞峯院扁は後奈良天皇御筆。
- (58) 『大徳寺文書』二〇号「後奈良天皇綸旨」。
- (59) 『大徳寺文書』二一九四号「室町幕府奉行人連署奉書」。
- (60) 『大徳寺文書』六〇〇号「龍福寺玉堂宗條書状案」。
- (61) 『大徳寺諸末寺志』(『史料大徳寺の歴史』参考史料)。
- (62) 天野忠幸「戦国期の宗教秩序の変容と三好氏」(『織豊期研究』第十二号、二〇一〇年十月)等。
- (63) 石田雅彦「天正三年正月南宗寺禅問答と堺の茶人たち―『仙嶽宗洞答問二十一條―』(『法政史学』第四

七号、一九九五年三月)。

- (64) 斎藤夏来「徳川政権の成立と紫衣事件」二 紫衣剥奪と天皇權威(『禅宗官寺制度の研究』第五章)。
- (65) 『妙心寺紫衣成記』(『大日本史料 第十二編之十一』。宝暦十二年(一七六二)の年号あり)。
- (66) 『妙心寺紫衣成記』。
- (67) 『御湯殿上日記』永禄元年十一月十七日条。
- (68) 今枝愛真「第二章第四節中世禅林における住持制度の諸問題」(『中世禅宗史の研究』)。
- (69) 『晴豊記』文禄三年(一五九四)十月十七日条(『増補続史料大成』九、臨川書店、一九七八年。以下同)。
- (70) この日の入院は、一三八世董甫紹仲の出世の日と合致する。『大徳寺世譜』の一三八世董甫の項に「文禄三甲午十月十七日奉勅入寺」とあり、董甫は立成つまり奉勅での入寺であった。
- (71) 奥野高広『皇室御経済の研究』正統、畝傍書房一九四二・一九四四、永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(『講座 前近代の天皇2』青木書店、一九九三年)。
- (72) 今枝愛真「公文と官銭」(『中世禅宗史の研究』第二章第五節)、今谷明『戦国期の室町幕府』など。
- (73) 『鹿苑日録』「東雲首座始遷蔭涼軒所記」(永正四年のものという説明は、今枝愛真氏『中世禅宗史の研究』にあり)。
- (74) ①永享七年(一四三五)〜嘉吉元年(一四四一)。
②長禄二年(一四五八)〜文正元年(一四六六)。
③文明十六年(一四八四)〜明応二年(一四九三)の三期間。
- (75) 斎藤夏来「足利政権の坐公文発給と政治統合」(『史学雑誌』第一一三編第六号、二〇〇四年六月)。
- (76) 公文での入寺には官銭の支払いは無いことが通例であって、支払われることは希な例であるという理解もみられる(斎藤夏来「足利政権の坐公文発給と政治統合」(『史学雑誌』第一一三編第六号、二〇〇四年

六月)。近年その指摘に対し、入寺の官錢支払いがあった可能性を、阿部絵理子氏（『室町幕府の財政基盤について―一五世紀の官錢を中心に―』京都府立大学大学院文学研究科修士論文、二〇〇八年、未刊行）、丸山貴久氏（『一五世紀公帖・官錢についての一考察』『日本宗教文化史研究』第十六卷第二号（通巻第三二号）、二〇一二年十一月）が指摘している。阿部氏、丸山氏は入寺の際にも官錢が支払われていた例として、『蔭涼軒日録』一（『増補続史料大成』21、臨川書店、一九七八年）の寛正四年（一四六三）二月七日条「真如寺入院。官錢各々五十貫文充。有御免許。以五六人可_レ挙_レ之。」を取り上げている。これについて、丸山氏は注記で「有御免許。以五六人可_レ挙_レ之。」と記されていることから、「入院。官錢」という記述が坐公文の誤記である可能性は否定できない。」と述べつつ、この史料から「坐公文の場合のみに納められていたわけではなく、入寺の際にも官錢が納められていたことが確認できる」と述べられている。

しかし、これはそのように解釈できるのだろうか。改めてこの史料について筆者なりの解釈を述べるとすれば、寺格が十刹である「真如寺」の「入院」について、その「官錢」額を、本来、十刹寺院の官錢額は十貫文程度であるが「各々五十貫文充」とすることについて、將軍義政による「御免許」が有り、一人につき「五十貫文」の官錢で真如寺に入寺する者を「五、六人」輩出する、ということを書いたものではないだろうか。

確かに、真如寺の入院に関する官錢の件であることは間違いないが、この記事だけでは、実際にこの時に真如寺の入寺があったのかどうか、またその入寺方法が入寺式を伴う入院なのか、坐公文によるものなのか読み取る事は難しい。しかし、丸山氏が注記しているように、「以五六人可_レ挙_レ之」とあることから、複数人の入院と捉えることができることから、おそらくは座公文であったと考えることは難くないだろう。これらのことから、実際に入院の官錢が支払われていた、と解釈することはし難いのではないだろうか。

思われる。この記事については、官銭額の変更及びその額での入寺が許される人数を明記したものであると述べるにとどめておきたい。

(77) 『鹿苑日録』天文頃の記録を見ると、「公文」が出されている記載が見られる一方で、居成はほとんどみられない。

(78) 『鹿苑日録』天文十八年五月十一日条。

(79) 『鹿苑日録』天文五年六月十四日条。

(80) 『五山扶桑記四』「建仁寺住持位次」で、建仁寺「二百七十九世、驢雪鷹瀨」とある。

(81) 『鹿苑日録』では「官銭」の意味で「官資」がよく見られる。また『鹿苑日録』天文元年七月三日条で、「寿超首座（公文銭者御台へ納之）甲利安藝永福寺十刹真如寺禮資貳緡納也」とあり、「禮資」が鹿苑院に納められていることから、この「禮資」は公文が出されたときに鹿苑院などに納められる「札銭」と同じであることは明かである。

(82) 五山官寺の官銭納入は主に緡で行われている。緡そのものは銭を穴に通して束ねる緡のことであるが、銭を一貫文なり百文ずつを緡で束ねて使用した。『鹿苑日録』天文八年（一五三九）八月十九日条で「自集雲嚙金来。院主五百銭。同修讎二百銭。亘百。知客。百。壽。百。光・玉・信各々百。都合壹緡二ケ。」とある。

(83) 『鹿苑日録』天文五年十一月廿二日条。

(84) 『鹿苑日録』天文五年十一月廿七日条。

(85) 『鹿苑日録』天文五年十二月三日条。この公帖に関しては、『鹿苑日録』同年十一月二十二日に、「継天寿獸首座甲利御点出。」とあり、五日後の二十七日に」とある。

(86) また、『鹿苑日録』の「日用三昧 天文十三年甲辰」の表紙裏に公帖の官銭の請取状の雛型に「南禪・天

龍・相国ハ三千疋。建長以下貳千疋。」とある。おそらくこの額は官銭額であろう。ここでは、五山でも、京都と鎌倉の五山とでの差額が設けられていることを知る。

(87) 『鹿苑日録』天文十三年十二月十一日条など。

(88) 『鹿苑日録』天文十二年九月廿五日条では、「繼天為建仁入寺公文禮来。二貫。」とだけある。この「公文札」は鹿苑院に納入されたものであるといえるだろう。官銭の場合、「官銭」・「官資」と書かれるなど、札銭と書き分けられている記事が散見するので、「公文札」は官銭納入を示すものではないと思われる。『鹿苑日録』における官銭納入、公文札については、今後検討したい。

(89) 『妙心寺紫衣成記』。

(90) 『大徳寺文書之七』二四六八号「大徳寺塔主等連署壁書」。

(91) 『大徳寺文書之七』二四七二号「大徳寺役者塔主等連署規式」。

(92) 『正法山誌 第五』の「藍田・高山・南化初住年時」に、

元禄九年丙子七月。副寺寮之庫ノ閣上。大櫃ノ中ニ故紙盈滿紛乱點檢之。得知藍田・高山南化初住ノ年。

藍田和尚

高山和尚 居成職銭納下帳

南化和尚

永禄十三庚午歳四月十二日

とある。

(93) 奥野高廣『戦国時代の宮廷生活』続群書類従完成会、二〇〇四年、永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(『講

座・前近代の天皇2 天皇権力の構造と展開 その2』青木書店、一九九三年）、奥野高広『皇室雄経済史の研究』正統、畝傍書房、一九四二、四四年）など。

(94) 『御湯殿上日記』大永六年六月二二日条。

(95) 『宣胤卿記』永正三年十一月廿一日条、『御湯殿上日記』天文廿三年四月廿一日条。

(96) 中井真孝『法然伝と浄土宗史の研究』思文閣出版、一九九四年。

(97) 知恩院、知恩寺の相論を検討素材とした近年の研究に、伊藤真昭「中世浄土宗教団の特質―「祈祷」を手がかりにして―」（『佛教文化研究』第五十号、二〇〇六年三月）があり、伊藤氏は中世の浄土宗寺院が朝廷・幕府の祈祷寺院として位置づけ、特に朝廷との関係においては、知恩寺・知恩院は相論を経て、「本末関係構築の梃子とした香衣の繪旨執筆権を獲得していった。」ことを指摘されている。

(98) こうした御札の進上は、妙心寺の入院・居成の勅許御札でも見られるような御札の組み合わせであることから、およそこの時期における住持職や香衣勅許の御札の相場となっていたと思われる。

(99) 例えば、『御湯殿上日記』天文十一年では、香衣に関する記事は四月十七日、五月二十日、五月二十六日、六月九日、六月十二日の五件確認でき、そのうち五月二十日の光明寺からの香衣勅許以外は、知恩院による末寺の香衣勅許である。

(100) 今枝愛真『中世禅宗史の研究』、桜井景雄『禅宗文化史の研究』思文閣出版、一九八六年など。

(101) 末柄豊「妙心寺への紫衣出世勅許をめぐって―鄧林宗棟を中心に―」、斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』。

(102) 『妙心寺紫衣成記』。

(103) 玉村竹二『五山禅僧伝記集成』講談社、一九八三年。

(104) 『御湯殿上日記』大永七年一月八日条、大永八年一月八日条等。

(105) 『御湯殿上日記』享祿元年十月廿三日条、十月廿八日条、十一月十二日条、享祿三年九月廿五日条、十月

六日条、十四日条。

(106) 『御湯殿上日記』大永六年十一月十日条。

(107) 『御湯殿上日記』天文元年十月九日条。

(108) 『御湯殿上日記』享祿元年十一月九日条、天文七年二月八日条、同年四月二十三日条、天文十年九月四日条。

(109) 『御湯殿上日記』天文十二年八月五日条。

(110) 『御湯殿上日記』享祿元年十一月廿七日条、天文十七年九月九日条。

(111) 『御湯殿上日記』天文十一年五月十九日条。

(112) 『御湯殿上日記』元龜年間などでは、相国寺、また相国寺の僧と思われる「も西堂」の参内が見られる。

(113) 『御湯殿上日記』天文元年四月二日条、永祿二年三月二十三日条。

(114) 『御湯殿上日記』天文十五年八月十一日条。

(115) 『御湯殿上日記』天文四年四月十二日条。

(116) 永平寺史編纂委員会『永平寺史』大本山永平寺、一九八二年（広瀬良弘氏執筆分「第四章英冷え寺の衰運と復興運動」）、今枝愛真『中世禅宗史の研究』等。

(117) 『御湯殿上日記』天文廿三年十月六日条。

(118) 『御湯殿上日記』弘治三年六月十日条。

(119) また、天文三年四月二十一日条では、「越前国永平寺桂金東堂の繪旨の事」という記事も見られるが、「住持職」等の記載は無いので、断定はし難いが、「御札」として香箱・十帖の進上をしており、住持職の繪旨御札の可能性もあると思われる。

(120) 『御湯殿上日記』天文十九年閏五月十日条。

- (121) 『御湯殿上日記』 天文二十年七月二十六日条。
- (122) 永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(『講座・前近代の天皇2 天皇権力の構造と展開 その2』)、神田裕理『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、二〇一一年、小林正信『正親町帝時代史論』岩田書院、二〇一二年。
- (123) 広瀬良弘「越中国泰寺派の展開」(『禅宗地方展開史の研究』第一章第六節、吉川弘文館、一九八八年。)
- (124) 今谷明『室町の王権』中公新書、一九九〇年、上島享『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年)、平雅行『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年等。
- (125) 永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(『講座・前近代の天皇2 天皇権力の構造と展開 その2』)。

第三章 山隣派の地方展開―大徳寺真珠庵派と朝倉氏―

はじめに

越前朝倉氏の文化を概観すると、和歌や連歌、茶や書画などその文化度は高く、またそれらに通じた人々との交流が盛んであったことはよく知られている。たとえば三条西実隆や連歌師宗長らとの交流、また、月舟寿桂といった五山派の禅僧との交流もみられるなど、一乗谷にみられる文化の発展に大きな影響を与えている（1）。

朝倉氏のこのような京都の文化人等との交流関係の中で、とくに注目したいのが一休宗純及びその弟子たちとの師檀関係である。

従来からも朝倉氏による一休への帰依、朝倉氏一族から一休門下僧が輩出されていることなど、朝倉氏の文化を知る上で一休宗純は看過できない人物として注目されてきた（2）。この一休は五山僧ではなく山隣派の大徳寺僧であり、かつ一休と朝倉氏の関係については、主に門下僧や一休と交流のあった人物を通して形成されたものであった。また、一休没後も門下僧や彼らの拠点寺院である京都の酬恩庵や真珠庵に対しては、朝倉氏が外護するなど、継続した関係が見られるのである。

このような、朝倉氏による一休門下の外護については、どのようなことが要因としてあげられるのであろうか。本論では、まず朝倉氏によって外護される一休門下に注目し、彼らの京都および越前双方での活動や、寺庵展開の特色について考察し、その上で、両者との関係が双方にとっていかなる意味をもったのかを明らかにし、さらには戦国期における一乗谷文化を考える一視点を提供できれば、と考えている。

第一節 山城国紫野真珠庵・薪酬恩庵の寺院運営

一休宗純については、すでに数多くの研究があり周知の人物であるが、その弟子たちについて注目した研究は決して多くはない。平野宗浄氏は、真珠庵派の特徴として、①真珠庵は一休門下の一流相承寺院であり、かつ②一休の弟子筋から大徳寺の住持になるものが出ていないことの二点を明示され、その弟子達のうち一休の直弟子にあたる僧等を取りあげ考察されている(3)。また、矢内一磨氏は一休の回忌法要に注目され、一休や門下僧らが赴いた京都近郊、堺などの諸地域で、寺庵を中心に一休派教団が存在し、その中で法会がはたした機能や性格を明らかにされている(4)。これらの研究に学びながら、一休門下僧らによって、真珠庵・薪酬恩庵がどのように運営されていたのかを今一度検討してみたいと思う。

一、薪酬恩庵

薪酬恩庵は、はじめ南浦紹明が創建した妙勝寺を、後に一休が復興し、その際、その傍らに設けた草庵を出発点とした寺院である(5)。近世においては、真珠庵派の大徳寺末寺として書き上げられており(6)、大徳寺の真珠庵派の末寺として把握されている。しかし、中世の段階においては、薪酬恩庵は真珠庵と並ぶ一休門下の京都の拠点寺院であったと思われる。

同庵は一休門下僧らによって運営されており、住持については、真珠庵と薪酬恩庵の両庵兼任という形がとられていた(7)。矢内氏による指摘がすでにある通り、毎年十一月十日には、同庵にて評議が行われ、薪酬恩庵、真珠庵、住吉の床菜庵のそれぞれで行われる行事(祖師忌)、あるいは納所や典座などの人事などの確認がなされており(8)、一休門下における中心的な寺院であったといえる。

二、真珠庵

一方、真珠庵は、よく知られているように、一休没後に堺の豪商尾和宗臨の援助により、再興された。大徳寺と堺との関係が密接化した理由としては、一休の堺遊行があげられることが多いが、それだけではない。上田純一氏は大徳寺僧らによる堺進出が、横岳派と密接に関係していたことなど、他派、他教団との関係が密接に関係していることを指摘された(9)。このような堺での大徳寺派僧の活動について、真珠庵に対しては、尾和宗臨のような堺の商人らの外護があったことにくわえ、越前朝倉氏の外護を得ていた事実も看過できない。

朝倉氏と真珠庵との関係形成の発端は、真珠庵が朝倉氏の菩提寺となったことによるもので、明応六年(一四九七)に、朝倉経景の妻である慈光大姉によって、真珠庵が菩提寺となり、毎年十五貫文が味噌銭として寄進されたことによる(10)。この寄進は経景の遺言であった。経景は朝倉氏の庶流にあたり、延徳三年(一四九一)に没している(11)ので、経景没後六年経っての寄進となる。

この時期になぜこのような寄進があったのか不明であるが、真珠庵の動きの中で、この明応年間に特徴的な事としては、京都の市原野地域の田地買得の動向が注目される(12)。それは明応三年から五年にかけての時期に集中的にみられ、その後、永正八年の年貢納帳には市原野の各所より年貢が納められていた記述がある(13)。この市原野は鞍馬街道沿いの山間の地で、鞍馬街道が鞍馬や貴船への参詣の道であっただけではなく、中世では北方から京都へ入る軍事街道でもあり要所であった(14)。越前に拠点をおく朝倉氏と関係をもつ真珠庵がこの地域に手を伸ばしたことは、両者の問題を考える上で看過できない事実と思われるが、節を改め、もう少し考察を進めてみよう。

第二節 真珠庵派の寺院運営と外護者

一、山城国における真珠庵への年貢・地子銭の納入

前章では、越前国の朝倉氏を外護者とし、山城国では市原野の地を買得するなど、一休門下僧らによる一休没後の真珠・酬恩庵運営における積極的な活動の一端を伺ってみたが、そもそも真珠・酬恩庵の寺院運営の特徴とは、いったいどのようなものであったのだろうか。

中世後期の寺院で多く見られるのが、祠堂銭である。祠堂銭が貸付として運用され、それによる収入が寺院経済を支える重要な活動であったことはすでに指摘されている通りである(15)。祠堂銭金融は大徳寺内の塔頭でもみられ、祠堂銭貸付がその経済基盤のなかでどの程度比重がおかれていたのかは、塔頭によって違いが見られるようである(16)。

真珠庵の場合をみると、まず年貢、地子銭の納入が見られる。年貢収納の地域は、山城国の諸所と、住吉の諸所の二つに大きく分けられ、両地ともに年貢と地子の両方による納入がある。

永正八年の山城国については、市原野などの田畠からの年貢納入が記されており、真珠庵の経済を支えていたと思われる。また、地子銭については、「草島」、「間車田」、「城州枇杷庄」、「樋口富小路」の各場所から納入があった。関係の史料を提示すれば、次の通りである。

(前略)

同地子

草島

一所 一貫文

雨季五百文充納之、

御領築口

岸本余三左衛門

間車田

一所 一貫文 同前、

山本彦左衛門 麩屋 兩人

城州枇杷庄

島小 八百文

自酬恩庵取沙汰 作人富野油屋

樋口富小路

二百文

雨季佰文充納之充、

紙屋孫次郎

同

二百文

同前、

梅酒屋弥四郎

同

二百文

同前、

煎物弥太郎

同

二百文

同前、

鑓屋左衛門五郎

同

二百文

同前、

余三

同

二百文

同前、

左衛門五郎

同

二百文

同前、

檜物屋

已上四貫二百文

(後略)(棒線は筆者)(17)

山城国内の地子銭の真珠庵への納入が記されているが(18)、注目したい点は、屋号のついた人々からの納入が少なからず見られることである。

ここに見られる「梅酒屋」については、豊田武氏の研究がある。豊田氏によれば、「梅酒屋」の一族からは手猿楽を営む者も出ており、延徳四年南御所で能を興行している者に「梅酒屋六郎」という人物がいたようである。真珠庵に地子銭を納入している「梅酒屋弥四郎」もおそらくはこの一族の人物であろう。そして、「梅酒屋」のなかには高利貸しを営む者もいたことからすれば(19)、「樋口富小路」の住人に対して地子銭の名目で祠堂銭の貸し付けなども行っていたのかもしれない。この点、現段階ではむろん推測の域を出るものではない。

二、真珠庵の祠堂銭とその納入者

先にも少し触れたが、年貢・地子に加え、真珠庵でも他の塔頭同様に祠堂銭の貸付が行われていたと考えられるが、今のところ真珠庵内での貸付の文書が管見に入る(20)だけで、外部に対して貸し付けが行われていたかどうかは確定し難い。しかし、先に見た地子銭納入者に屋号を持つ者がいることなど、商人との関係が見られることから、祠堂銭貸付が行われていた可能性は十分にあると思われる。

真珠庵の祠堂銭の運用を知る史料としては「祠堂銭納帳」があり、永正九年から天文四年にかけての記録が残されている。ここに載る祠堂銭には、その納入名目などについて特に記されていないものもあるが、入牌料や逆

修などが主である。

祠堂銭の納入者を見ると越前の寺庵の者や朝倉氏一族の者からの納入が散見できる。それらをあげてみると、大永年間中では、

大永二壬午

十五貫文

越前漆原殿

宝林慈珎大姉逆修

大永六丙戌

三貫文

慈音首座

越前永喜庵内

四月四日納、宗籍取次

五貫文

光室禅旭禅門

朝倉与十郎殿十二月日

大永八戊子

子七月十二日

貳貫文

越前永喜庵

文林慈音首座追納

自宗籍伝達、

同

壹貫五百文

同南陽寺

玉洞慈金大姉

自宗籍伝達、

以上の納入がみられ、続く享禄年間では、享禄四年に「明室慈光大姉」が一貫文、さらに天文年間では天文四年に「然翁禅昭禅門」が一貫文を納入しており（21）、朝倉氏の一族らによる真珠庵への祠堂銭納入があったことが伺える。

納下帳に載る納入額については、一人につき一貫文前後から五貫文にかけての納入が多くみられ、宝林慈珎大姉の十五貫文のような、十貫文を超える納入者は少ない。

光室禅旭禅門や然翁禅昭禅門（朝倉景職）らに加え、宝林慈珠大姉（22）や明室慈光大姉は朝倉氏の妻妾にあたる人物や、朝倉氏の子女らが入寺した南陽寺の玉洞慈金大姉による納入から、朝倉氏一族、また朝倉氏一族内の女性達の真珠庵への関心の程が伺える。

これら納入された祠堂銭については、田地買得の費用として、あるいは金の購入代などとして下行されており、祠堂銭の一部がさまざまな形で運用されていたことがわかる。

第三節 真珠庵派の越前国深岳寺運営

一、越前国の深岳寺の性格

酬恩・真珠庵の味噌銭が越前国より進上されたことは前述したが、一休の回忌法要が越前国で行われた際、その中心寺院となったのが越前深岳寺である。

深岳寺の創建時期については文明年間中であつたとされる（23）。そして、先に見たように、明応六年（一四九七）には朝倉経景の室である明室慈光による真珠庵への寄進状が出されたが、それを越前の疎壁軒紹越が仲介している（24）。疎壁軒は一休の弟子で、朝倉氏一族出身の祖心紹越創建の庵で、同名の庵が山城国薪にも創建されている（25）。明応六年には越前に在国し、疎壁軒に住していたが（26）、永正六年（一五一三）祖師一休宗純の三十三回忌には、法要を深岳寺で行っているのである（27）。

深岳寺の開祖は一休宗純とされ（28）、祖心紹越による開創とされるが（29）、天文十四年の朝倉景隆書状においては、「深岳寺開山祖心」と記されており、祖心紹越が実質的な開山として認識されていた。

深岳寺創建に関しては、深岳寺の紹香から真珠庵の化庵宗普に出された書状の中に「幸深岳寺壮岳被立置之事ニ候間、」（30）とあることから、朝倉経景が創建したと考えられる。同寺は朝倉氏の菩提寺としての性格を有

しながら、在地において朝倉氏の外護のもと寺院運営がなされていたと思われる。特に、真珠庵へ寄進をしたのが朝倉氏庶流朝倉経景であったことからすれば、経景およびその一族の菩提寺としての性格が強かったと思われる。この深岳寺の寺領としては、

先年三宅郷本光庵領二上国衙米カヘテ被為参候時、両庵へ拾石充被参候、残分者深岳寺領ニサタメ可申之由、宗太使シテ被仰候、当寺へ御出候時、直ニ尋申候へ者、御リヤウシヤウ候間、今ニ其分候、(31)

とあり、天文二十年六月七日に、朝倉経景の孫の朝倉景隆より真珠庵と酬恩庵へ寄進がなされた二上国衙分(32)のうち、真珠庵、酬恩庵それぞれに十貫文進上し、残りの分が深岳寺の分として割り当てられていたようである。

深岳寺の規模など詳細なことは解らないが、少なくとも祖心紹越が住んだ疎壁軒や天祥寺等の塔頭があった。

天祥寺に関しても詳しいことは解らないが、天祥寺に関する史料がわずかに『真珠庵文書』に残されている(33)。それによると、同寺はもとは曹洞宗寺院であったが、永禄三年頃に深岳寺の末寺となっている(34)。

その経緯については次のようなことを知ることができる。天祥寺はもともと北殿(景隆母)の位牌所として建立された。景隆は前々から深岳寺の塔頭として建立することを考えていたのだが、北殿の同心を得られず、曹洞宗として別所に建立したのである。しかし、借錢多くしてすぐに退転してしまったことなどを、深岳寺院主であった紹香と同納所宗才の書状から読みとることができる。

景隆は、深岳寺には祖心紹越の、そして天祥寺には済岳紹派の御影を懸けたい旨を申し述べており、朝倉経景の子である祖心紹越を掲げ、母の位牌所を深岳寺末寺とすることで、一族の菩提寺としての性格をより一層強め、深岳寺の規模を拡大したものと思われる。

二、深岳寺の在住僧

深岳寺の住持については、その歴代を知る史料は管見の限りではみられない。主に、寺領に關した真珠庵や景隆との書状等が手がかりとなる。創建当初は、祖心紹越が越前へ下向していたが、祖心紹越没後の永禄年中の深岳寺についてみると、朝倉景隆による深岳寺への一休門下僧等の招請が見られる。それによると、

(端裏書)

「真珠納所寮まいる 檀方状ノウツシ益・養下向事」

従御本庵之御僧兩人、差下被申候、於景隆快然至極候、従真珠庵之御僧候間、従酬恩庵兩人御下候様、被仰談候者、弥可為満足候、景隆一世之間御宗躰続候様、令馳走度候、依有御住先可相続躰候、必以三条可申入候、恐々謹言、

三月廿八日 景隆

深岳寺 侍者禪師

御懇報拝覽、過當至極存候、以頭書申入候、

一、御本庵之衆在国、兩寺之久住者行事以下^{东付而}、何様^与申儀可出来候哉、景隆存生之間者、宗躰相立事候間、

御本庵之衆、景隆次第御同心可然事、

一、今度御下候兩人之御僧、対久住者^ニ相替可為不弁候、左様之儀一夕籠寺仕可申談事、

一、重^而兩人御下之事、堅可被仰上候、真珠庵・酬恩庵之御僧一人充、天祥・深岳兩寺^ニ兩人充置申度候、其

御覚悟簡要之事、

以上

右被成御分別、重而酬恩庵、御僧之事可被仰上候、四人御在国候へ、先他山之見懸、御宗躰おかしく無之候而、満足候、猶自此可得尊意候、恐々謹言、

同日

(後略) (35)

とあり、深岳寺のあり方について、朝倉景隆からの要望があった。景隆は「宗体」をしきりに気にしており、真珠庵と酬恩庵の両寺の出身僧の在住を望んでおり、真珠庵出身者一人、酬恩庵出身者一人の合計二人を深岳寺に在住させ、同様に天祥寺にも在住させたい旨を明記している。そして四人在国していれば、他山からみてもおかしくなく、宗体が保てるとして、真珠庵、酬恩庵の両庵僧の在国を望んでいるのである。

景隆が真珠庵と酬恩庵の出身者、つまりは一休門下僧らに限定して招請している点に注意しなければならぬ。それは紫衣勅許の大徳寺住持を勤めた僧を招請しようとするものではなかったのである。

確かに、深岳寺及びその末寺化した天祥寺は、本庵を真珠庵としているが、その真珠庵は大徳寺の塔頭である。それを踏まえて考えれば、なにも真珠庵や酬恩庵出身僧に限らなくても、「大徳寺僧」を招請することも可能であろうが、朝倉氏側にとってそれは望むところではなかった。必要なのは、一休の門下僧であり、紫野真珠庵・薪酬恩庵に在住している僧等であったのである。そのことの意味については、後に少し考えてみたい。

朝倉氏による招請が確認されるものの、実際に深岳寺住持として入寺した人物としては、永禄三年では宗才が在住しており(36)、納所を勤めていたことがわかる(37)。また、住持であったのか納所であったのかは明確には出来ないが、永禄八年では宗俊が深岳寺に在住していた(38)。宗俊の名は、天文三年の大徳寺住持・塔主らの連署のなかに、「真珠 宗俊」と記されている人物で、山城綴喜郡田邊郷に私領を有しており、享禄四年(一

五三一)に、自己の死後に同地を真珠庵へ寄進している(39)。そのほか、永禄八年には、紹穩が納所を勤めており(40)、この時は宗俊が住持を務めていたのであろうと思われる。彼らは主に本庵である真珠庵や酬恩庵にあつて、納所を勤めた経験があり、また大徳寺の寺役として納所、侍眞、維那などを勤めた経験をもつ。そのほか、深岳寺には朝倉氏の一族の者も入寺していたようであり、景隆の弟なども喝食として入寺していたことがわかる(41)。

三、真珠庵派と商人・文化人

これまで見たような朝倉氏による真珠庵派との交流は朝倉氏衰退の時期まで続いた。

一休、あるいは一休門下への帰依者としては、先に見た堺、越前における比丘、比丘尼衆、朝倉氏等であり、彼らは両庵を教团的に、経済的に支える重要な人々であつた。

ところで、越前深岳寺から、京都真珠・酬恩庵および如意庵への寺納の運上には、商人が介在しており、それらの同行があつたことが伺われる。

永禄八年の深岳寺宗俊の書状には、

一、三百五十文、残候ハンスルヲハ納所へアツケ申候、何モ精錢ニテ渡申候、先度商人罷上候刻、一段取乱候而委敷不
申候ツル、恐入候／＼、恐惶々々(42)、

とあり、商人が越前から京都へ上つていたことがわかる。

こうした年貢運搬に関しては、商人が関わっていたことが知られており(43)、真珠庵への寺納にも商人が関わっていた。文言中の「商人」についての詳細は分からないが、越前の商人が同行したのではないだろうか。

また逆に、京都真珠庵より越前へ下向の際にも、商人が介在していることがわかる。永禄三年（一五六〇）と推定される真珠庵から深岳寺に対する味噌銭未進に関する文書では、

一、ミソ浅深岳未進分内、五貫文ノ替浅、小河ノ町岡村新二郎申合、布袋屋口入^ト、宗愼新次郎家^ニ至^テ面約之了、運賃一貫文別七十文充、相定也、仍五貫文ノ賃三百五十文也、合五貫文三百五十文、自深岳寺岡村^ニ可被渡之、商人替状^ヲ持^テ深岳^ノ案内之時、即可被渡之由、今日宗才方^ノ申下候了、六月四五日比可下著云々（44）

とあり、真珠庵側は、深岳寺未進分のうち、五貫文を、布袋屋の口入れによって、岡村新二郎という者に立て替えてもらっており、その運賃として一貫文につき七十文がかかっている。ここにいう、「商人」は恐らく岡村新二郎の事を指すのではないかと思われる。

この岡村新二郎がどういう者なのか、また口入をした布袋屋が扇座にみられる布袋屋と同様のものなのかは現段階で詳細なことは分からないが、少なくとも真珠庵および深岳寺と関係の深い商人であったことは確かである。

『福井県史』などによれば、戦国期から近世初頭にかけて、同地では、商人の台頭、活発な活動などがみられ、有力な商人等による組合が組織されていたり、橘屋や慶松家などの商人等の成長がみられるという（45）。越前国内での商業活動は相応に盛んであり、隣国近江国の商人等による活動や交流もみられるのである。

さらに京都の商人と朝倉氏との関係では、文明年間中では京都の座と越前の座とが争っていることが見られるが、朝倉氏によって宇治茶が求められ、宇治茶の納入先として宇治の茶師の堀家があったことは知られている（46）。その史料をあげると、

永代売渡申、越前朝倉殿へ之茶之売口とい之事、則毎年為路錢天和利式貫七百文并為御返礼綿式把、從朝倉殿被下候、然者是迄同前仁永代堀与三兵衛方へ現錢貳拾貫文仁売渡申処也、此茶之売口之儀者、御屋形様御先祖より我等茂先祖相伝仁被召上候之際、目出度無相違可有御知行者也、則御判之物数通相副進之候、万一於此儀違乱之仁在之者、可被処盗人之罪科者也、仍為後日状如件、

天文拾七戌申年十一月拾五日 堀次郎左衛門尉

平国（花押）（47）

とあり、越前の朝倉氏は路錢と返礼を宇治の堀家に与え、宇治茶を入手していたことがわかる。この堀家と、一休門下僧とに交流があったのかどうかは現在の所不詳だが、宇治は薪にほど近く、薪から京都への間に位置し、一休門下僧らの行動範囲内にあることや、一休をはじめとする大徳寺僧が茶の湯文化に深く関わっていることから、一休門下側も宇治茶を扱う者達との交流があったのではないかと推測される。

こうした越前、朝倉氏と深く関わる商人等が存在する一方、越前から京都真珠庵への寺納運搬に越前の商人が上落しているように、逆に真珠庵から越前へ下向する際に、京都の商人等が同行することもあったのだろう。そのことは、真珠庵が京都において少なからず屋号を持つような商人と関係を有し、先に見た地子錢の納入などを行っていたことから推測できる。真珠庵派の周辺には、堺だけではなく京都内、また近郊の商人等との関係が少なくなかったと考えられる。

また、その移動には、琵琶湖の湖上水運が利用されていたであろう。琵琶湖の水運の拠点地である堅田には、大徳寺僧の華叟宗曇が住しており、その弟子には一休宗純や養叟宗頤がいた。大徳寺僧、特に堺に進出した養叟宗頤等の大徳寺僧と関係を深くした堺商人らも、琵琶湖湖上水運を利用しており、堺商人と大徳寺僧の関係において、堅田を拠点にしていた大徳寺僧の存在に注意すべきとの重要な指摘もあることからすると、京都と北陸を

移動する際、大徳寺僧らが在住し、特に一休宗純の由緒地としても重要な堅田を経由して琵琶湖の水運を利用して移動できることは、京都や越前の商人にとって大徳寺僧、特に一休門下僧と密に関係をもつ理由となっただろう(48)。

こうした商人らがもつ経済力などは真珠庵にとってはもちろん、琵琶湖湖上水運を利用していたであろうことも、真珠庵を外護する朝倉氏にとって、決して見逃し得ない要素であったと思われる。

最後に、文化人を媒介とした交流も指摘しておきたい。

一休門下と関係が見られる人物には、とくに連歌師宗長がいる。ここでは深く触れることはしないが、宗長は、薪の酬恩庵に宿したこと、近江矢嶋の少林寺(49)に宿したことがわかり(50)、酬恩庵での末期を望んでいたことなどからもその親密さが伺える。

真珠庵派の地方展開については、総じて言えば堺と同様に越前における場合も弟子達が在地の人々と広く交流をし、帰依者の確保を積極的に行っていたと思われる。また越前の場合も、堺でみるような商人との交流を想定することは十分に可能であり、加えて朝倉氏の保護も得て、一族中の女子等の帰依を得るなど、その関係を祖師没後も継続していった。また商人等に関して言えば、彼らが真珠庵・酬恩庵・深岳寺などに関わりながら京都と越前とを往来することは、越前国の朝倉氏においても、経済的、文化的交流の面において大きな利点であったはずである。今後さらに、このような観点から両者の関係を見ていく必要があるだろう。

おわりに

これまで述べてきたことを纏めることで結びに代えておきたい。

戦国期に朝倉氏を檀越にもった真珠庵派は、京都では大徳寺山内の真珠庵、薪酬恩庵を拠点に、越前国では一

乗谷近くの深岳寺を拠点として、越前と京都を密接に結んで活動していた。真珠庵が朝倉氏の菩提寺としての性格を有するようになったことよって得られた朝倉氏の外護は、一休没後の一休門下にとつて、寺院運営を進める重要な要素であったと思われる。そしてそのことは、実は朝倉氏側においても同様であった。というのは、真珠庵派が一休宗純の門下僧であるという信仰上の理由が存在したことは間違いないが、それだけではなく、真珠庵派が田畠を買得しながら経済基盤を確立する一方、地子銭納入の際にみられたような、京都の商人らと密接な関係を有していたことも、朝倉氏は注視していたのではないかと思われるのである。つまり、朝倉氏が真珠・酬恩の両庵の僧侶を在地に招請していることは、単に朝倉氏の一休への帰依というだけではなく、真珠庵派がもっていた、経済的、人的関係を視野に入れていたものであったと考えたいのである。一乗谷の政治・経済的、文化的発展において、真珠庵派僧らが京都と越前を往来している状況は、貨幣の流通、文化交流の面から見ても、決して看過し得ない魅力として映ったのではないだろうか。

【註】

- (1) 水藤真『朝倉義景』吉川弘文館、一九八一年、米原正義「越前朝倉氏の文芸」(『戦国武士と文芸の研究』桜楓社、一九七六年等)。
- (2) 横田健一「大徳寺真珠庵と朝倉氏」(『史迹と美術』二七四号、一九三一年)。
- (3) 平野宗浄「一休和尚とその弟子達―新資料・開祖下火録―」(『禅文化研究所紀要』第十二号、一九八〇年)。
- (4) 矢内一磨「臨濟宗一休派の祖師忌法会についての一考察―十三・三十三回忌大法会をめぐって―」(『文化史学』四五号、一九八八年)。

- (5) 『京都府の地名』平凡社。
- (6) 『真珠庵文書之一』一八号「大徳寺末寺書出案」。
- (7) 『真珠・酬恩両庵歴代世次』。但し、真珠庵八世から十一世、酬恩庵九世から十一世については例外。
- (8) 矢内一磨「一休派における評議体制の成立と展開」(『一休派の結衆と史的展開の研究』第一章、思文閣出版、二〇一〇年)。また『真珠案文書之二』一四五号「酬恩庵慈楊塔衆評事書付」は天文六年から元和元年まで。一四六号「酬恩庵慈楊塔衆評事書付」は元和二年から寛文三年までの記載がある。
- (9) 上田純一『九州中世禅宗史の研究』文献出版、二〇〇〇年。
- (10) 『真珠庵文書之三』二五八号「慈光〈明室〉西殿書状」。
- (11) 松原信之「朝倉孝景の兄弟」(『越前朝倉氏の研究』第二部第一章第二節、吉川弘文館、二〇〇八年)。
- (12) 稲葉継陽氏は「戦国時代の村請制と村―地主真珠庵と市原野を中心に―」(『歴史学研究』六八〇号、一九九六年一月、真珠庵と市原野に注目し、戦国時代にみられる村請制について考察されている)。
- (13) 『真珠庵文書之三』一七七号「真珠庵領所々田畠年貢帳」。
- (14) 『京都市の地名』平凡社。
- (15) 伊奈建次「中世に於ける社寺金融の特別低利率について」(『史淵』第三輯、一九三一年)、小葉田淳「中世に於ける祠堂銭に就いて」(『歴史と地理』第二十九巻第一号、一九三一年)、寶月圭吾「中世の祠堂銭について」(『中世日本の売券と徳政』吉川弘文館、一九七一年(初出は一志茂樹先生喜寿記念会『一志茂樹博士喜寿記念論集』一九七一年)、中島圭一「中世京都における祠堂銭金融の展開」(『史学雑誌』第一〇二編 第十二号、一九九三年)等。
- (16) 佐々木銀弥「荘園領主経済の諸段階」(『中世商品流通史の研究』第二章第三節、法政大学出版局、一九七二年)。

(17) 『真珠庵文書之三』一七七号「真珠庵領所々田畠年貢帳」。

(18) 樋口富小路の土地については、陶山備中守入道宗智によって寄進された地である（『真珠庵文書之六』八八八号「宗智〈陶山備中入道〉書状」）。

(19) 豊田武「一、商人の種々相」、「三、商人の文化的活動」（『中世の商人と交通』第一編、吉川弘文館、一九八三年）。

(20) 真珠庵の祠堂銭が貸借に使用については、享禄二年に宗俊が五貫文を祠堂方料足を借りており、その借用状とは次のものである。

借用申祠堂方料足事

合五貫文者

右、修借用申如件、

享禄二己丑歳五月廿九日 宗俊（花押）

聡公座元禪師

宗普禪師

宗恩禪師（『真珠庵文書之一』三六号「宗俊祠堂銭借用状」）

この日付と同年の祠堂銭納下帳をみると、祠堂銭納下帳には、これに関する記載をみつけることができない（『真珠庵文書之三』一八一号「真珠庵祠堂銭納下帳」）。田中浩司氏による分析によると、この祠堂銭納下帳は、貸し付けの性格は少ないとされている（田中浩司「一六世紀前期の京都真珠庵の帳簿史料からみた金の流通と機能」（峰岸純夫編『日本中世史の再発見』、吉川弘文館、二〇〇三年））。

- (21) 『真珠庵文書之三』一八二号「真珠庵祠堂錢納下帳」。
- (22) 松原信之氏「朝倉氏の妻妾・子女系譜」(『越前朝倉氏の研究』第七章、吉川弘文館、二〇〇八年)。
- (23) 松原信之「大徳寺塔頭庵領と朝倉景隆」(『福井県史研究』第二号、一九八五年)。
- (24) 『福井県史』資料編二 中世『真珠庵文書』五〇号「紹越書状」。
- (25) 山城の疎壁軒は永正九年(一五一一)十一月に開堂している(『真珠庵文書之一』一〇三号「紹越〈祖心〉寺役勤仕條々記録」)。
- (26) 『福井県史』資料編二 中世『真珠庵文書』五〇号「紹越書状」。
- (27) 『真珠庵文書之一』一〇三号「紹越〈祖心〉寺役勤仕條々記録」。
- (28) 『大徳寺世譜』一休宗純で、「江州矢島少林寺・越前深岳寺、師を奉じて開祖と為す、」とある。
- (29) 『真珠酬恩歴代世次』祖心紹越の項。
- (30) 『福井県史』資料編二 中世『真珠庵文書』一〇二号「深岳寺紹香書状」。
- (31) 『真珠庵文書之四』三五八号「宗才書状」。
- (32) 『真珠庵文書之六』八六九号「朝倉景隆書状」。
- (33) 『福井県史』資料編二 中世『真珠庵文書』一〇〇号「深岳寺紹香書状」、一〇一号「宗才書状」、一〇二号「深岳寺紹香書状」。
- (34) 朝倉氏と曹洞宗との関係については、今枝愛真「曹洞宗宏智派の発展と朝倉氏」(『中世禅宗史の研究』第三章第三節東京大学出版会、一九七〇年)、広瀬良弘「北陸における戦国期の曹洞宗」(『禅宗地方展開史の研究』第二章第五節、吉川弘文館、一九八八年)などの研究がある。
- (35) 『真珠庵文書之六』九〇七号(一一)「朝倉景隆書状」。
- (36) 『真珠庵文書之四』三五八号「宗才書状」。

- (37) 『真珠庵文書之六』九〇七号(一〇)「真珠庵納所宗普〈化庵〉日記」。
- (38) 『真珠庵文書之四』三六〇号「宗俊算用注文」、三六一号「宗俊書状」。
- (39) 『真珠庵文書之三』二五六号「宗俊田地寄進状」。
- (40) 『福井県史』資料編二 中世『真珠庵文書』一一三号「越前国二上国衙米納下注文」。
- (41) 『真珠庵文書之六』八七〇号「朝倉景隆書状」。
- (42) 『真珠庵文書之四』三三一号「深岳寺宗俊書状」。
- (43) 清水三男「若狭國名田莊」(清水三男著作集第二卷『日本中世の村落』第二部、校倉書房、一九七四年)。
- (44) 『真珠庵文書之六』九〇七号(一〇)「真珠庵納所宗普〈化庵〉日記」。
- (45) 『福井県史』通史編中世第五章第一節。
- (46) 『福井県史』通史編中世第五章第一節、林家辰三郎「茶匠と茶商―山城宇治『上林文書』によせて―」(『藝能史研究』六号、一九六四年)。
- (47) 『福井県史』資料編二 中世『田中忠三郎氏所藏文書』「堀平国茶売口売券」。また、同日付にて堀平国から堀与三兵衛尉への譲り状がある(『福井県史』資料編二 中世『田中忠三郎氏所藏文書』二号「堀平国茶売口譲状」)。
- (48) 上田純一「大徳寺・堺・遣明船貿易をめぐる諸問題」(『講座 蓮如』第四卷、平凡社、一九九七年、一―三三頁) 及び上田純一氏の御教示による。
- (49) 少林寺は一休門下の桐嶽紹鳳の開創寺院で、真珠庵派の近江国での拠点寺院であり、近世初頭の真珠庵派が把握していた地方寺院として、近江の少林寺と興林庵が確認できる(『真珠庵文書之一』一八号「大徳寺末寺書上」)。
- (50) 『守山市史』上巻「四 中世の守山」、一九七四年。

第四章 戦国期の大徳寺運営と地方展開

―大徳寺龍泉派に注目して―

はじめに

戦国期の大徳寺が大きく発展する要因の一つとして、京都を拠点にしつつ地方へと進出・展開したことがあげられるだろう。例えば堺への進出・展開は、すでに堺進出していた博多を中心とする禅院・禅宗門派（大応派横岳派）と同系であったことで進出が容易であり、なおかつその博多禅院・門派によって展開していたネットワークを大徳寺が継承していったこと、また、それに関心をもつ三好氏、また商人等の外護獲得にもなり、経済的、文化的な発展において非常に重要な意味をもっていることは明らかになっている（1）。また第三章でみたように、越前国の朝倉氏、また大内氏の外護を得るなど、地方へ進出し有力な外護者獲得に尽力した事が伺える（2）。こうした動きの一つとして特に本章で注目したいのが、関東への進出と後北条氏の外護を獲得したことである。

大徳寺の関東進出に関しては、特に大徳寺の四派（龍源派、大仙派、龍泉派、眞珠庵派の四つの門派）のうち龍泉派と称する一門派が、相模国小田原へ進出し、そこを拠点に後北条氏の外護を得ながら関東で活動した事が、岩崎宗純氏によって明らかにされているが、この後北条氏と大徳寺及び龍泉派に関する研究に進展はみられない（3）。

岩崎氏は相模国で活動した龍泉派僧らのグループを「大徳寺関東龍泉派」と称し、早雲寺や塔頭の創建や運営などの詳細を明らかにしつつ、彼らの活動が大徳寺の教線拡大だけではなく、彼らによって中央の文化がもたらされたことによる後北条氏の文化へ与えた影響が決して小さくないことを指摘する。

「大徳寺関東龍泉派」と称される事からも龍泉派の地方拠点の所在が明確となっているが、戦国期における大徳寺の地方進出・展開をみていくと、その特徴として、大徳寺内にみられる四派それぞれに進出・展開する地方を棲み分けながら活動していたように思われるのである。例えば、三章でみた越前国であれば、一休門下の眞珠庵派が中心となって活動し、堺では大仙派が中心となっている（4）。

関東における「大徳寺関東龍泉派」の活動については岩崎氏が詳述されており、本章でも依拠するところも多々ある。しかし、一方では、大徳寺山内に派祖となる陽峰宗韶の塔所龍泉庵（軒）があり、また大徳寺山内に住しながら、大徳寺運営を支えた龍泉派僧らも少なからずいると思われることから、関東と京都の両方で活動する龍泉派の実態をみていく必要があると思われる。戦国期の大徳寺の運営、さらに地方進出・展開の一端として、史料で確認できる龍泉派の足跡は決して多いとは言いがたく、それ故か先学でも大徳寺四派のうち龍泉派について詳述される事が少ない。

そこで本章では、大徳寺山内と関東の双方における龍泉派の活動に注目し、龍泉派が大徳寺四派の一門派として確立する過程を検討し、改めて大徳寺の地方進出・展開、外護者後北条氏との関係性などについて考察したい。

第一節 戦国期の龍泉派

先にも触れたように、戦国期の大徳寺で特徴的な事は四派の出現である。大徳寺開山宗峰妙超以来、その法が嗣がれていくなかで、戦国期において大きく四つに分派する。その門派は派祖となる僧の創建塔頭名を冠して称しており、龍源派（通称は南派）、大仙派（通称は北派）、龍泉派、眞珠庵派の四つであり、これを四派と称する。戦国期はこれらの派祖となる禅僧が出現し、門派として確立していく時期にあたる。このうち本章でとりあ

げる龍泉派は、大徳寺内では派祖の塔所である龍泉庵（軒）を門派名にしていることから、これが大徳寺内での拠点であっただろうが、この他に龍泉派僧が開山となった塔頭をもった形跡がなく、山内での龍泉派僧の活動はつかみにくい。ここでは大徳寺山内における龍泉派について改めて確認していきたい。

一、龍泉軒と陽峰宗韶

「龍泉派」とは、派祖である陽峰宗韶の塔所である龍泉庵に因んでいる。この龍泉庵についてみると、戦国期では「龍泉軒」と確認でき（5）、元和（6）、寛永（7）頃まで龍泉軒であったことが確認できることから、戦国期から近世初頭では「龍泉軒」の軒名であったことは明らかである。また、戦国期では龍泉軒は大用庵の寮舎の一つであったことがうかがえる（8）。

龍泉軒は陽峰宗韶の塔所として明応年中に創建された（9）。その陽峰宗韶について、大徳寺山内での活動としては、延徳二年（一四九〇）から如意庵主であることが確認できる。その延徳二年六月では、

沽却 西院小泉庄内隨身田名主職事

合捌段者、在坪六条四坊十一・十二・十三・十四坪也、

右件名田者、大徳寺如意庵永領地也、雖然依有要用、相副本證文五通、直錢七貫文^七、

此外諸公事等者、別番書進也、

虎王丸^七、永代所賣渡実正也、但本役六石五斗分可納之、○名主得分者、参石貳斗也、同藁代百文在之、仍為後證龜鏡状如件、

延徳貳年癸六月一日

院主

宗韶在判

龍雲院 見性寺

宗昇在判 宗藤在判

廣徳寺 太清院

宗真在判 宗某在判 (10)

とあり、大徳寺如意庵永領地に関して、如意庵「院主 宗韶」として連署し、また延徳三年や延徳四年でも如意庵主として連署していることが確認できる(11)。

その後、明応二年(一四九三)になって大徳寺内に松源院が落成すると、明応六年(一四九七)には、

徳禅寺領播州大塩庄内寺田村内検目録

(中略)

明応六年_甲三月廿八日 塔主

宗蓀(花押)

大徳寺維那

眞珠庵 宗竜(花押)

紹岱(花押) 大徳寺納所

宗琳(花押)

宗歆(花押)

松源院 太清院

宗韶（花押）

宗機（花押）

長勝庵

如意庵

宗仙（花押）

宗珪（花押）

大用庵

宗重（花押）（12）

とあって、「松源院 宗韶（花押）」と、松源院主として連署していることが確認できる。その後、永正元年（一五〇四）に陽峰宗韶は大徳寺に入寺するが、退院後は再び如意庵主であったことが確認できることから（13）、基本的に陽峰宗韶は如意庵に住しながら、大徳寺運営に関わっていたことが伺える。

二、龍泉派僧

陽峰宗韶が龍泉軒を冠して称する事は確認しえないが、大徳寺内で陽峰宗韶の法嗣たちが大徳寺住持や役者・塔主等と共に連署する際に冠する塔頭名に注目してみると、龍泉軒とするものはみられず、大用庵、松源院などであることが多く見られることが特徴である。

例えば、他の三派であれば、派祖の創建塔頭の塔主として署名していることが確認できるが、龍泉派の場合は、連署に「龍泉（軒）」の署名をするものは少ない（14）。

各門派が派祖およびその創建塔頭を中心にして活動していたことは、寺内の規式などの連署などに顕かで、特に南派と北派の僧等による署名が多く、それには同門派創建塔頭を冠しており、複数の同門派塔頭を運営をしながら大徳寺の運営に関わっていたことが確認できる。その一方で、龍泉派は、派祖陽峰宗韶の龍泉軒を冠せず、四派祖出現以前に創建された塔頭院主また庵主をつとめ、規式等に連署している事が見られることから、山内に

においてその塔頭運営など他門派の動きとは様相を異にしている。龍泉派の僧達そのもの、また連署などで維那などの役者として法号のみ署する者が、どの門派に属するかを把握することは難しい。しかし、龍泉派は大徳寺内では大用庵や松源院などの塔頭の運営に関わりながら大徳寺運営に関わっていた事が多く確認できることから、龍泉派の多くはこれらの塔頭に住する事が多かったと思われる。しかし、他門派の僧達も大用庵や松源院など四派以外の塔主を勤めていることから、大用庵や松源院は拠点塔頭ではなかったことは明らかである。

龍泉軒の署名が確認できるものとして、天文五年（一五三六）の松源院領内の百姓職売券で、

沽却申百姓職田地之事

（中略）

右田地者、松源院領無相違当知行也、雖然大用庵^正、以衆儀、代参貫五百文相副証文、永代売渡申処実正也、然上者於後々年不可有相違者也、仍売券状如件、

天文五輛六月廿八日

侍眞

宗寛（花押）

龍泉

宗怡（花押）

養徳侍眞

宗俣（花押）

とあり、「龍泉 宗怡（花押）」とあり、龍泉軒主として宗怡の連署がある。宗怡の名前、及び侍眞の宗寛について、他の文書で、松源院や大用庵、また如意庵主として署名がみられ、それと同一人物と考えられる（15）。

この二人が龍泉派僧と確定することは難しいが、龍泉派派祖の塔所を冠していること、また松源院といった四派が創建した塔頭以外に住する人物であることからすると、龍泉派の可能性は高いと思われる。

派祖陽峰宗韶が自ら龍泉軒主として署名したものは殆ど見あたららず、また陽峰宗韶の弟子達が、龍泉軒（庵）主として署名したのも少なく、大徳寺内における龍泉派門派としての動向を捉えることは難しい。では、大徳寺内で一門派として確立・認識されることになる契機はどこにあるのだろうか。その点を考えてみたい。

第二節 龍泉派の関東進出・展開

龍泉派の活動の特徴としては、関東にその拠点をもっていたことがあげられるだろう。すでに、岩崎宗純氏が「大徳寺関東龍泉派」として捉えていることは先にも述べた通りで、相模国箱根に創建された後北条氏の菩提寺である早雲寺を中心に、大徳寺の龍泉派が関東に進出し活動していたことは明らかにされている（16）。

ここでは、龍泉派の門派として確立する契機を探る一つとして、改めて大徳寺派の関東進出を考察してみたい。

一、早雲寺の開創と以天宗清

大徳寺派が関東へ進出した契機について、その詳細を知ることには非常に困難である。

先行研究では、古記録によつて大永元年（一五二一）に建立とあるが、これ以前にすでに早雲庵が建立されており、北条早雲によつて以天宗清が招請され、庵居していたのではないかとの説もある（17）。北条早雲は永正十六年（一五一九）に没しており、次代の氏綱によつて早雲寺に寺領寄進があり（18）、大永元年以降に早雲寺としての伽藍が成つたと考えられている。

早雲寺開山の以天宗清は陽峰宗韶の法孫で、大徳寺八三世である。陽峰の法系を嗣ぐ者達、つまり龍泉派僧に

よる大徳寺山内での活動は、先にも触れたように知ることは難しい中で、以天宗清は注目すべき龍泉派僧の一人である。陽峰宗韶の法嗣東海宗朝の弟子が以天宗清である。以天が早雲寺の開山となっており、その詳細は、すでに岩崎氏が詳述されている(19)が、改めて、大徳寺内と早雲寺との双方における動向を考察することにした。

以天は東海宗朝の法嗣で、山城国の人である。大徳寺には二度住持している。また龍泉庵の二世でもある。文明四年(一四七二)に生まれ、世寿八十三で、天文二十三年(一五五四)正月十九日に示寂する(20)。大徳寺山内において、以天宗清は文龜三年(一五〇三)に大徳寺納所をつとめ(21)、その後は、大永二年(一五二二)四月二一日に大徳寺出世しており、天文一四年にも大徳寺住持を勤めていたことが確認できる(22)。

以天宗清が北条早雲の子の北条氏綱に招請されて早雲寺を開創したのは、早雲の死後、大永元年頃という。以天宗清が招請された経緯を明らかにすることは難しく、早雲が存命中の永正年間に相模国へ行っており、早雲寺の前身となる寺庵が創建されていた事が指摘されている(23)。

二、春松院の創建

早雲寺の塔頭には、氏綱の菩提所として春松院(24)があるが、これは以天宗清が大永年間に創建した寿塔と岩崎氏は推察する(25)。

改めて春松院の創建に関してしてみると、以天宗清が春松院を号して連署しているものがあるなかで、管見の限りでは大永二年(一五二二)十一月十一日の日付で、大徳寺の入院官銭額を定めた規式において、大徳寺住持古岳宗亘等をはじめ一八名の署名があるなかに、「春松院 宗清(花押)」と署名があるものが早いだろう(26)。このことから、少なくとも大永二年では「春松院」が存在していたと考えてよいだろう。また、大徳寺山内にあったとは限らず(27)相模国での以天宗清の居所であったことは十分に考えられるので、この「春松院 宗清(花

押)」は相模国の春松院を塔所とする以天宗清が、この時には大徳寺山内に居し、連署したものと考えられる。岩崎氏は大永年間中とし、特に大永七年に確認できる例をあげているが(28)、それよりも少し前から確認できるのである。

また、このような連署で以天が自ら「春松」と書したのではないが、永正十二年(一五一五)二月二十九日に、悦溪宗恣が奉勅入寺した際の入寺法語の謝詞に、

謝詞 開堂之、次共惟春松堂上大和尚法窟頭角、宗門爪牙、激龍泉之一派、則源深流長、受松源之余流、則智大見遠耶、茲承辱鳴犍椎以臨乱道之法□、下座必致百拜伸謝之誠、仰願慈悲恩照、(29)

とみえ、「春松堂上大和尚」「宗門爪牙、激龍泉之一派」とあり、「春松」という寺院、または庵、軒の住持で、龍泉派の者がいたことが考えられる。それにあたる人物として以天宗清の可能性が高いと思われる(30)。

これらのことからすると、以天宗清はすでに「春松」と号する塔所をもっていたとも推測でき、大永以前、永正年間以前から相模国へ下っていたと考えることは難くない。また、以天宗清は、相模国と京都とをあまり長い間隔をあげずに往来していたとも考えられ、中央と地方の双方の寺院運営を支えていたと思われる。

第三節 龍泉派の大徳寺住持輩出

京都から離れ、相模国の早雲寺を拠点に活動した龍泉派は、どのようにして大徳寺運営に関わっていたのだろうか。その一つが大徳寺住持を輩出することである。大徳寺住持の輩出は、四派祖の出現以降は、次第に四派のうち龍源派、大仙派、龍泉派の三派から輩出されるようになるのが特徴である(31)。ここでは、龍泉派の輩出

に注目して見てみることにする。特に、派祖陽峰宗韶の出世から、天正一八年までに区切ってみてみることにしたい（32）。

永正元年（一五〇四）三月に大徳寺七〇世陽峰宗韶が住持となって以降、天正一八年までの間に大徳寺住持となった龍泉派僧は一五名いる。岩崎氏は早雲寺六世大岫宗初、八世梅隱宗香が居成であったことから「早雲寺住持の大徳寺出世が多くの場合居成ではなかったか、と推察」している。岩崎氏の分析は早雲寺住持に注目したもののだが、ここでは、改めて龍泉派の歴代住持について考察し、実際に居成がどれだけいたのか等を確認、分析してみたい。

一、奉勅入寺（入寺・入院）

二章でもみたように、大徳寺入寺には、入寺式を行って住持となる入寺（入院）と、実際に入寺することなく「前住大徳」の号を得る入寺（居成）に分けられる。そこで龍泉派僧の住持について、入寺・居成を分けて考察することにする。表C参照。

二章でも考察した通り、大徳寺住持は、天皇の綸旨が出され入院する。そして、実際に入寺する際には入寺式が行われるが、その際には朝廷より勅使が派遣される。そうした入寺について、『御湯殿上日記』で「じゅゑん（入院）」とあることは確認したが、その入寺のことを、大徳寺の歴代住持が記されている『龍宝山大徳禅寺世譜』（以降『世譜』）では「奉勅入寺」と記されることが多いので、奉勅入寺と称したい。

派祖陽峰宗韶以降の龍泉派僧で、奉勅入寺にあたるのは大徳寺七三世東海宗朝（33）、九三世以天宗清（34）、九五世大室宗碩（35）、九九世松喬宗佺（36）で、九九世松喬宗佺の入院に関しては、山科言継が、天文十四年九月十九日に、

十九日、乙卯、天晴（中略）大徳寺へ入院見物に罷向、龍翔寺、興林等見物了（37）

と大徳寺の入院の見物をし、大徳寺に移建再興された龍翔寺と、興林（臨）院等を見物したことが記されており、実際に入寺式が行われている（38）。この一ヶ月後になるが、『御湯殿上日記』天文一四年十月十四日条に、

十四日。むらさきの（紫野・大徳寺）ち（長老）やうらう（松喬宗任）せん（勅書）にちよく書を下されて。かたしけなきよし申て。御れいにまいらるゝ。御たいめんあり。ひき。御あふきしん上申さるゝ。

（後略）

とあり、紫野大徳寺の長老である松喬宗任が勅書の御札として参内し、その際には天皇とご対面があり、また御札物として引合と扇を進上している。入寺から一ヶ月経つてはいるが、その御札物などは大徳寺住持の御札の際によく進上物としてみられるものであることなどから、入院の勅許の御札であると考えられる。この後、天文一四年十一月五日では、大徳寺住持を退き、大用庵の庵主となっており（39）、松喬宗任が天文四年九月以降は大徳寺内にいたことが確認できる。

二、居成

入寺式を行つての入院と違い、入寺式を行わず実際に住持することなく「前任大徳」を得る居成での出世が多かったとの指摘のある早雲寺歴代住持僧だが（40）、ここでは改めて龍泉派僧の大徳寺住持の居成を確認してみたい。

先に見た龍泉派から輩出された大徳寺住持で、入院は四人だったが、派祖の陽峰宗韶、千林宗桂、南岑宗菊、明叟宗普、大岫宗初、万仞宗松、梅隱宗香、準叟宗範、鍊叔宗鉄、希叟宗罕、太翁宗安の十一名は居成である。このうち、陽峰宗韶と千林宗桂以外は早雲寺歴代住持であり、また鍊叔宗鉄は再住している。

この居成での入寺のうち、『御湯殿上日記』で確認できるものは次の三人である。

① 一一三世明叟宗普（早雲寺五世）

元龜二年（一五七一）に入院しているが、『御湯殿上日記』元龜二年六月二〇日条に、

廿日。（前略）むらさきのゝし（入院）ゆゑん（居成）いなるのよし。くわんしゆ寺中納言ひろう。さ（相模国）かみのくにのものゝよし申さるゝ。御心えのよしあり。（41）

とあって、入院が居成であり、それが相模国の者であることが伝えられている。『世譜』には入院の日付は年号のみ記されており、また『御湯殿上日記』でも僧名が記されていないが、大徳寺の歴代住持で元龜二年に居成で入院しているのは明叟宗普が該当するので、これは明叟宗普の居成であると考えてよい。

② 一一四世大岫宗初（早雲寺六世）

元龜三年（一五七二）三月十二日出世の大岫宗初の事は、『御湯殿上日記』の元龜三年三月十二日条で、

十二日。（前略）むらさ（吹）きの（状）カ（居成）によりす（吹）いき（状）よし（居成）やうま（居成）いる。い（居成）なりなる（居成）（りカ）。くわん中申さるゝ

（42）。

と、朝廷に吹挙状が出され、入院が居成であることが伝えられている。その後、十四日に、

十四日。むらさきの大とく寺よりい^{居成の}なりの御^{御礼}れいにきやうそく。こたかたんしまいる。(中略) いなりの人^{東国の人}とうこくの人とて。いなかにてさん^{参内}たいはなし。くわんしゆ寺中納言ひろう(43)。

と、居成の御礼に脇息と小高檀紙が進上されているが、居成の僧が東国の人であり、田舎に在住中なので参内がないことを勧修寺中納言晴右が伝えている。

③ 一一八世梅隱宗香(早雲寺八世)

天正元年(一五七三)十月十日に出世の梅隱宗香については、『御湯殿上日記』天正元年十月十日条で、

十日。(前略) む^{柴野大徳寺}らさきの大とく寺い^{居成}なりのすいきよしやうまいる(44)。

と、朝廷に居成の吹挙状が進上されていることが確認できる。

龍泉派僧の大徳寺出世に関して全てではないが、『御湯殿上日記』で確認できたものについては居成であること、また、相模国、もしくは東国と在住場所も伝えられている。

また、『御湯殿上日記』の記事には、確定は難しいが、おそらく大徳寺一一六世(早雲寺七世)万俣宗松の出世と考えられるものがあるので、それについて検討してみよう。

万俣宗松については『世譜』でも詳細は記されておらず、南岑宗菊の法嗣、濃州の人、早雲寺の七世で、天正

五年六月二日示寂を知るのみで、出世については未詳である。大徳寺出世については、『位次』や『前任籍』で居成と明記されているので、居成であることは間違いない(45)。

後にも触れるが、この万俣宗松の居成の入寺官銭が元龜三年十二月二日付の「大徳寺并諸塔頭金銀米銭出米納下帳」(46)に「六月十四日 四十四文目壹枚 万俣和尚職銭」とみられることから、元龜三年に大徳寺住持となっていると考えられる。

また、この日付の直前に、朝廷へ居成の吹挙状及び御礼が進上されたことが『御湯殿上日記』元龜三年五月十四日条と十七日条に見られる。

十四日。ことなることなし。むらさきのよりいなり(居成)とて。す(吹)いきよしやうくわんしゆ寺よりまいる。御心へ(美濃の人)のよしあり。みのゝ人のよしあり。

十七日。(前略)むらさきのよりいなり(居成)の御(御)れい。とんす。こたかまいる。くわんしゆもちてなかはしまて御まいり(47)。

とある。五月十四日に紫野大徳寺より居成の吹挙状が出され、それに対する天皇の御心得があり、十七日に、居成の御礼が朝廷に進上されている。

同じ元龜三年で、先の大岫宗初その他に出世した僧がおり、『世譜』によると一一五世南英宗頓が元龜三年六月二十一日に出世したことが記されている。南英宗頓はこの後、天正十年に再住開堂とあるので、この元龜三年は居成であると思われる。このことを踏まえると、『御湯殿上日記』の記事は、南英宗頓の可能性も完全には否定しきれないが、南英宗頓の出世が六月二十一日であること、また吹挙状の進上のすぐ後に御礼物を進上をし、朝

廷に対して一連の居成入寺の手続きが行われていることから、元龜三年五月十四日から十七日が居成出世日と確定することができる。このことから考えて南英宗頼の可能性は低い。

とすれば、「納下帳」に金納分として、元龜三年六月十四日の日付で万俣宗松の入寺職銭が記載されていることと関連して、歴代住持の世代が前後することにはなってしまうが、どちらかといえば、この五月の居成出世は、万俣宗松であると考えられる。

以上の他に、『御湯殿上日記』に記載がないが、勸修寺晴右の日記をみると、永祿八年（一五六五）五月二十八日、二十九日条に、

廿八日 天晴、大徳寺入院申入、勅許、以長橋披露、

廿九日 天晴、大徳寺住持 綸旨廿八日之分_三相調候て遣之、伝奏へ弍百疋、奏者二十疋、書出へ百疋、

同奏者二十疋、（後略）（48）

とあって、廿八日に大徳寺入院の勅許が出され、翌日に綸旨が整えられており、伝奏らへの御札銭があったことが記されている。これは、『世譜』などの出世日と照合すると、居成出世である龍泉派の一一〇世南岑宗菊（早雲寺四世）の事であろう。

龍泉派からの大徳寺住持の輩出の実態を明確にしてみたが、改めて居成での入寺の方が多く見られることが確認できた。この点においては先学の指摘のある通りといえる。特に以天宗清が相模国早雲寺の第一世となって以後、千林宗桂を除いて、大徳寺歴代住持につく龍泉派僧は早雲寺の住持となったが者は多いが、しかし、それ以前から居成がみられること、また早雲寺住持の中には奉勅での入寺をしているものも少なからずいることから、居成が多い理由を遠方であることのみで説明することは難しいだろう。その点に関して、次節で考えてみたい。

第四節 龍泉派と檀越

前節でみたように、龍泉派から輩出された大徳寺の歴代住持に、早雲寺歴代住持僧が多いことは明らかであるが、その全ての僧があてはまるわけではないこと、また二章でもみたように、大徳寺の居成住持は、龍泉派を含め北派や南派からも輩出されており、龍泉派に限ったことではなかったことも含めて、改めて早雲寺住持の居成での大徳寺入寺について再考が必要となるだろう。

龍泉派僧は檀越外護者である後北条氏の菩提寺である早雲寺を運営し、住持となっていることから、外護者との関係性は密接であることは明かである。その関係性によって、大徳寺住持を輩出するにあたっては、外護者後北条氏の意向が少なからずあったことは考えられることから、外護者後北条氏との関係性に注目しながら考察したい。

一、早雲寺住持僧の大徳寺出世

龍泉派の大徳寺入寺輩出は、早雲寺の住持を経てからなっていたと考えられる。早雲寺の住持に関して、永禄十一年七月六日付で北條氏政の判物が出されている。

早雲寺住持職之事

右輪番一廻持ニ相定畢、任ニ先輩ニ從ニ当年八月朔日ニ明叟座元為ニ初住ニ間、来年八月朔日被ニ請取ニ寺中之掟等無ニ相違ニ様ニ可レ致レ申ニ付ニ状如レ件、

永禄十一年歳七月六日 氏政（花押）

と、早雲寺住持職について、檀越の北條氏政から、輪番一廻りと定まっていること、また当年八月朔日からは明叟（宗普）座元が初住であるので、来年八月昨日からは万俣（宗松）座元がなるようにとある。早雲寺の住持職が輪番で一年交代であったことがわかる。また、彼らが「座元」（首座・禅林で衆僧中の首位）と称されていることから大徳寺へ入寺以前であることもわかる。

二、龍泉派僧の居成職銭の納入

大徳寺に入寺する際、その入寺官銭を納入せねばならず、その納入先は大徳寺である。二章で考察したが、改めて大徳寺の官銭について、史料を提示して確認しておくことにする。官銭額には、入院と居成とで額が違い、それは大徳寺の役者塔主等の連署による規式によって定められており、

定

- 一、入院之事、於_二当座_一五十貫文可_レ被_レ納、又五十貫文者一回之内仁可_レ被_レ納_レ之、
 - 一、居成職銭之事、於_二当座_一百五十貫文可_レ被_レ納_レ之、
- 右兩条之旨、若於_二相違_一者、請状不_レ可_レ出_レ之者也、仍衆評如_レ件、

大永二年壬午十一月十一日

納所

宗峯（花押）

徳禅寺

如意侍眞

紹派（花押）

宗養（花押）

春松院

宗清 (花押)

龍源侍眞

宗恕 (花押)

宗半 (花押)

晶光庵

維那

宗悉 (花押)

宗通 (花押)

宗諳 (花押)

住山

真珠侍眞

宗亘 (花押)

宗興

紹琢 (花押)

宗祥 (花押)

侍眞

宗條 (花押)

太清院

松源院

宗某 (花押)

宗寛 (花押)

宗全 (花押)

大用庵

宗怡 (花押) (50)

とあつて、入院が五十貫文、居成が百五十貫文と官錢額が定められている。この大徳寺入寺の官錢は、大徳寺へ納入される。この事を確認した上で、次に元龜三年の入寺官錢に関して、その入寺が龍泉派僧の居成であること、またその官錢の納入に注目してみたい。これは、本節一項で触れた万仟宗松の大徳寺への居成出世に関するものである。

元龜三年十二月二日付の「大徳寺并諸塔頭金銀米錢出米納下帳」(以下「納下帳」と略す)(51)を見ると、

金納分として職銭が書き上げられている。その部分は次の通りである。

(前略)

金納 但従方丈借

六月八日

四拾四文目三分 数七ツ 泰岫和尚職銭 瑞峯預り分

同日

四拾四文目壹分 壹枚 同前

六月十四日

四拾四文目 壹枚 万仞和尚職銭

同日

式拾壹文目四分 数貳ツ 同前(此外貳拾貳文目四分ハ納所方へ被遣之)

六月廿日

貳拾七文目貳分 数貳ツ 同前 大仙預り分

同廿五日

四拾四文目 泰岫和尚職銭 龍源預り分

已上貳百貳拾五文目

此内

四文目四分

勸修寺殿江御音信使番存之、

壹分四厘

扇貳十九本ヲ以テ常住納所方江渡之、

以上四文目五分四厘

定借貳百貳拾目四分六厘

(後略)

「納下帳」の金納として書き上げられているが、注目したいのは、「金納 但從方丈借」とあること、また「泰岫(大岫宗初)和尚職錢 瑞峯預り分」や「万仞(万仞宗松)和尚職錢 龍源預り分」と書き上げられていることである。

まず、二人の和尚の職錢からみてみよう。

この「職錢」とは、大徳寺入寺の際の入寺官錢の事であり、「泰岫和尚」とは元龜三年三月に居成出世した龍泉派の大岫宗初(大徳寺一一四世)(52)の入寺にともなう居成官錢であることは間違いない。

一方、「万仞和尚」とは万仞宗松(大徳寺一一六世)のことであると考えられる。先にも見たように、この元龜三年の「納下帳」に、「六月十四日」の日付とともに「万仞和尚職錢」とあることから、万仞宗松は元龜三年の五月十四日頃に居成出世したと考えてよいだろう。二人はともに、龍泉派の法系に属し、大岫宗初が早雲寺六世、万仞宗松が早雲寺七世となっている。

二人とも居成であったことは確実であることから、ここに書き上げられている入寺官錢は、居成官錢ということになる。居成の官錢額は、先にあげた規式により、「居成一五〇貫文」と決められている。ここでは金納で相当額を納入していると考えられる(53)。

また、そのうちから勸修寺殿への使番の御礼、また扇二十九本を常住納所へ渡していることから、大徳寺では、

官銭として納められたものうちから、取次の者への御礼銭、また朝廷への御礼物が出されていたことも伺える。しかし、ここで注意すべきは、「但従方丈借」とあることで、これらの官銭は実際には大徳寺に納められておらず、加えて、六月八日の分では、「瑞峯預り分」や六月廿日で「大仙預り分」、同月二十五日に「龍源預り分」とあって、大徳寺塔頭の瑞峯院（南派）、大仙院（北派）、龍源院（南派）の各塔頭の預かり、つまりは塔頭から借りているのである。

これらのことから、元龜三年に居成で入寺した大岫宗初と万仞宗松の居成官銭は、金納ではあっても、方丈に借金している、つまり未納入である。しかも、一部は塔頭の預かり、則ち塔頭より借りている状態であるが、それをもって大徳寺に納入しているわけではないので、借りた金は大岫宗初、万仞宗松らが保持していると考えられるのである。

これらのことをどのように考えることができるだろうか。

推察になるが、この時の二人の出世にともなう居成官銭は、早雲寺へもたらされたもの、さらにはその檀越外護者すなわち後北条氏側にもたらされたものとして考える事はできないだろうか。

「納下帳」に記載された二人が共に早雲寺の住持にもなっている龍泉派僧であり、檀越の後北条氏との関係も密接であり、早雲寺の住持職に対する北条氏政の判物など、菩提寺運営に対する北条氏側の関心も伺える。このことからすると、大徳寺に支払うべき居成官銭のうち、全額ではないにしろ少なからず外護者からの支援が期待できそうなものである。しかし、それが無かったのか、実際には官銭が支払われておらず、塔頭から借りるような状況である。僧侶側に見れば、大徳寺と塔頭の双方に借りており、二重に借金をしている状態といえるだろう。では、僧等の手元にある未納入の官銭はどうなっているのか。

この元龜三年の後北条氏に関する事柄として注目できることは、三代北條氏康の菩提寺建立があげられる。元龜三年（一五七二）九月に、

為_二大聖院菩提所_一一院建立、住持職之事、奉_レ任候、并相州西郡飯泉郷肥田分百貫文地令_二寄進_一候、諸役令_二停止_一候、於_二後代_一不_レ可_レ有_二相違_一者也、仍状如_レ件、

元龜三年九月三日

平氏政（花押）

明叟和尚

侍衣閣下（54）

と、大聖院（北條氏康）の菩提所建立があり、寺領寄進がされている。住持は明叟和尚つまり早雲寺五世であり、また元龜二年に大徳寺出世した明叟宗普に任じられている。

直接的にこの菩提寺建立と住持輩出を結びつける事は難しいが、龍泉派僧の大徳寺住持輩出の状況や、この元龜三年に龍泉派の二人が居成出世していることなどから考えると、建立の費用捻出と全く無関係ではないように思われるのである。後北条氏にとって、早雲寺およびその近隣に在住する龍泉派僧を大徳寺に居成出世させることによつて、居成官銭という名目で大徳寺塔頭より金銭を借りる手段となつていたことも考えられるのではないだろうか。

おわりに

大徳寺、特に龍泉派の大徳寺内と地方の双方での活動、大徳寺への入寺に注目しながら考察してきた。本節をまとめて締めくくりたい。

大徳寺四派の一つとして門派グループが成立した龍泉派の特徴は、大徳寺から遠く離れ東国に進出したことにある。後北条氏の外護得て早雲寺を創建し、そこを門派僧によって独自の運営、展開をすることで一門派としての結束を強めたといえ、龍泉派に属する門派僧たち自身の認識にも影響しただろう。大徳寺の山内にあつては、その門派としての存在や拠点となる山内塔頭の運営、また寺院運営への直接的な関与について、積極的な面を伺うことは難しい。しかし東国を拠点にしつつも、大徳寺住持を輩出したことで、大徳寺運営に関わる一門派として認識され、大徳寺四派の一つとして確立することになったのではなからうか。

一方で、外護者たる後北条氏にとっては、大徳寺龍泉派僧との関係は、早雲以来の関係にあり、龍泉派僧を開山として菩提寺を創建することで、師檀関係を密に結んでいたといえる。菩提寺運営にとって龍泉派僧は重要な存在であつたことは間違いない。北条早雲以来の帰依や信仰があつたことはいうまでもないが、加えて、龍泉派僧らのもう一つの活動場所である大徳寺は、後北条氏にとって経済的に無視し得ない寺院として意識されていたと考えられることから、後北条氏にとって龍泉派を外護することで得られるものは少なくなかつたと思われる。それは、早雲寺住持僧らの大徳寺住持輩出から伺える。大徳寺は朝廷の勅許によつてなる故に、朝廷と直接つながる寺院である。しかし、菩提寺を運営する龍泉派僧らから住持輩出は行われるが、それに対する後北条氏の関与が積極的にあつたとは言い難い。勿論、早雲寺が後奈良天皇の勅により勅願寺化されたことは、後北条氏が菩提寺の寺格上昇を朝廷に求めたからであり、また少なからず早雲寺住持僧から大徳寺住持を輩出する事で、彼らが「前住大徳寺」と紫衣の称号を得て菩提寺の運営に関わることなどから、朝廷を全く重視していなかつたとは言えないだろう。

しかし、龍泉派僧の大徳寺住持輩出状況、またその際の入寺官銭の納入状況から鑑みれば、早雲寺住持僧に「前住大徳」及び紫衣を求め、またそれに付随する入寺官銭、朝廷への入寺勅許の御礼などを通して朝廷へ接近、関与する事への関心が高かつたようには見受けられない。檀越外護者たる後北条氏は、龍泉派僧らを通して大徳寺

及び塔頭寺院の有する経済的・文化的なネットワークによって得られるものに寄せる期待の方が大きかったと思われる。

【註】

(1) 大徳寺の堺進出について、上田純一氏の「大応派横岳派の展開と大徳寺派の堺進出をめぐって」(『九州中世禅宗史の研究』第二章第三節)によってその経緯が明らかにされている。また三好氏との関係など、天野忠幸氏の「戦国期の宗教秩序の変容と三好氏」(『織豊期研究』第十二号、二〇一〇年十月)の研究等がある。

(2) 『宝山外志』(『史料大徳寺の歴史』参考資料編収載)。

(3) 「後北条氏と宗教―大徳寺関東龍泉派の成立とその展開―」(佐脇栄智編『戦国大名論集8 後北条氏の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出『小田原地方史研究』五、一九七三年)。

(4) 天野忠幸「戦国期の宗教秩序の変容と三好氏」(『織豊期研究』第十二号、二〇一〇年十月)、田中博美「茶道大成期における堺と南宗寺の位置」(茶道学体系2『茶道の歴史』淡交社)。

(5) 天文十三年(一五四四)八月六日の日付のある「山城大宮郷井水普請文書案」(『大徳寺文書之別集 眞珠庵文書之五』五三五号『大日本古文書』東京大学出版会)で「龍泉軒」とある。

(6) 元和元年(一六一五年)七月晦日の日付の「大徳寺住持塔主等連署所領支配目録案」(『大徳寺文書別集 眞珠庵文書之一』一四一号)。

(7) 寛永十年(一六三三)六月日「眞珠庵領田島指出帳」(『大徳寺文書之別集 眞珠文書之六』八六三号)。

- (8) 年号は不詳であるが「大徳寺塔頭注文」(『大徳寺文書之七』二四九五号(『大日本古文書 家わけ第十七』)で「大用庵 龍泉軒 太清軒」とあげられている。
- (9) 『大徳寺誌』(『史料大徳寺の歴史』参考資料)。
- (10) 『大徳寺文書之六』二一四〇号「如意庵宗韶陽峰等連署名主職賣券」。
- (11) 延徳三年では『大徳寺文書之二』八四四号「大徳寺塔頭敷地文書」のうち「長老役者連署渡状案」、延徳四年では『大徳寺文書』八四四号のうち「住持長老役者連署渡状」。で如意庵主として連署している。
- (12) 『大徳寺文書之一』四一二号「徳禅寺領播磨大塩庄内寺田村内検帳」。
- (13) 永正三年(一五〇六)『大徳寺文書之七』二四六八号「大徳寺塔主等連署壁書」、二四六九号「大徳寺役者塔主等連署壁書」、二四七〇号「大徳寺役者塔主等連署壁書」や永正四年(『真珠庵文書之七』九六一号)。
- (14) 『大徳寺文書之十二』三〇四一号「大徳寺塔主等連署書状案」。
- (15) 例えば、享禄元年(一五二八)十二月五日の「大徳寺役者塔主等連署規式」(『大徳寺文書』二四七五号)の署名で、宗怡「如意庵 宗怡(花押)」とあり、宗寛は「大用庵 宗寛(花押)」とあることが確認できる。
- (16) 岩崎宗純「後北条氏と宗教―大徳寺関東龍泉派の成立とその展開―」(佐脇栄智編『戦国大名論集八後北条氏の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出『小田原地方史研究』五、一九七三年)
- (17) 岩崎宗純「後北条氏と宗教」、玉村竹二「大徳寺の歴史」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年)。
- (18) 『早雲寺文書 一』六「北條氏綱寺領寄進状」(『箱根の文化財』第五号) 以下同。
- (19) 岩崎宗純「後北条氏と宗教」。

- (20) 『龍宝山大徳禅寺世譜』以天宗清の項。
- (21) 『世譜』以天宗清、『大徳寺文書之七』二三一八号「龍翔寺開山貳百年忌納下帳この時、三一才。
- (22) 『松喬宗任語録』（『大徳寺禅語録集成』三卷）に嗣香で「前住当山現住昇雲特賜正宗大隆禅師以天老」とあり、現住とあることから、その時の住持が以天宗清であったと思われる。同様の表記は、伝庵宗器の入寺の際の嗣香で「前住当山現住大仙特賜仏心正統禅師古岳老漢」とある。この時、享禄元年で、三月では休翁宗万が住持であったが（『大徳寺文書』二八〇七号）、伝庵宗器の入寺が四月であるので、その頃には古岳宗亘が住持であったと考えられ、十二月五日の大徳寺役者連署で大徳寺住持として古岳宗亘の連署が確認できる（『大徳寺文書』二四七五号）。
- (23) 岩崎宗純「後北条氏と宗教―大徳寺関東龍泉派の成立とその展開」、玉村竹二「大徳寺の歴史」（『日本禅宗史論集』）。
- (24) 『大徳寺諸末寺志』（『史料大徳寺の歴史』所収）。
- (25) 岩崎宗純「後北条氏と宗教―大徳寺関東龍泉派の成立とその展開」。
- (26) 『大徳寺文書之七』二四七二号「大徳寺役者塔主等連署規式」。
- (27) 大徳寺の連署において、山内の塔頭以外の塔頭名を冠して署名している例は多々見られる。例えば、文龜元年（一五〇一）八月二十一日付の「大徳寺役者塔主等連署規式」では「龍安寺 禅傑（花押）」（『大徳寺文書』二四六六号）とあり、弘治三年四月二十一日付の「大徳寺役者塔主等連署規式」（『大徳寺文書』二四八〇号）では、「陽春庵 宗顯」や「南宗寺 宗套」の署名があり、どちらの寺庵も堺であって、連署する僧侶の在住庵が冠されており、それは大徳寺山内に限らない。大徳寺の規式の連署からは、連署する寺、院、庵が決まっているのではなく、連署に加わる役割を担う僧が決まっているようである。
- (28) 岩崎宗純氏は大永年間の事とし、以天宗清の書した讃語で、大永七年の日付があるものを記されている「後

北条氏と宗教」。

(29) 「佛照大鏡禪師悅溪和尚語録」(『大徳寺禪語録集成』第三卷、法藏館、一九八九年)。「謝詞」僧衆に謝意を述べる言葉(『禅学大辞典』大修館書店、一九七八年、参照。)

(30) 龍泉の門派とすれば、陽峰宗韶では永正九年七月二十六日に没、東海宗朝は永正十五年十一月二十日に没する。東海宗朝が「春松堂上大和尚」と称されたかは不明。

(31) 真珠庵派は、派祖の一休宗純が出て以降、その法嗣が住持にならないことが門派の特徴である。

(32) 龍泉派の檀越外護者である後北条氏が、天正十八年、小田原合戦により、小田原城を出ることになるが、その年までの龍泉派を見てみたい。

(33) 『世譜』東海宗朝の項。

(34) 『世譜』以天宗清の項。

(35) 『世譜』大室宗碩の項。

(36) 『世譜』松齋宗全の項。

(37) 『言継卿記』天文十四年九月十九日条。

(38) 松齋宗全の入寺の法語が残っており(『松齋宗全語録』(『大徳寺禪語録集成』)で、勅使香に「為勅使尊官左中弁」とあって、広橋国光(『弁官補任』天文十四年)が勅使であったことがわかる。

(39) 『大徳寺文書之十二』三〇四一号「大徳寺役者等連署書状案」。

(40) 岩崎宗純「後北条氏の宗教」、『小田原市史』第一〇章「第二節小田原北条氏と宗教」岩崎宗純執筆。

(41) 『御湯殿上日記』元龜二年六月二十日条。

(42) 『御湯殿上日記』元龜三年三月十二日。

(43) 『御湯殿上日記』元龜三年三月十四日条。

- (44) 『御湯殿上日記』天正元年十月十日条。
- (45) 『世譜』万俣宗松の項。『龍宝山前住籍』（『大仙院文書』一八五号（統群書類従完成会、二〇〇〇年）、『龍宝山住持位次』（『統群書類従』第四輯下、統群書類従完成会）。
- (46) 『大徳寺文書之八』二五三三号「大徳寺并諸塔頭金銀米錢出米納下帳」。
- (47) 『御湯殿上日記』元龜三年五月十四日条。
- (48) 『晴右記』（『増補続史料大成』九）永禄八年五月二十八日、二十九日条。
- (49) 『早雲寺文書 一』一二「北條氏政判物」。
- (50) 『大徳寺文書之七』二四七二号「大徳寺役者塔主等連署規式」。
- (51) 『大徳寺文書之八』二五三三号「大徳寺并諸塔頭金銀米錢出米納下帳」。
- (52) 『世譜』大岫宗初の項。
- (53) 凡そ一五〇貫文程の職錢納入であると考えられる。この時、同じく納下帳の「金下行」の項目で、「七月三日 三文目三分米一石一斗二升五合十五石替分」また、「六月 三文目三分 同一石二斗七升五合十七石替分」とあって、金三文目が約一石で替えられている。また、同じく「米下行」で「七斗三升五合錢二貫八百貳拾六文買之、」とある。これらから、凡そ一石が三貫七百文程であるので、金四拾四文目では、凡そ五十三貫文ほどとなる。
- (54) 『早雲寺文書 一』一四「北條氏政判物」。

終章

四章にわたり中世後期の特に戦国期の禅宗、特に山隣派に注目して考察してきたが、改めて各章をまとめて締めくくりたい。

第一章では、日明交流の初期段階について検討した。特に義満が最初に派遣した遣明使（洪武七年・一三五四年）を中心に、一三七〇年代における日明の禅僧達の交流について、彼らの法系つまり門派などにも注視しながら考察した。ここでは当該時期の日明交流は自由で活発な交流があったことが浮き彫りになった。加えて大徳寺・妙心寺僧達の属する門派である大応派の禅僧達達による渡明の実態が確認でき、これより後の大徳寺による堺・九州地方へ進出との関連を考える上で重要であることが明らかになった。

交流の実態を考察するにあたり注目したのは、明の南京に所在し、五山之上の寺格を有し、また対外交渉においても重要な役割を担った大禅刹天界寺、また当時その住持であった季潭宗泐の法語である。特に彼が日本の禅僧の為に書したものを二つ取り上げた。

その一つは、従来から注目され、足利義満最初の遣明使メンバーを検討する上で看過できない「日本比丘浄業請為亡僧周寂等対霊小参」である。これは天界寺住持の季潭宗泐によって、渡海途中で亡くなった日本僧に対して修された仏事の際に述べられた法語である。亡き日本僧らの仏事が行われ、彼らは遣明使としてではなく参禅僧として受け入れていた事が伺える。最初の遣明使は国交を結ぶには至らなかったが、天界寺で季潭宗泐による日本僧の仏事が行われた事は日明交流にとって重要な意味をもつといえる。

もう一つは、季潭宗泐が日本僧南浦紹明（大応国師）の語録に対して書した叙文である。この叙文の注目点は、天界寺住持季潭宗泐が、洪武八年（一三七五）つまり最初の遣明使が入明した翌年に、南浦紹明の語録を読んだ

うえて叙文を書いていることである。

この語録は、南浦紹明の法嗣等により応安五年（一三七二）十二月に刊行された物で、これを明の季潭宗泐のもとへ持参する事ができるのは、南浦紹明の弟子達、つまり禅僧の名前に「宗」を系字とする大応派の禅僧であると考えられる。このことから、『太祖実録』洪武七年（一三五四）六月乙卯条等に「日本国僧宗嶽等七十一人、遊方至京」とあるのは、参禅目的で入明した一行であり、日本国僧宗嶽等とは、南浦紹明の語録を持参した大応派僧であり、博多・太宰府を拠点にしていた僧達である可能性があることを述べた。

これらのことから、当該時期では遣明船での入明に加え、遣明使とは別の日本禅僧一行による入明がみられ、禅僧達の自由で活発な交流があったといえるだろう。

二章では、戦国期における山隣派（大徳寺・妙心寺）の入寺・住持制度について検討した。禅宗寺院の中でも、天皇の勅許によって入寺する林下・山隣派寺院のうち、考察の対象としたのは、山隣派（大徳寺・妙心寺）で、その入寺数や入寺官銭納入などの実態、また朝廷と関係について考察した。

山隣派の入寺については、まず入寺に「入院」、「居成（居公文）」の入寺方法に加え、正親町天皇在位時期（一五七〇～一五八六）になって新たに「立成」という入寺方法の語句が見られるようになったこと、また入寺官銭は寺院に納入され、入寺勅許を出した朝廷に対しては御札を納入していたことを確認した。その御札に関しても、大徳寺内で入寺官銭額は入寺方法（入院・居成）の違いによって官銭額に（入院は五〇貫文、居成は一五〇貫文）規定があり、朝廷側でも入寺方法を把握しているが、朝廷へ納入される御札額に、「入院」「居成」の別による違いはみられないことから、朝廷と山隣派寺院側とは、経済的な相互扶助関係はみられないことは明らかである。

戦国期、とくに後奈良天皇・正親町天皇の在位時期における大徳寺・妙心寺のつまりは山隣派の入寺状況を分

析した。『御湯殿上日記』の記事を手掛かりに、まず両天皇在位時期に区分して、それぞれの天皇在位時期にみられる入寺方法、人数、御礼物を分析した。それにより、両天皇在位時期を通して、両寺で大きく違う点として居成出世者の輩出人数で妙心寺の方が多くいることが浮き彫りになった。この点に関する妙心寺の詳細な検討は今後の検討課題としたいが、朝廷にとつて、経済的相互扶助の関係にはなかったとはいえ、大徳寺よりも多くの居成出世者を輩出する妙心寺から得られる御礼納入には少なからず期待するものはあつたことを推察する。

また、正親町天皇在位時期になってみられる「立成」は、後奈良天皇在位時期から多くみられる「居成」ではない入寺の事である。しかし、「入院」と同意なのか、多少なりとも違いがあるのかについては今後さらに検討したい。少なくとも、このような従来「入院」と表してきた入寺について、「立成」といい分ける必要があるほど、居成での入寺が多かつた事、また朝廷としても、寺院側に結局は押し切られるとしても、居成が続くことに対し苦言を呈しており、朝廷として室町幕府とはまた別の寺院秩序を山隣派を中心にしてつくりあげようとしたのではないかと推察した。

三章では、大徳寺の地方展開について、戦国期の大徳寺内にみられるようになる四つの門派のうちの一つである真珠庵派に注目し、この門派による大徳寺内での活動、また一方で地方進出・展開、外護者の朝倉氏との関係について考察した。真珠庵派は一休宗純を派祖とし、彼の法嗣たちによるグループであるが、大徳寺山内の真珠庵と山城国薪にある酬恩庵を門派の拠点としつつ、一方で越前国では拠点寺院となる深岳寺を運営しながら、中央と地方との間を行き来して密接に結びながら活動していた。また朝倉氏側にとっては、単に信仰的な側面だけでなく、真珠庵派のもつ経済的・文化的な側面に注目したものであることを述べた。

真珠庵派の特徴として、大徳寺住持を輩出しない事があげられる。朝倉氏は真珠庵を菩提寺とする一方で、在地の朝倉氏菩提寺の深岳寺住持に招請するなど真珠庵派を外護する様相が見られる。また、朝倉氏一族の女性ら

が真珠庵に祠堂銭納入も確認できる。

また一方の真珠庵派の僧等は、真珠庵・酬恩庵を拠点にしつつ地子銭取得、祠堂銭運用をしながら、越前国から寺納を得て塔頭寺院運営を行っていた。この越前国と京都を結んでの寺納運搬、また真珠庵派僧の周辺には商人の存在が確認できること、また連歌師宗長との関係もみられる。

このことから、朝倉氏は真珠庵派を外護した事には、一休への信仰だけではなく、この門派と密接に関わる商人や文化人などの存在も含めて魅力的だったといえるだろう。

四章では、三章と同様に大徳寺の地方進出・展開の考察として、大徳寺四派の一つ、龍泉派に注目し、この門派の戦国期における大徳寺内での活動及び地方進出・展開について考察した。

龍泉派は相模国へ進出し、後北条氏を外護者にし早雲寺を地方拠点としながら活動した門派である。戦国期のこの門派については、大徳寺山内では派祖陽峰宗韶の塔所である龍泉軒があるが、他の三派のような門派拠点寺院としての様相はみられず、大徳寺内の四派以外の塔頭の塔主となって大徳寺運営に関わっていた。一方で大徳寺から遠く離れ、相模国で早雲寺を運営しつつ大徳寺住持を輩出することによって、一門派として確立・認識されることになったと考えられる。

また、後北条氏側が外護する理由として、外護する僧達から大徳寺住持輩出することで得られる「前任大徳」及び紫衣の称号に期待する事よりも、経済的な面で期待できる事があった点を示唆した。

具体的には、早雲寺住持となった龍泉派僧のうち、大徳寺に居成出世した二人の僧に注目した。二人とも同時期に大徳寺へ居成出世したが、その際に発生する居成官銭額のうち、いくらかの資金を大徳寺塔頭寺院から借りている。それにもかかわらず、本来大徳寺に納入すべき居成官銭を未納した状態であることから、後北条氏は彼らの官銭費用など入寺に関わる経費を補助したことは見受けられない。また、彼らの出世が後北条氏の新たな善

提寺創建時期と近い事などをふまえると、二人の龍泉派僧が塔頭から借りているにもかかわらず、大徳寺には未納分の居成官銭が、外護者のもとへ渡っている可能性があることを述べた。

これらのことから、後北条氏にとって大徳寺龍泉派僧の外護は、彼らを通して朝廷への接近が可能となることよりも、大徳寺の有する経済的、また文化的要素の方がより重要であったと思われる。

以上の事から、当該時期の禪宗、特に山隣派は、中央を拠点とし、室町幕府と対立することなく、一方で朝廷と密接に関わりながら、地方へも進出して大名や商人等を外護者し、政治・経済・文化に絶妙なバランス感覚で密接に関係し、影響を授受しながら展開していたといえる。

このように戦国期の仏教勢力において、法華宗や一向宗などとは違いかたちで展開した山隣派を、当該時期の禪宗勢力として捉えることができるものと考えられる。

（中世後期の社会と禅宗―戦国期における山隣派の展開を中心に―）

竹貫 友佳子

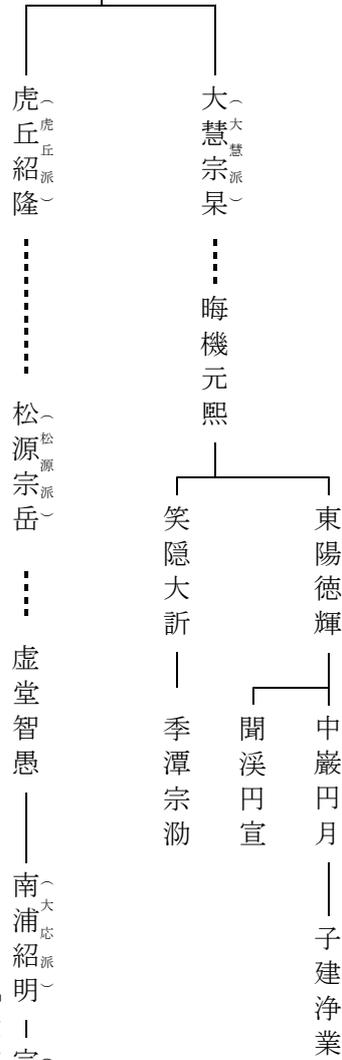
表・法系略図

《法系略図》

【中国禅僧】

【日本禅僧】

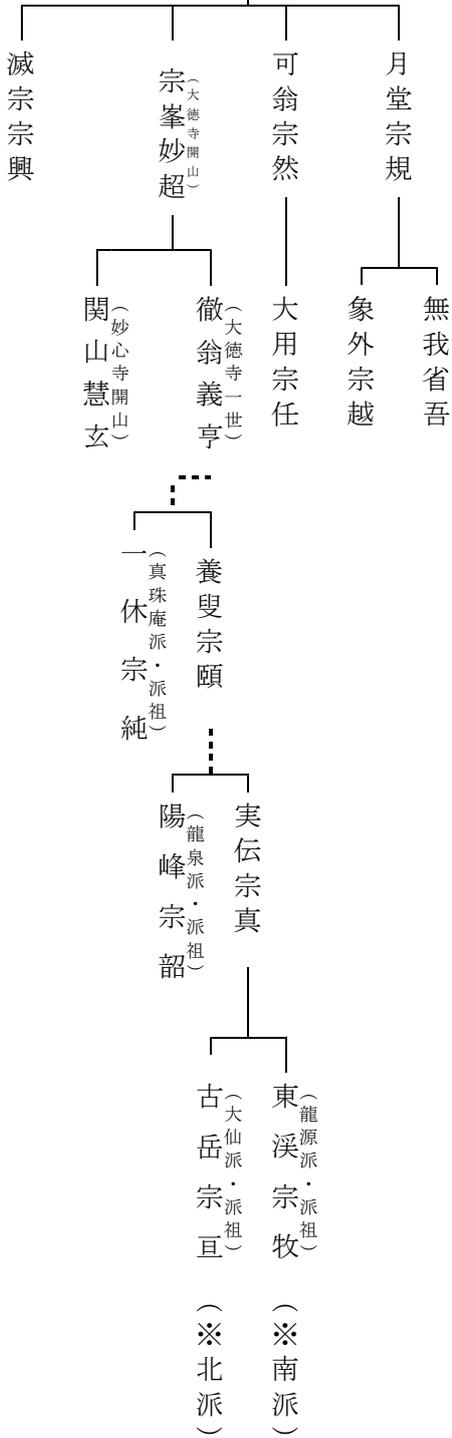
圓悟克勤



★【大応派】系図へ。

★【大応派】

南浦紹明
(大応国師)

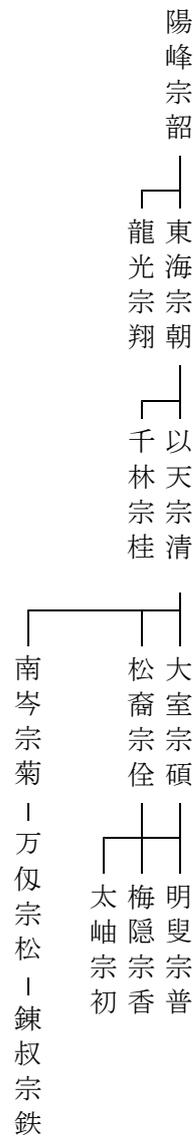


【大徳寺四派】

〔真珠庵派〕



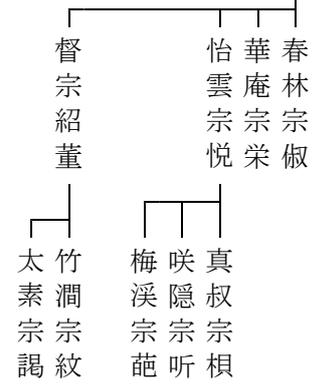
〔龍泉庵派〕



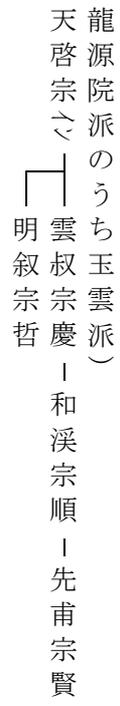
〔龍源院派〕 (通称・南派)



◇ (龍源院派のうち瑞峯派)



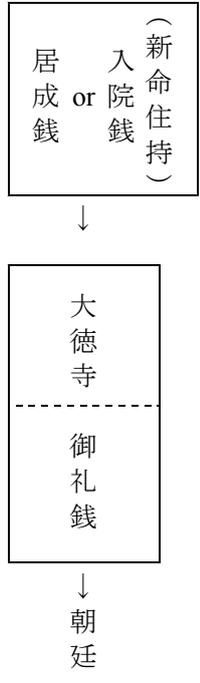
◆ (龍源院派のうち玉雲派)



〔大仙院派〕(通称・北派)



【山隣派の入寺職錢イメージ図】



(中世後期の社会と禅宗 —戦国期における山隣派の展開を中心に— 竹貫 友佳子)

表A① 『御湯殿上日記』にみる後奈良天皇在位時期の妙心寺入寺

元号	西暦	月日	入寺(入寺御礼)・人数	御礼
大永6	1526	6月21日	居成	小高檀紙・緞子進上
大永7	1527	11月23日	居成	
		11月27日	居成(居公文)御礼	香箱代五百疋、引合代百疋(11/23の御礼)
☆ 享禄3	1530	2月27日	入院	十帖、緞子代六百疋
		4月26日	居公文	香箱代六百疋、十帖、扇
享禄4	1531	12月15日	居成	
天文元	1532	9月23日	居成	五百疋
天文2	1533	8月29日	居成	六百疋
天文3	1534	4月5日	居成	六百疋
		7月11日	居成	
天文5	1536	4月13日	居成	六百疋
		6月4日	居成	六百疋
天文6	1537	12月9日	居成	
		12月20日	居成御礼	六百疋(12/9の御礼)
☆ 天文8	1539	3月23日	入院	御盆、香箱代六百疋
天文10	1541	5月28日	居成	六百疋
天文11	1542	6月2日	居成 2人	千二百疋(2人分)
天文16	1547	5月25日	居成	六百疋
		6月3日	新命住持御礼	緞子一段
		8月12日	居成	六百疋
☆ 天文19	1550	3月30日	入院御礼(入寺式は前日3/2)	
天文20	1551	8月13日	居成	御盆、香箱代四百疋
天文22	1553	3月16日	居成	緞子代六百疋
弘治3	1557	2月15日	居成 2人	いつもの如し
		3月21日	居成 3人	千八百疋
		5月11日	居成	六百疋
☆		5月26日	入院御礼	六百疋
		8月12日	居成	六百疋

☆入院 4人 居成 25人

※出典『御湯殿上日記』(『続群書類従 補遺』)

表A② 『御湯殿上日記』にみる正親町天皇在位時期の妙心寺入寺

元号	西暦	月日	『御湯殿上日記』本文	入院・居成・立成	
立成	永禄元年	1558	11月10日	十日。めうしん寺へいなりの事。かんろし申さるゝ。御返事あり。御代はしめの御事にてま いられ候ほどに。たちなりにとおほせられ候 へとも。色／＼きねん申され候まゝ。ちよきよ の御返事まいられ候。(後略)	居成 (「立成」)
		1558	11月17日	十七日。(前略)かんろしめうしん寺いなりの 事。なかはして申さるゝ。ちよきよあり。	居成勅許
	永禄3	1560	3月9日	九日。(前略)めうしん寺いなりの事。けふ御 かへりあり。色々申されてうけ文まいるまゝ御 心えのよしあり。	居成
		1560	6月15日	十五日。ことなる事なし。昨日せうみやう院と の御まいりのついてに。ふしみとのよりめうし ん寺いなりの事申さるゝよし申さるゝ。はやこ んと三人までいなりの事にて候ほどにとの御 事ながら。せうみやう院との。ふしみとのゝ はや御申候て。御れい文までまいり候まゝ。 このたひの事は御心え候よし。せうみやう院 へおほせられて。かんろしやかてなかはあし へめして。このいわれおほせられ。又寺へも 申され候へのよしおほせらるゝ。	居成
		1560	6月18日	十八日。(前略)かんろしより。めうしん寺いな りの事。ふしみとのより申され候て。御心え候 とのよし申され候。されはいなりつゝき候と て。めうしん寺へはかんろして。色／＼おほ せられ候へとも。これはふしみとのよりへち にて申され候まゝ。御心えなされて。かんろし して。めうしん寺のちやうらう御れい申さるゝ。	居成
		1560	7月27日	廿七日。めうしん寺よりふしみとのより申さ るゝいなりの御れい六百疋まいる。(後略)	居成御礼六百疋
	永禄9	1566	9月4日	四日。よる雨ふる。めうしん寺よりとし／＼の まつのおりまいる。同めうしん寺よりいなりの 御れい六百疋まりう。めうしん寺。たけのう ちとの御まいりありて。花たてらるゝ。(後略)	居成御礼六百疋
住持 交代	永禄10	1567	12月4日	四日。めうしん寺ちう寺(持)かわりたるとて。 御れい申さるゝ。ひき十てう。御あふきま いる。きちしやうしよにて御たいめんあり。申つ き頭弁。(後略)	妙心寺住持交代 につき御礼
	永禄13	1570	2月15日	十五日。(前略)妙心寺より濃州湖前座元居 成申請。頭弁申。	濃州湖前座元居 成

	元龜2	1571	8月11日	十一日。めうしん寺よりいなりの御れいにまいる。く御つく。女中みなへも御くはりあり。	居成
立成	元龜3	1572	3月16日	十六日。(前略)めうしん寺よりたちなりちよくし申候へきよし。かんろし。はりまより御申。御心へのよしありて。日のにおほせらるゝ。	たちなり
立成		1572	4月6日	六日。右大弁宰相めうしん寺のたちなりのすいきよしやうなかはしまてもちまいらるゝ。御らんせられてやかてかへさるゝ。しゆゑん十八日のよし申さるゝ。ちよくし右少弁。	立成推挙状
立成	元龜3	1572	4月18日	十八日。けふめうしん寺のたちなりあり。ちよくし右少弁。(中略)めうしん寺のちやうらう御れい申さるゝ。御たいめんあり。申つき右少弁。	立成
	天正7	1579	7月20日	廿日。めうしん寺よりいなりの御れいまいる。	居成御礼
	天正8	1580	1月23日	廿三日。(前略)めうしん寺よりみなりのすいきよしやうなかはしてひろう。御心えのよしおほせらるゝ。かきいたしはむろ。	居成の推挙状。
			12月1日	一日。(前略)めうしん寺のせんちうさいにんにて。ちよくし申されて。左少弁たてらるゝ。御れいにちやうらうまいりて御なかしん上申さるゝ。	前住再任
立成	天正9	1581	2月29日	廿九日。(前略)めうしん寺のたちなりの事。けふ御心えのよしおほせらるゝ。ちよくし中の御かとおほせらるゝ。	立成
			3月27日	廿七日。めう心寺のいなりのくせん一は中山頭中將。一は左少弁おほせらるゝ。(頭書)「(前略)めう心寺いなり。一人は三月一日。一人は同十日なり。御れいやかてまいる。」	居成 二人あり
			11月13日	十三日。めうしん寺のちやうらうしゆゑんにてさんたい。申つきかんろし大納言。ちよくしはむろ右少弁。はいかもあり。	入院
	天正14	1586	5月10日	十日。雨ふる。めうしん寺よりいなりの事申。五人めのよし申あいた御心えのよしあり。かんろし。なかはして御ひろうあり。	居成五人目

(中世後期の社会と禅宗 —戦国期における山隣派の展開を中心に— 竹貫 友佳子)

表B① 大徳寺歴代住持(後奈良天皇在位時期<1525~1557 9月>)

※『位次』…『龍宝山住持位次』(『統群書類従』第四輯下 補任部) 『前住籍』…『龍宝山前住籍』(『大仙院文書』185号)
『世譜』…『増補龍宝山大徳禅寺世譜』 『御湯殿』…『御湯殿上日記』(『統群書類従』補遺三)

世代	世代名	出世年	西暦	月日	門派	『世譜』	『位次』	『前住籍』	『御湯殿』
88世	伝庵宗器	大永八年(享禄)	1528	4月12日	北派	奉勅入寺	—	—	入院、御礼(大永8、4/12条)
89世	月浦玄珠	—	—	—	大模派	—	居成	居成	(居公文御礼)(享禄3、5/19条)
90世	大林宗套	天文5	1536	2月15日	北派	入寺開堂(天文52/25)	居成再住	—	居成御礼(天文5、2/16条)
91世	徹岫宗九	天文5	1536	10月18日	南派	出世(天文5、10/18)再住開堂(天文15、4/1)	居成再住	居成	居公文御礼(天文5、11/29条)
92世	玉堂宗条	天文6	1537	10月8日	南派	入寺開堂(天文6、10/8)	—	—	—
93世	清庵宗胃	天文6	1537	2月21日	南派	奉勅入寺	—	—	入院御礼(天文6、2/26条9)
94世	天啓宗仁	天文7	1538	9月13日	南派	奉勅入寺	—	—	—(※天啓宗仁(墮+欠))
95世	大室宗碩	天文7	1538	11月3日	龍泉派	奉勅入寺	—	—	入院御礼(天文7、11/3条)
96世	謹甫宗行	天文8	1539	5月27日	大模派	出世(天文8、5/27)	居成	居成	居公文御礼(天文8、5/29条)※(謹甫宗行(王+貞))
97世	龍谷宗登	天文11	1542	6月23日	南派	奉勅入寺	—	—	入院、御礼(天文11、6/3、6/23条)
98世	春林宗俣	天文13	1544	4月12日	南派	出世(天文13、4/13)	居成再住	居成	居成御礼(天文13、4/12条)
99世	松喬宗佳	天文14	1545	9月19日	龍泉派	奉勅入寺	—	—	—
100世	泰嶽宗康	天文18	1549	12月7日	南派	居成改衣(天文18、12/7)	居成	居成	—
101世	雲叔宗慶	天文20	1551	2月14日	南派	出世(天文20、2/14)再住開堂(永禄9、4/21)	再住	再住	—
102世	江隠宗顯	天文20	1551	9月21日	北派	奉勅入寺	—	—	入院御礼(天文20、9/21条)
103世	和溪宗順	天文24	1555	1月29日	南派	出世(天文24、1/29)	再住	再住	—
104世	華庵宗栄	天文24	1555	3月14日	南派	出世(天文24、3/14)	—	居成	—
105世	怡雲宗悦	天文24	1555	10月16日	南派	出世(天文24、10/16)再住(永禄元年12/13)	—	—	居成御礼(天文24、10/17条)再住(永禄元、12/2条)
106世	大歇宗用	弘治3	1557	5月23日	南派	出世(弘治3、5/23)	居成	居成	居成御礼(弘治3、5/27条)

(中世後期の社会と禅宗 —戦国期における山隣派の展開を中心に— 竹貫 友佳子)

表B② 大徳寺歴代住持(正親町天皇在位時期<1557年10月~1586年>)

※『位次』…『龍宝山住持位次』(『続群書類従』第四輯下 補任部) 『前住籍』…『龍宝山前住籍』(『大仙院文書』185号)
 『世譜』…『増補龍宝山大徳禅寺世譜』 『御湯殿』…『御湯殿上日記』(『続群書類従』補遺三)

世代	世代名	出世年	西暦	月日	門派	『世譜』	『位次』	『前住』	『御湯殿』
107世	笑嶺宗訢	永禄元	1558	10月17日	北派	奉勅出世(永禄元、10/17)再住開堂(永禄3、4/1)	再住	再住	—
108世	玉叟宗璋	永禄元	1558	11月	南派	出世(永禄元、11月)	居成	居成	居成、御礼(永禄元、11/18、11/26条)
109世	督宗紹董	永禄7	1565	2月28日	南派	出世(永禄7、2/28)開堂(永禄7、六月)	再住	再住	入院立成(永禄7、6/5条)
110世	南峰宗菊	永禄8	1566	6月1日	龍泉派	出世(永禄8、6/1)	居成	居成	—
111世	春屋宗園	永禄12	1569	3月28日	北派	勅許改衣(永禄12、3/28)再住開堂(元亀2、4/1)	再住	再住	—
112世	玉仲宗琇	永禄13	1570	2月13日	南派	奉勅入寺	—	—	入院御礼(永禄13、2/13条)
113世	明叟宗普	元亀2	1571	—	龍泉派	出世(元亀2)	居成	居成	(居成御心得)元亀2、6/20条
114世	大岫宗初	元亀3	1572	3月12日	龍泉派	出世(元亀3、3/12)	居成	居成	居成御礼(元亀3、3/14条)
115世	南英宗頓	元亀3	1572	6月21日	南派	出世(元亀3、6/21)再住開堂(天正10、3/21)	再住	再住	—
116世	万仞宗松	—	—	—	龍泉派	—	居成	居成	(居成御礼、元亀3、5/17条が該当する力)
117世	古溪宗陳	天正元	1573	9月15日	北派	奉勅入寺	—	—	立成入院御心得(元亀4、8/12、8/27条)
118世	梅隱宗香	天正元	1573	10月10日	龍泉派	出世(天正元、10/10)	居成	居成	(居成吹拳状)元亀4、10/10
119世	真叔宗根	天正2	1574	9月8日	南派	奉勅入寺	—	—	—
120世	咲隱宗听	天正5	1577	閏7月3日	南派	出世(天正5、閏7/39)	居成	居成	—
121世	明叔宗哲	天正6	1578	2月9日	南派	奉勅入寺	—	—	—

122世	仙嶽宗洞	天正7	1579	9月17日	北派	奉勅入寺	—	—	入院御礼(天正7、9/17条)
123世	竹澗宗紋	天正9	1581	2月11日	南派	出世(天正9、2/11)	居成再住	居成	入院(居成)御礼(天正9、2/7、2/11条)
124世	先甫宗賢	天正11	1583	閏1月17日	南派	出世(天正11、閏1/17)	居成再住	居成	居成御礼(天正11、閏1/17条)
125世	太素宗謁	天正11	1583	3月5日	南派	奉勅入寺開堂	—	—	入院御礼(天正11、3/5条)
126世	一凍紹滴	天正11	1583	12月1日	北派	改衣(天正11年春頃)入寺開堂(天正11、12/1)	再住	居成	—
127世	準叟宗範	天正13	1585	3月22日	龍泉派	出世(天正13、3/22)	居成	居成	—
128世	梅溪宗葩	天正13	1585	8月13日	南派	出世(天正13、8/13)再住開堂(天正18、8/13)	再住	居成	—
129世	天叔宗眼	天正13	1585	8月25日	南派	出世(天正13、8/25)再住開堂(天正14、6/20)	—	居成	—
130世	玉甫紹琮	天正14	1586	10月13日	北派	奉勅入寺	—	—	—

(中世後期の社会と禅宗 —戦国期における山隣派の展開を中心にして— 竹貫 友佳子)

表B②α 『御湯殿上日記』正親町天皇期在位時期の大徳寺入寺関連記事一覧

元号	西暦		本文	入寺関連語句	入寺者	
永禄元年	1558	11月8日	八日。ことなる事なし。ひろはしむらさきののしゆゑんの事申さるゝ。 (後略)	入院		
		11月18日	十八日。(前略)。ひろはし大納言むらさきののいなりの事申さるゝ。 ちよきよあり。	居成	玉叟宗璋(南派)	
		11月26日	廿六日。むらさきのきよくそう。いなりの御れいに。こたかたんしにと んすまいる。ひろはし大納言申つきなり。(後略)	玉叟 居成御礼	玉叟宗璋(南派) 御礼	
		12月2日	二日。(前略)ひろはし大納言十三日むらさきのゝさいしゆの事。大す けして申。御心えのよしあり。ちよくしすけふさ。おなしくりんしの事。 すけふさにおほせらるゝ。	十三日再住	怡雲宗悦再住	
立成	永禄7	1564	6月5日	五日。ことなることなし。むらさきのゝしゆゑんありて。ひきにとんす へてしん上申さるゝ。たちなりにて。くわんしゆ寺はれとよちよくし。	入院 立成	督宗紹董(再住)
	永禄13	1570	2月13日	十三日。雨ふり神なる。むらさきのゝしゆゑんあり。くわんしゆ寺左中 弁ちよくしなり。しゆゑんのちやうらう御れい申さるゝ。御ほんいとん すまいる。(後略)	入院御礼	玉仲宗琇 ※晴右 記 14日条に入 院の礼あり
	元亀2	1571	6月20日	廿日。(前略)むらさきのゝしゆゑんいなりのよし。くわんしゆ寺中納 言ひろう。さかみのくにのものゝよし申さるゝ。御心えのよしあり。(後 略)	居成 相模者	明叟宗普か。
	元亀3	1572	3月14日	十四日。(前略)。むらさきの大とく寺よりいなりの御れいにきやうそ く。こたかたんしまいる。大しやう寺とのゝ御かつしき御所へまいら るゝ。せいさいにつかは(さ脱力)るゝなり。いなりの人とうこくの人と て。いなかにてさんたいはんし。くわんしゆ寺中納言ひろう。	居成御礼 東国人	※大岫宗初(龍泉 派)宗雲寺六世
			5月14日	十四日。こなることなし。むらさきのよりいなりとて。すいきよしやうく わんしゆ寺よりまいる。御心へのよしあり。みのゝ人のよしあり。	居成推挙状	
			5月17日	十七日。(前略)むらさきのよりいなりの御れい。とんす。こたかまい る。くわんしゆもちてなかはしまて御まいり。(後略)	居成御礼	万仞宗松力

立成 の入院	元龜4	1573	8月12日	十二日。(前略)むらさきのたちなりのしゆゑんに。右中弁ちよくしのち(よ脱)くやくの事申。御心えのよしあり。四つし大納言にもちやくさの事。なかはしより文にておほせらるゝ。	立成の入院	古溪宗陳力
	元龜4	1573	8月27日	廿七日。むらさきのゝ大とく寺しゆゑんのすいきよしやうくわん中納言なかはしまてもちて御まいり。御心えのよしあり。りんし中山頭中將。らい月五日のとりおきせいりやうてんあり。(後略)	入院の推挙状	古溪宗陳
			10月10日	十日。(前略)むらさきの大とく寺いなりのすいきよしやうまいる。御心えのよしあり。くわんしゆ寺すのあいた。御あちやちやなかはして御ひろう。かきいたしさせうへん。(後略)	居成の推挙状	梅隱宗香(龍泉派)早雲寺8世カ
	天正7	1579	8月7日	七日。(前略)いまたむらさきのゝ寺より申は(こ)し候はねとも。さたあるほとにとて。のふみつちよくしのちよくやくの事。くわしゆ寺中納言なかはしまて申さるゝ。御心えのよしあり。(後略)	入院の勅使の件	9月17日入院の仙嶽宗洞カ
立成			9月17日	十七日。(前略)むらさき野にしゆゑんありて。ちや(う脱カ)御れいにまいらるゝ。こた(か脱カ)にきなるとんす一たんまいる。御たいめん。申つきくわんしゆ寺中納言。	入院 御礼	仙嶽宗洞入院
	天正9	1581	2月7日	七日。(前略)むらさきのゝ大とく寺よりいなりの事。くわんしゆ寺中納言申さるゝ。まへもれいあらは御心へのよしおほせらるゝ。(中略)むらさきのまへいなりしけよしおほせられて。いまは立なり。いなりに。かくねんにさったまりたるよし。くわんしゆ寺中納言申さるゝ。(後略)[頭書]御れうしやかてまいらせらるゝ。はんさうすとりてかへりとなり。(後略)	居成	竹澗宗紋カ
	天正9	1581	2月11日	十一日。(前略)むらさきのゝちやうらうしゆゑんの御れいにまいらるゝ。小たかたんしにあさきのとんすしん上。御たいめんあり。(後略)	入院 御礼	竹澗宗紋カ、再住?
	天正11	1583	閏1月17日	十七日。はるゝ。むらさきのゝちやうらうしゆけん。いなりの御れいさんたい申さるゝ。ひき十てう。まき物まいる。くわいんしゆ寺しん大納言申つき也。(後略)	居成御礼	先甫宗賢(南)
			3月5日	五日。(中略)むらさきのゝたいとくちにしゆゑんありて。はむろちよくし也。御れいにちやうらうまいる。こたかたんしに。もんさ[紋紗]しん上申。きやう所にて御たいめんあり。申つきくわんしゆ寺大納言。	入院御礼	太素宗謁(南)

(中世後期の社会と禅宗 —戦国期における山隣派の展開を中心に— 竹貫 友佳子)

表C 龍泉派大徳寺出世一覽(大徳寺歴代住持のうち、龍泉派僧のみ抜粋)

大徳寺世	早雲寺世	僧名	元号	西暦	月日	奉勅	居成	再住	御湯殿
70世		陽峰宗韶	永正元年	1504	3月		●		—
73世		東海宗朝	永正5年	1508	2月	☆			—
83世	早雲寺開	以天宗清	永正16・大永2	1519		☆		※	—
85世		千林宗桂	?				○		—
95世	2世	大室宗碩	天文7	1532	11月3日	☆			—
99世	3世	松喬宗侗	天文14	1545	9月19日	☆			—
110世	4世	南岑宗菊	永禄8年	1565	6月1日		●		—
113世	5世	明叟宗普	元亀2年	1571	(6月20日)		●		居成御心得
114世	6世	大岫宗初	元亀3年	1572	3月12日		●		居成御礼
116世	7世	万仞宗松	?(元亀3年)		?		●		(居成御礼)
118世	8世	梅隠宗香	天正元年	1572	10月10日		●		居成吹嘘状
127世	9世	準叟宗範	天正13年	1585	3月22日		●		—
131世	10世	鍊叔宗鉄	天正16年	1588	9月11日		●	●	—
132世	11世	希叟宗罕	天正17年	1589	11月		●		—
133世	12世	太翁宗安	天正17年	1589	12月		●		居成御礼(天正17、12/11条)

参考資料

『龍宝山大徳禅寺世譜』

『龍宝山住持位次』(『続群書類従』第四輯下補任部) 『龍宝山前住籍』(『大仙院文書』185号)

『御湯殿上日記』(『続群書類従』補遺三)

☆…『龍宝山大徳禅寺世譜』に「奉勅」とある。

●…『位次』、『前住籍』両方に記述あり。

○…『位次』のみ記述あり

※…『延宝傳燈録』